

# 南城市高齢者保健福祉計画

## 福寿の郷 南城

元気いっぱいの高齢期を過ごすために



ハートのまち  
南城市







## 高齢者が安心して暮らせる健康長寿のまちづくり

南城市長 瑞慶覧 長敏

全国では高齢者人口の増加と少子化が急速に進んでおり、高齢者を取り巻く環境は著しく変化しており、南城市においても同様の傾向であります。市では人口増加とともに、高齢者も増加しており平成 29 年 10 月末現在、高齢化率は 23.8%で、県平均 22.9%よりやや高くなっています。団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になる 2025 年には 30.3%に達し、国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。

平成 12 年度から始まった介護保険制度が定着し、市においても介護サービス利用が増え続けています。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に国全体で取り組んでおり、本市でもさらに段階的にその深化・推進が求められています。

平成 27 年 3 月に策定した南城市高齢者保健福祉計画は、「福寿の郷 南城 元気いっばいの高齢期を過ごすために」を基本理念に地域の高齢者が安心して生活を続けられるよう支援するとともに、関係機関・団体との連携のもと、高齢者福祉の充実を推進してまいりました。

また、前計画期間中には、県主催「平成 29 年度沖縄県健康づくり知事表彰（がんじゅうさびら表彰）」において、地域住民に対し、健康づくりに積極的に取り組んでいる団体に贈られる地域活動部門において上位 3 団体とも南城市自治会が受賞しました。これもひとえに関係者の方々を中心に地域の皆様による日頃の努力の賜物と敬服する次第であります。

この度の計画の見直しでは、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や多様な福祉サービスの提供、健康づくり・生きがいづくり、地域包括ケアシステムの深化・推進、認知症対策の推進を盛り込んでおります。

平成 27 年 4 月の介護保険制度改正では、介護予防及び生活支援の取り組みが行政によるサービス提供だけではなく、地域のボランティア・住民の力を活用したサービス提供も含まれています。市が実施してきた地域支え合い事業をどのように広げていくか、住まい・医療・介護・予防・生活支援の連携をどう展開するか、地域課題を把握しながら、創意工夫による対応策を検討し実施してまいりたいと思います。

結びに、本計画の見直しにあたり、多大なご指導とご協力をいただきました策定委員の皆様をはじめ関係各位、市民の皆様に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画の背景 .....	1
(1) 背景 .....	1
(2) 法的根拠 .....	3
(3) 計画の策定方針 .....	4
2. 計画の位置づけと期間 .....	5
(1) 他計画との関係 .....	5
(2) 介護保険事業との関係 .....	6
(3) 計画の策定体制 .....	8
(4) 計画の期間 .....	9
3. 計画の基本理念・基本目標 .....	10
(1) 基本理念 .....	10
(2) 計画の基本目標の設定 .....	11
(3) 施策の体系 .....	12
第2章 高齢者の現状と課題 .....	15
1. 人口動態 .....	15
(1) 高齢者の人口と推計 .....	15
(2) 地域別の人口 .....	16
2. 世帯の状況 .....	17
(1) 高齢者世帯の状況 .....	17
3. 就労の状況 .....	18
(1) 高齢者の就労の状況 .....	18
4. 介護保険の利用状況 .....	20
(1) 要支援・要介護認定者 .....	20
(2) 要介護度別認定者（第1号被保険者） .....	21
(3) 認知症者高齢者数の状況 .....	22
(4) 介護保険サービス受給者数の推移 .....	23
(5) 居宅サービス別利用状況 .....	24
(6) 地域密着型サービスの利用状況 .....	25
(7) 施設サービス別の利用状況 .....	26
(8) 給付費の推移 .....	27
5. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 .....	29
(1) 調査概要 .....	29
(2) 調査結果 .....	30
6. 在宅介護実態調査結果（一部抜粋） .....	45
(1) 本調査の目的 .....	45
(2) 本調査の実施概要 .....	45

(3) 調査結果 .....	46
第3章 前計画の施策の点検 .....	49
1. 前計画の施策の体系 .....	49
2. 個別事業の点検 .....	52
第1節 健康な高齢期を迎えるために .....	52
第2節 元気な毎日を送るために（～「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の推進） .....	53
第3節 自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実） .....	58
第4節 支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進） .....	65
第5節 認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進） .....	69
第6節 生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充） .....	72
第7節 安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進） .....	77
第8節 横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進） .....	80
2. 本市の課題 .....	82
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進から .....	82
(2) 地域づくり・ネットワークの整備 .....	84
第4章 施策の展開 .....	87
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	88
(1) 健康な高齢を迎えるために .....	88
(2) 元気な毎日を送るために（～「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の推進） .....	89
(3) 自立生活を支えるために .....	94
(4) 認知症への対応を強化するために .....	102
2. 地域づくり・ネットワークの整備 .....	105
(1) 支え合いの地域づくり .....	105
(2) 生きがいのある生活のために .....	108
(3) 安心と安全の生活環境のために .....	112
第5章 各種連携の推進 .....	115
1. 庁内の連携体制の強化 .....	115
2. 地域の関係組織、団体との連携 .....	115
3. 沖縄県介護保険広域連合との連携 .....	115
第6章 計画推進のために .....	117
1. PDCAサイクルによる計画の点検・評価の実施 .....	117
2. 推進体制 .....	117
資料編 .....	119
1. 施策・事業の一覧 .....	119
2. 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則 .....	122
3. 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿 .....	124
4. 南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況 .....	125

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の背景

### (1) 背景

現在、日本では高齢者人口の増加と少子化が急速に進んでおり、総人口は平成28(2016)年10月1日現在、1億2,693万人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,459万人となっており、総人口に占める割合(高齢化率)も27.3%となっています(総務省「人口推計」平成28年10月1日(確定値))。

今後も高齢化率は上昇を続け、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる平成37(2025)年には30.3%に達し、国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者というこれまでに経験したことのない社会の到来が見込まれています。

本市においても、高齢者人口が増加すると見込まれ、それに伴い高齢化率も、平成27(2015)年には22.7%だったものが平成37(2025)年には27.0%と5ポイント上昇するものと予想されます。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる平成37(2025)年には、介護が必要な高齢者がさらに増加することが見込まれています。

高齢者世帯、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加や、認知症高齢者の増加などをみても、本市を取り巻く高齢化の状況は年々厳しくなっています。

これらを踏まえて、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据えながら、高齢者ができるだけ、元気に過ごしていけるような社会を目指していきます。

なお、介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という)を定めることとされています。県及び市は、基本指針に即して3年を一期とする都道府県介護保険事業計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされています。

#### 【第7期基本指針のポイント】

- ・ 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- ・ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進
- ・ 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- ・ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- ・ 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備



# 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



資料出所：厚生労働省

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)



## (2) 法的根拠

- 高齢者が生きがいを持って、健全で安らかな生活を保障されるものとして、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉法に定められているものです。
- また、介護保険法で定められている「介護保険事業計画」を一体のものとして作成しなければならないとされています。
- 地域福祉法に規定されている「地域福祉計画」と調和を取らなければならないとされています。

(参考：老人福祉法より)

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構  
想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉  
事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」とい  
う。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事  
業計画と一体のものとして作成されなければならない。

### (3) 計画の策定方針

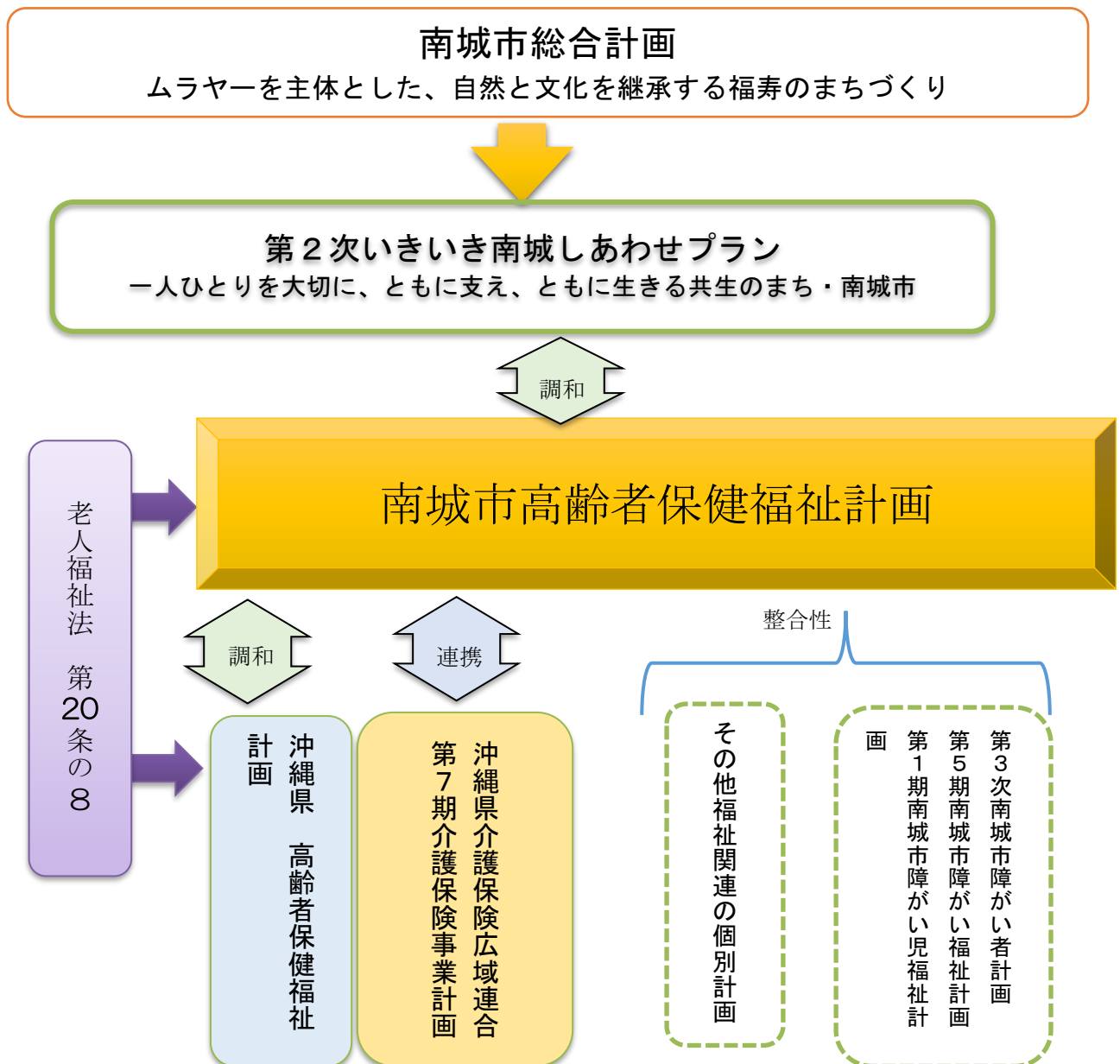
---

- 本計画は、これまで「高齢者保健福祉計画」として策定され、保健・福祉の施策を掲げる内容となっていました。
  
- 平成20年度からは老人保健法が廃止され、老人保健事業は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導と、健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診、65歳未満への保健施策)へと移行したほか、75歳以上の保健事業は後期高齢者医療広域連合で実施されるようになりました。このため、本計画からも「老人保健計画」が除かれ、「老人福祉計画」(高齢者福祉計画)のみの策定を行っています。
  
- 国においては、このような制度変更が行われましたが、健康保健、とりわけ若い世代からの健康づくりは将来の生き生きとした生活へとつながるものであり、策定委員会や事務局の検討会においても、健康保健の取り組みは介護予防の観点から重要であるという議論がなされました。このため、市では、保健分野と福祉分野が連携を保ち、施策を推進することを計画で掲げていることから、本計画の名称を「南城市高齢者保健福祉計画」として策定しています。

## 2. 計画の位置づけと期間

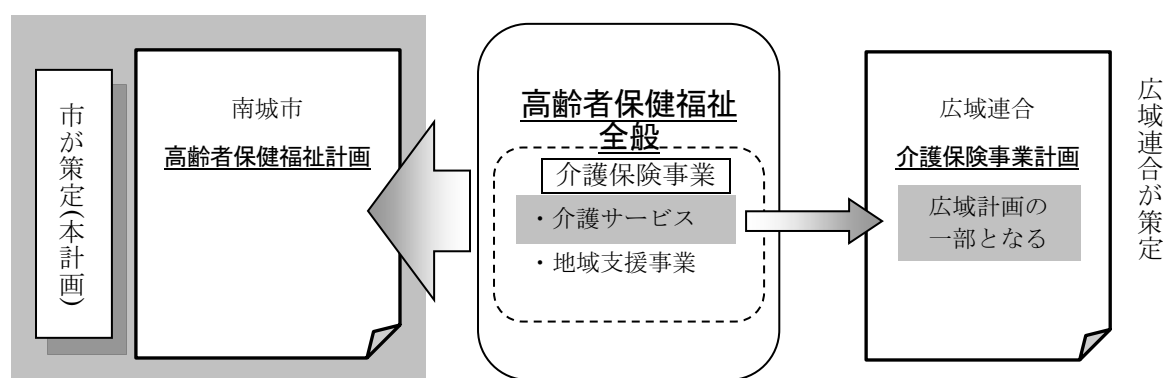
### (1) 他計画との関係

- 本計画は、平成27年3月策定の「南城市高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、本市の今後の高齢者福祉施策について総合的に掲げる計画となっています。また、県の「沖縄県高齢者保健福祉計画」や沖縄県介護保険広域連合策定の「介護保険事業計画」との整合性を図って策定します。
- 市の計画との関係性では、まちづくりの上位計画である総合計画や、地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定した「第2次いきいき南城しあわせプラン」との整合性を図るほか、福祉分野の計画と横断的な施策の展開を行うよう策定します。



## (2) 介護保険事業との関係

- 高齢者保健福祉計画のうち、介護に関する部分を詳しく述べたものが介護保険事業計画です。
- 介護サービスは高齢者の福祉の中でも非常に重要であり、より細かく事業展開を図る必要があるため、事業計画を策定します。本市は沖縄県介護保険広域連合に加入しているので、介護保険事業計画は広域連合が策定します。



(参考：介護保険事業計画とは)

計画期間における介護保険サービスの見込量や介護保険料などについて掲げる計画です。現在のサービス利用状況（給付費）や高齢者の人口推移などから算出されます。

- 居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、福祉用具など）
- 施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- 地域密着型サービス（通所介護、認知症グループホームなど）
- 地域支援事業（介護予防の取り組みなど）

<参考：介護保険事業における地域支援事業の位置づけ(イメージ)>

介護保険事業

介護給付サービス

予防給付サービス

地域支援事業

居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入費

地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者介護

住宅改修

居宅介護支援

介護保険施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

介護予防サービス

介護予防訪問介護

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

介護予防通所介護

- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防特定福祉用具購入費

地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

住宅改修

介護予防支援

移行

○介護予防・日常生活支援総合事業  
(新しい総合事業)

・介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 生活支援サービス(配食等)
- 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- ・一般介護予防事業

○包括的支援事業

- ・地域包括支援センターの運営
- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- ケアマネジメント支援
- 地域ケア会議
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・生活支援サービスの体制整備

○任意事業

- ・介護給付費適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・その他の事業

要介護 1～5 が利用

要支援 1・2 が利用

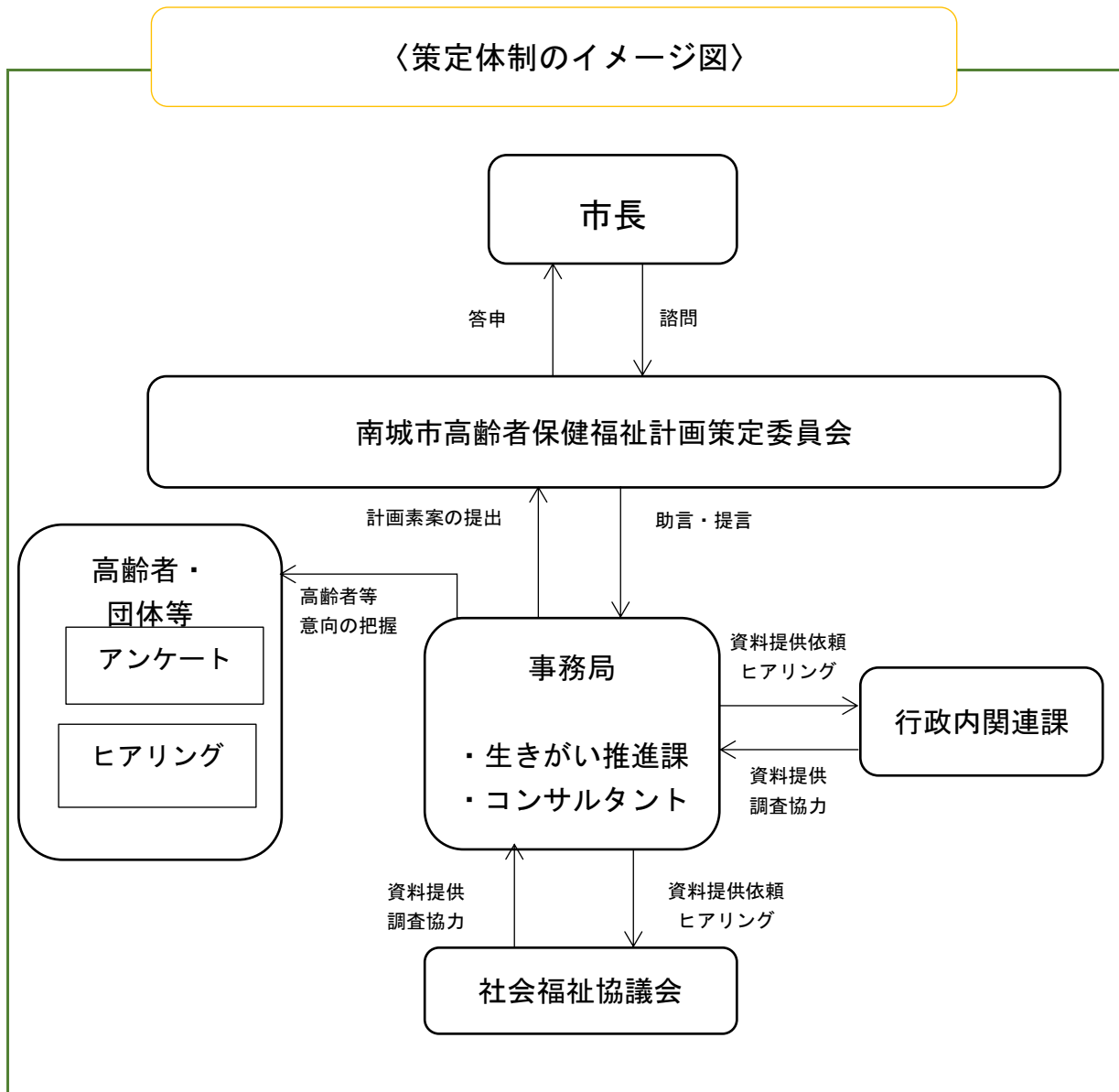
全ての高齢者が利用

※事業によっては  
対象者が限定されます

### (3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、65歳以上の市民にアンケート調査を実施、高齢者の現状と課題の整理を行いました。また、生きがい推進課(事務局)を中心に、庁内の各課が連携し、現状資料の収集から前回計画の点検と課題の把握、今後の対策の検討と調整を行いました。

「南城市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、高齢者福祉や介護保険サービス、地域への関わりをもっている関係者の方々の意見を聴取し、計画の策定を行いました。





#### (4) 計画の期間

本計画は、平成 30～32 年度（2018～2020 年度）の 3 年間の計画期間とします。また、平成 37（2025）年までの中長期的な視点に立った施策の展開をはかります。

##### 〈上位・関連計画の計画期間〉

社会情勢	団塊世代が 65 歳に到達し介護需要増加へ → <u>地域包括ケアシステムの構築を図る</u>			介護需要のピークを見据えて、地域で高齢者が暮らし続けられる仕組みづくり地域包括ケアシステムの具体化を推進			平成 36 年～37 年（2024～2027 年）ごろ 団塊世代が 75 歳に到達→介護需要ピークへ				
	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
南城市総合計画	第 1 次			第 2 次							
南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画	第 2 次				第 3 次					第 4 次	
南城市高齢者保健福祉計画	第 1 次			第 2 次			第 3 次		第 4 次		
南城市子ども・子育て支援事業計画	第 1 次				第 2 次						
南城市障がい者計画	第 2 次			第 3 次					第 4 次		
障がい福祉計画	第 4 期			第 5 期		第 6 期		第 7 期			
障がい児福祉計画				第 1 期		第 2 期		第 3 期			

### 3. 計画の基本理念・基本目標

#### (1) 基本理念

市の総合計画の基本指針「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」の中で「暮らしの充実と豊かさ」を基本施策として掲げています。

総合計画より時期的に先行して策定された現在の高齢者保健福祉計画の方向性が盛り込まれており、特に「福寿」という言葉は総合計画でも使用されています。

前計画では、「福寿の郷・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」を基本理念として掲げています。今計画においても、前計画の基本理念を継承して掲げ、高齢期を元気に過ごしていけるような高齢者福祉の展開を進めていきます。

また、今計画においては、その実現に向けて「視点1 地域包括ケアシステムの深化・推進」「視点2 地域づくり・ネットワークの整備」の2つの視点を新たに加えることで、健康寿命を延ばすための健康づくり、高齢者の介護予防の強化、日常生活の支援体制の確立、支え合う地域づくり、生きがいづくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築を進めていきます。

#### 基本理念

福寿の郷・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために



## (2) 計画の基本目標の設定

本市の高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを感じ、尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができるよう、「視点1 地域包括ケアシステムの深化・推進」「視点2 地域づくり・ネットワークの整備」の2つの視点から7つの基本目標を設定します。

視点1 地域包括ケアシステムの深化・推進	
	基本目標1 健康な高齢期を迎えるために
	基本目標2 元気な毎日を送るために
	基本目標3 自立生活を支えるために
	基本目標4 認知症への対応を強化するために
視点2 地域づくり・ネットワークの整備	
	基本目標5 支え合いの地域づくり
	基本目標6 生きがいのある生活のために
	基本目標7 安心と安全の生活環境のために

### (3) 施策の体系

視点	基本目標	基本施策	事業名	頁			
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	(1) 健康な高齢期を迎えるために	1) 生活習慣病予防の取り組みとの連携		88			
		2) 高齢者の健康保持・増進		88			
	(2) 元気な毎日を送るために	1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	①訪問型サービスの推進	①-1 訪問介護	89		
				①-2 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	89		
				①-3 訪問型サービスB (住民主体による支援)	89		
				①-4 訪問型サービスC (短期集中型サービス)	89		
			②通所型サービスの推進	②-1 通所介護	90		
				②-2 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	90		
				②-3 通所型サービスB (住民主体による支援)	90		
				②-4 通所型サービスC (短期集中型サービスC)	90		
			③その他の生活支援サービス	90			
			④介護予防ケアマネジメント	91			
			2) 一般介護事業の推進	①介護予防把握事業	①介護予防把握事業	91	
					②介護予防普及啓発事業	②-1 介護予防の知識の普及啓発	91
						②-2 高齢者筋力向上トレーニング事業 (がんじゅう教室)	92
				②-3 介護予防教室		92	
③地域介護予防活動支援事業	③-1 地域ふれあいミニデイサービス事業	92					
	③-2 介護支援ボランティアポイント制度	93					
	③-3 訪問リハビリ	93					

視点	基本目標	基本施策	事業名	頁		
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	(3) 自立生活を支えるために	1) 包括的支援事業の推進	①(新規)地域包括支援センターの業務整備	94		
			②地域包括支援センターの運営充実	②-1 地域包括支援センターの周知徹底	95	
				②-2 地域包括支援センターの体制の強化	95	
				②-3 介護予防ケアマネジメント事業の充実	95	
				②-4 相談と情報提供の充実	②-4-1 相談体制の充実	95
					②-4-2 情報提供の充実	96
				②-5 権利擁護の推進	②-5-1 権利擁護の相談の充実	96
					②-5-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進	96
			②-5-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進		97	
			②-6 ケアマネジメント支援事業	97		
			②-7 地域ケア会議の充実	97		
			③在宅医療・介護連携の推進	98		
			④認知症施策の推進	98		
			⑤生活支援サービスの体制整備	98		
			2) 任意事業の充実	①家族介護用品支給事業	98	
				②家族介護慰労金支給事業	99	
				③食の自立支援サービス事業	99	
				④成年後見制度利用支援事業	99	
	⑤夜間・休日の虐待等相談事業	99				
	⑥緊急通報システム事業	100				
	3) 市の単独事業の充実	①外出支援サービス事業	100			
		②ショートステイ事業	100			
	4) 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援		100			
	5) 地域密着型サービスの充実	①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	101			
		②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	101			
	(4) 認知症への対応を強化するために	1) 認知症予防対策の推進	102			
		2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	102			
		3) 認知症支援ネットワークづくり	103			
		4) 認知症家族介護者への支援	103			
		5) 認知症の方とその家族の居場所づくり	103			
		6) 認知症サポーターの養成	104			
		7) 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実	104			

視点	基本目標	基本施策	事業名	頁	
2. 地域づくり・ ネットワークの整備	(1) 支え合いの地域づくり	1) (新規) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進		105	
		2) 地域支え合い支援事業の推進		105	
		3) ボランティア活動の推進	①ボランティアの育成支援	106	
			②ボランティア活動の推進	106	
			③高齢者のボランティア活動参加促進	107	
			④社会福祉関係機関・団体との連携	107	
		4) 福祉教育の推進	①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進	107	
			②ボランティア活動推進校の指定	108	
		(2) 生きがいのある生活のために	1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実	①スポーツ活動の機会の充実	108
				②高齢者の生きがい健康づくり事業	109
	③文化活動、生涯学習機会の充実			109	
	④生きがい活動についての情報提供の充実			109	
	2) ふれあい、交流等の推進		①地域の交流の機会の拡充	109	
			②世代間交流の機会の拡充	110	
			③老人クラブ活動支援の充実	110	
			④敬老会の実施	111	
	3) 就労の支援推進			111	
	4) その他の生きがいづくりの推進			111	
	(3) 安心と安全の生活環境のために		1) 防犯・防災対策の充実	①連携による防犯対策の推進	112
				②自主防犯活動の推進	112
				③防犯灯の設置促進	112
		④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化		113	
		⑤自主防災組織発足や活動の支援		113	
⑥犯罪や災害に関する知識の普及		113			
2) 建物や道路、住宅等の環境整備の推進		①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進	114		
		②交通安全対策	114		



## 第2章 高齢者の現状と課題

### 1. 人口動態

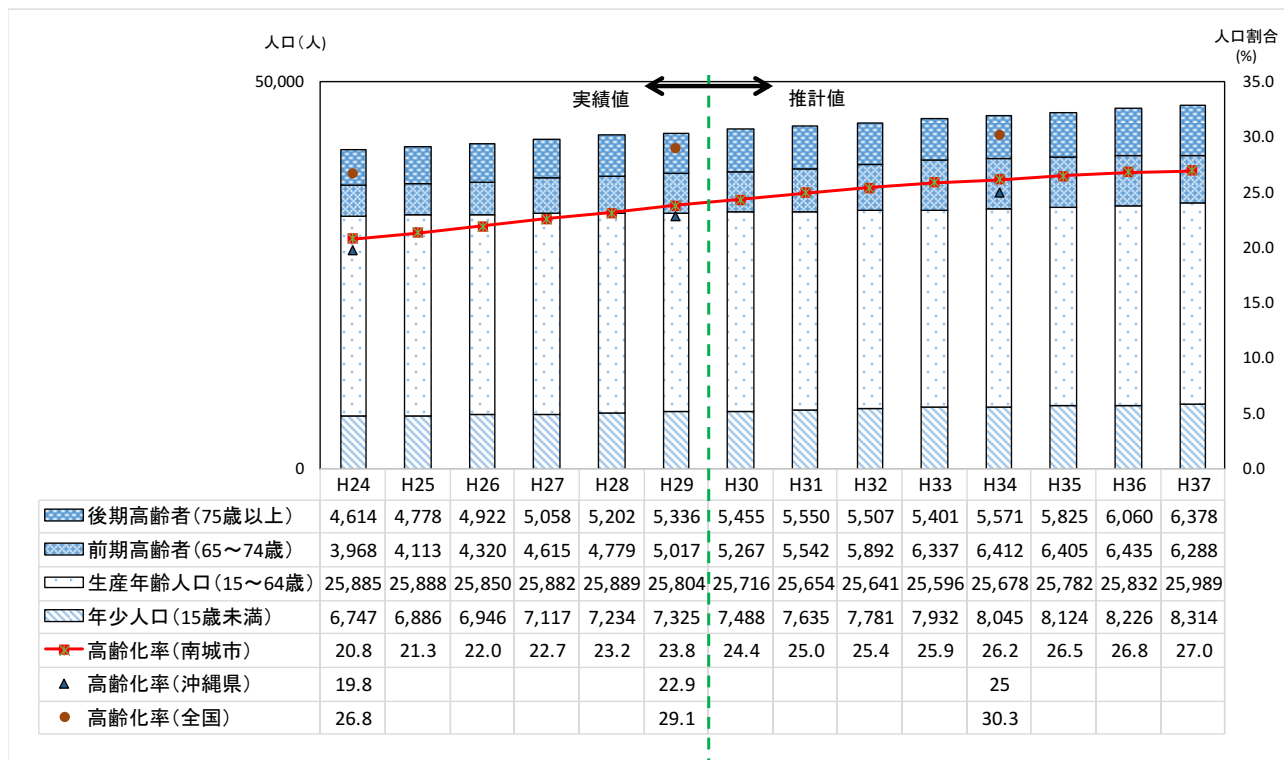
#### (1) 高齢者の人口と推計

各年10月の住民基本台帳をベースにコーホート要因法により平成37年まで人口推計をした結果、総人口は増加すると見込まれます。

高齢者人口は、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）ともに増加し続けると推計されます。高齢者人口の増加に伴い、高齢化率も上昇し続けるものと予測され、平成31年（2019年）から、4人に1人が65歳以上の高齢者となります。

また、本市の高齢化率は沖縄県よりも高い位置にあり、全国よりも低い位置にあります。

南城市の人口推計



資料出所：南城市住民基本台帳人口（各年10月1日）より人口推計

沖縄県・全国「沖縄県高齢者保健福祉計画」

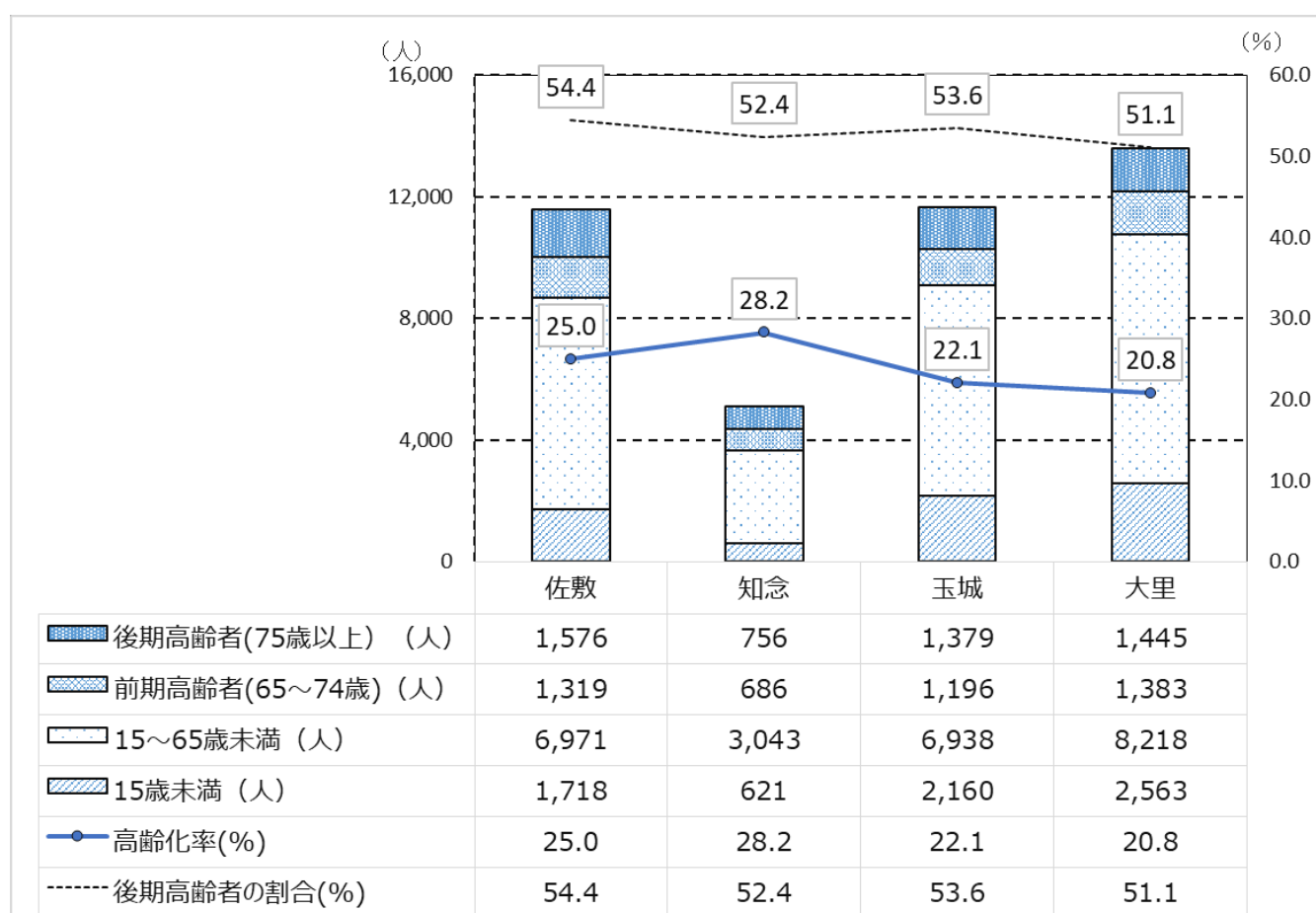
## (2) 地域別の人口

地域別の人口をみると、人口が最も多いのは「大里」となっており、以下「玉城」「佐敷」「知念」となっています。

高齢化率では、「知念」が最も高く、以下「佐敷」「玉城」「大里」となっています。

65歳以上に占める後期高齢者（75歳以上）の割合をみると、「佐敷」が高く、以下「玉城」「知念」「大里」となっています。

地域別人口構造（2015）



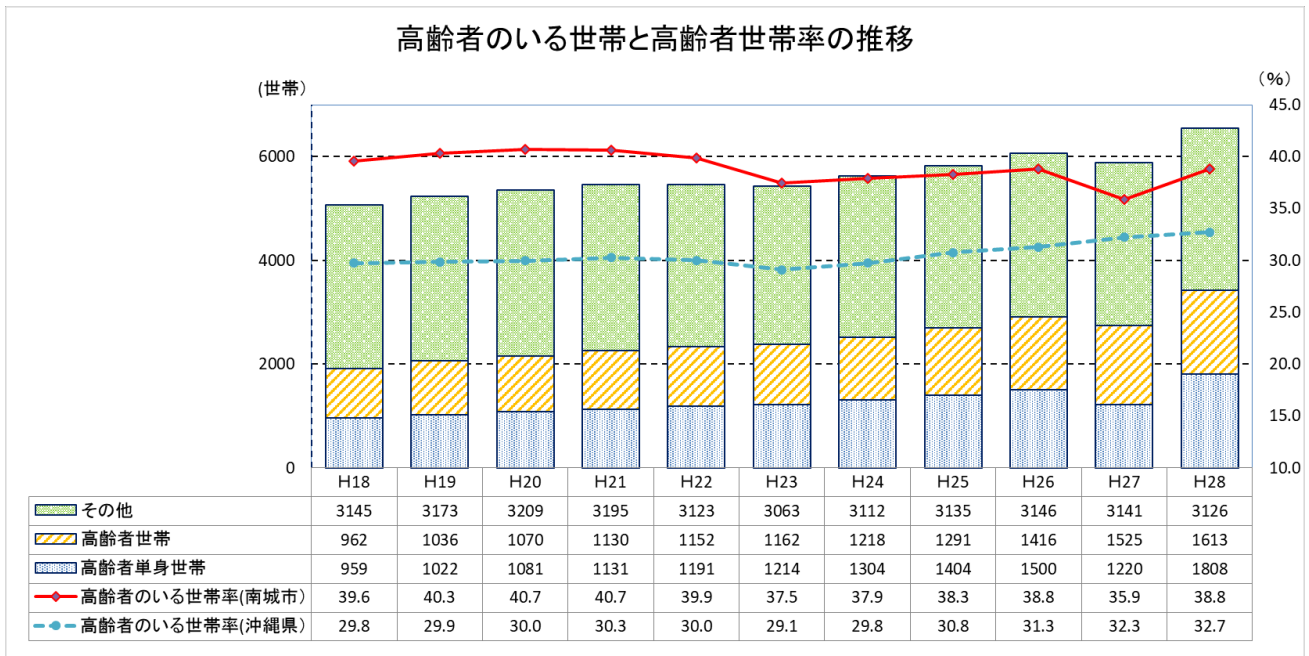
資料：総務省「平成27年 国勢調査報告書」

## 2. 世帯の状況

### (1) 高齢者世帯の状況

市の高齢者（65歳以上）のいる世帯は、約4割前後を推移しており若干低下傾向にあります。また、沖縄県平均と比べると、3ポイントから10ポイント高く推移しています。平成28年でみると沖縄県平均が32.7%本市では38.8%と6ポイント高くなっています。

世帯構成をみると本市は、3世代等の「その他」に占める割合が高くみられ、平成28年では高齢者のいる世帯の48.0%が「その他」となっています。また、単身世帯では、平成18年が959世帯であったのに対し、平成28年では約2倍の1,808世帯となっています。



資料出所：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班「高齢者福祉関係基礎資料」

### 3. 就労の状況

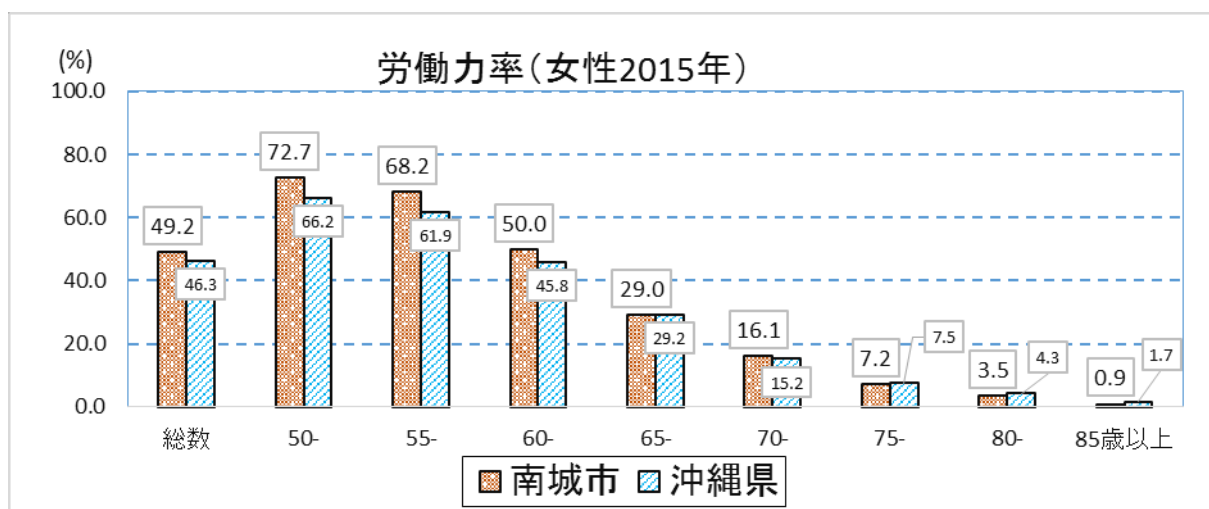
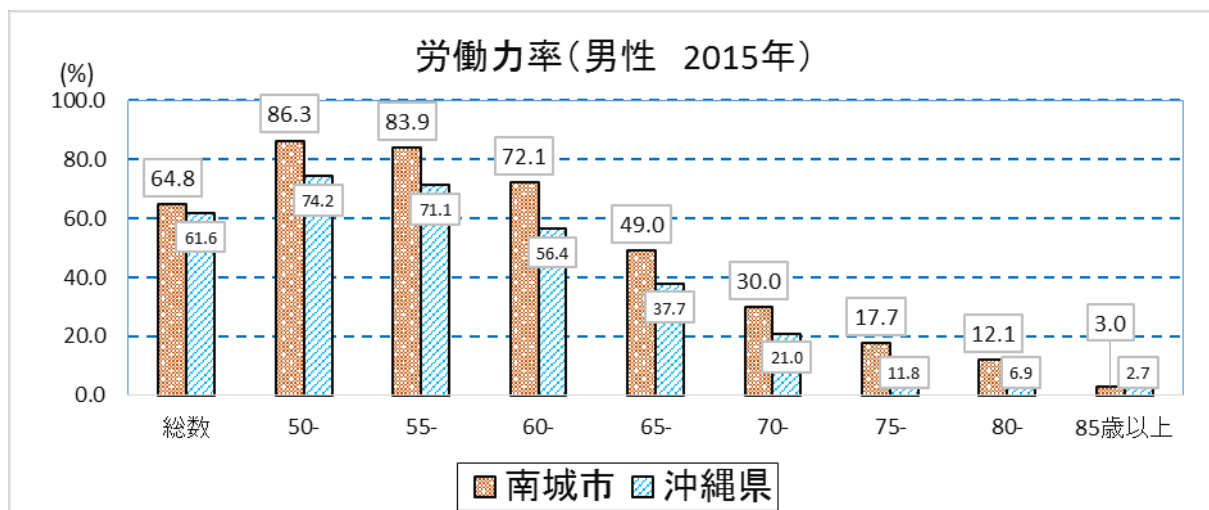
#### (1) 高齢者の就労の状況

##### 1) 労働力率

男性の労働力率（働く意欲）では、全ての年代で沖縄県全体と比べて高い傾向にあります。具体的には、一般的な退職年齢である60～65歳までは、南城市男性の約4人に3人に働く意欲（労働力率）がみられますが、沖縄県全体では、約2人に1人となっています。

女性においては、沖縄県全体と比べて差が見られませんでした。

また、男女を比較すると南城市、沖縄県とも男性に比べて女性の労働力率が低い傾向にあります。



資料：総務省「平成27年 国勢調査報告書」

## 2) 就業構造

本市の総数では、沖縄県と同様な就業構造になっており、男性が「建設業」、女性が「医療、福祉」となっています。

高齢者（65歳以上）では、男性では約3人に1人が「農業」、女性においても、約4人に1人が「農業」となっています。なお、沖縄県では、男性では約5人に1人が「農業」、女性においても、約6人に1人が「卸売業、小売業」となっています

### 産業別就業構造（2015）

(%)

	男性				女性			
	総数		65歳以上		総数		65歳以上	
	南城市	沖縄県	南城市	沖縄県	南城市	沖縄県	南城市	沖縄県
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100	100	100
A 農業、林業	10.6	5.5	35.5	20.8	5.8	2.4	28.5	11.7
うち農業	10.6	5.4	35.5	20.7	5.8	2.3	28.4	11.7
B 漁業	1.2	0.7	2.1	1.5	0.2	0.1	0.3	0.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	-	-
D 建設業	17.0	14.2	10.9	10.2	3.0	2.4	2.6	1.8
E 製造業	7.1	5.4	5.0	4.2	5.6	4.3	3.2	4.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.1	0.1	0.2	0.2	-	0.1
G 情報通信業	2.0	2.7	0.2	0.5	1.6	1.7	0.3	0.3
H 運輸業、郵便業	8.6	6.5	12.0	10.8	2.0	1.5	0.5	0.7
I 卸売業、小売業	11.9	11.8	7.5	9.6	17.0	16.5	14.6	16.3
J 金融業、保険業	1.0	1.4	0.2	0.6	1.9	2.4	0.8	0.8
K 不動産業、物品賃貸業	1.5	2.4	1.5	4.2	1.1	1.7	1.3	3.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	3.1	3.5	2.8	3.8	1.9	2.1	1.3	1.1
M 宿泊業、飲食サービス業	3.7	5.9	1.5	3.2	7.6	10.1	10.1	12.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	3.0	3.1	2.8	2.6	5.0	4.8	6.3	6.5
O 教育、学習支援業	3.3	4.0	1.5	2.2	6.7	7.0	2.6	3.4
P 医療、福祉	7.5	7.0	3.2	4.4	27.4	22.4	16.0	12.1
Q 複合サービス事業	1.3	1.0	0.3	0.2	1.1	0.7	0.2	0.1

資料：総務省「平成27年 国勢調査報告書」

## 4. 介護保険の利用状況

### (1) 要支援・要介護認定者

第1号被保険者数は、前期・後期高齢者ともに増加しており、平成24年から平成29年にかけて前期高齢者が948人増（1.2倍）、後期高齢者が560人増（1.1倍）となっています。

第1号被保険者の増加にともない、前期・後期高齢者の認定者数も増加しており、平成24年から平成29年にかけて、前期高齢者が11人増（1.0倍）、前期高齢者が302人増（1.2倍）となっています。

認定率の推移では、前期高齢者は低下傾向にあり、後期高齢者は増加傾向にあります。

要介護認定者数の推移

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者数（人）		8,741	9,079	9,500	9,810	10,249
	前期高齢者	4,087	4,285	4,580	4,740	5,035
	後期高齢者	4,654	4,794	4,920	5,070	5,214
認定者数（人）		1,727	1,783	1,856	1,972	2,024
第1号被保険者		1,648	1,700	1,774	1,896	1,950
	前期高齢者	189	180	182	194	200
	後期高齢者	1,459	1,520	1,592	1,702	1,750
第2号被保険者		79	83	82	76	74
構成比	前期高齢者（%）	11.5	10.6	10.3	10.2	10.3
	後期高齢者（%）	88.5	89.4	89.7	89.8	89.7
認定率（第1号被保険者）（%）		18.9	18.7	18.7	19.3	19.0
	前期高齢者	4.6	4.2	4.0	4.1	4.0
	後期高齢者	31.3	31.7	32.4	33.6	33.6

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

※認定率は、第1号被保険者の認定率として記載（第1号）

※認定率は、第1号被保険者の認定率として記載（第1号被保険者の認定者数÷第1号被保険者）

※前期高齢者の認定率＝前期高齢者の認定者数÷第1号被保険者のうち前期高齢者数

※後期高齢者の認定率＝後期高齢者の認定者数÷第1号被保険者のうち後期高齢者数

※第1号被保険者は65歳以上となっており、前期高齢者は65歳～74歳、後期高齢者は75歳以上

※第2号被保険者は40～64歳

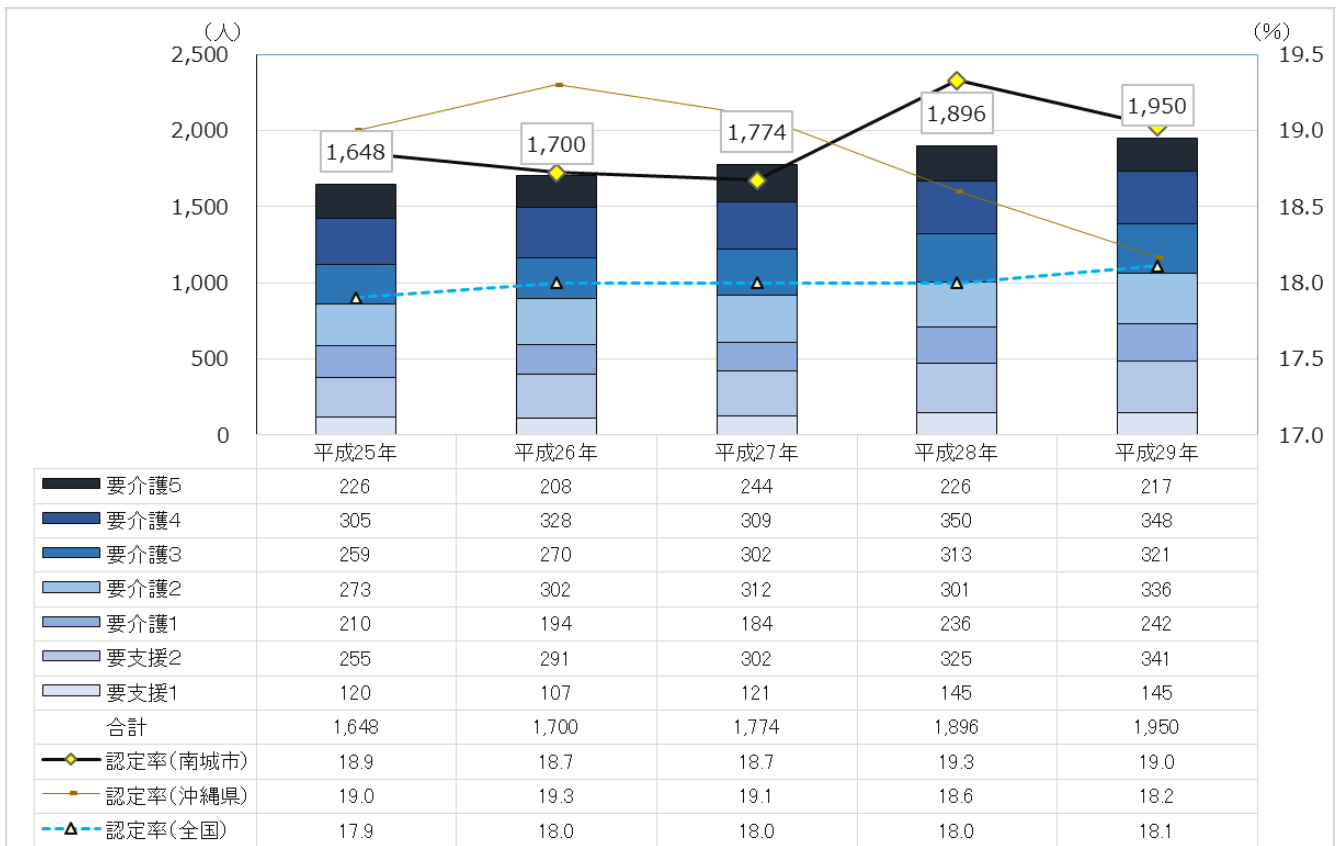


## (2) 要介護度別認定者（第1号被保険者）

要介護度別認定者数では、要介護5を除く全ての介護度で増加しています。平成25年から平成29年にかけて増加が一番多いのは、要支援2で86人（1.3倍）となっています。

要介護度別の認定率を全国と沖縄県と比較すると、要介護3から要介護5までの重度の方が占める割合が高い傾向にあります。

要支援・要介護度別認定者数



平成29年10月南城市の認定率（要支援・要介護別）

（単位：％）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
南城市	1.4	3.3	2.4	3.3	3.1	3.4	2.1	19.0
全国	2.5	2.5	3.6	3.1	2.4	2.2	1.7	18.0
沖縄県	1.6	2.5	3.0	3.0	2.9	3.4	1.9	18.3

資料：沖縄県介護保険広域連合資料、地域包括ケアシステム

※南城市は平成29年10月時点、全国と沖縄県は、平成29年3月末時点の数値となっている

### (3) 認知症高齢者数の状況

認知症高齢者（認知症又はその疑いのある高齢者（ランクⅡa以上））は、高齢者人口の増加に伴い増加し、平成26年は1,017人、平成29年は1,165人と約1.1倍に増加しています。

要介護（要支援）認定を受けてる65歳以上高齢者の「認知症高齢者の日常生活自立度」調査結果

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
要介護（要支援）認定者数A	1,643	-	1,916	-	1,835	-	1,937	-
自立	285	17.3	322	16.8	333	18.1	380	19.6
ランクⅠ	341	20.8	374	19.5	361	19.7	392	20.2
ランクⅡa	59	3.6	88	4.6	99	5.4	99	5.1
ランクⅡb	416	25.3	473	24.7	459	25.0	476	24.6
ランクⅢa	349	21.2	398	20.8	367	20.0	372	19.2
ランクⅢb	33	2.0	34	1.8	25	1.4	32	1.7
ランクⅣ	154	9.4	216	11.3	187	10.2	181	9.3
ランクⅤ	6	0.4	11	0.6	4	0.2	5	0.3
第1号被保険者数	9,079		9,500		9,810		10,249	
第1号被保険者に占める認知症率	11.2		12.8		11.6		11.4	

資料：沖縄県（数値は各年3月31日時点）

#### 〈参考〉

#### 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状 行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状 行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる	
	Ⅱ a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	Ⅱ b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状 行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	Ⅲ a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便 排尿が上手にできない 時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声 奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	Ⅲ b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状 行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは危篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷 他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

#### (4) 介護保険サービス受給者数の推移

サービス類型別に介護サービスの受給者数をみると、すべてのサービスにおいて受給者数が増加しています。平成25年から平成29年にかけて増加率が高くみられたのは、地域密着型サービスで285.2%となっています。

地域密着型サービス受給者が増加した理由としては、平成28年に18人以下の通所介護事業所が居宅サービスから地域密着型サービスへ移行されたためです。

#### 居宅、地域密着型、施設サービス別受給者数

(単位：人、%)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
							平成25年との比
受給者数	総数	1,501	1,464	1,523	1,600	1,679	114.7
	居宅	1,074	1,050	1,083	1,037	1,120	106.7
	地域密着型	62	61	78	192	174	285.2
	施設	365	353	362	371	385	109.1
構成比(%)	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	居宅	71.6	71.7	71.1	64.8	66.7	
	地域密着型	4.1	4.2	5.1	12.0	10.4	
	施設	24.3	24.1	23.8	23.2	22.9	

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

## (5) 居宅サービス別利用状況

1か月あたりの利用人数では、福祉用具貸与が最も多く、平成29年では619名（55.3%）となっています。次に多いのは、通所介護の529名（47.2%）、通所リハビリテーションの346名（30.9%）となっています。

平成25年から平成29年にかけて増加率が高くみられたのは、特定施設入居者生活介護で6.8倍となっています。

### 居宅サービス別の利用件数

(単位：人、%)

サービス内容		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年との比
訪問サービス	訪問介護	166	167	175	125	112	67.5
	訪問入浴介護	5	5	5	5	2	40.0
	訪問看護	28	36	33	43	43	153.6
	訪問リハビリテーション	8	22	28	21	26	325.0
	居宅療養管理指導	49	47	56	67	128	261.2
通所サービス	通所介護	701	735	727	510	529	75.5
	通所リハビリテーション	283	303	299	333	346	122.3
短期入所サービス	短期入所生活介護	72	75	61	74	72	100.0
	短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	11	14	13	9	9	81.8
	短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0	0	-
福祉用具・住宅改修サービス	福祉用具貸与	433	506	551	611	619	143.0
	特定福祉用具購入	9	14	7	8	19	211.1
	住宅改修	14	14	10	13	9	64.3
特定施設入居者生活介護		6	13	17	19	41	683.3
居宅介護支援		1,049	1,073	1,112	1,037	1,084	103.3
居宅サービスの受給者数		1,074	1,050	1,083	1,037	1,120	104.3

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

## (6) 地域密着型サービスの利用状況

平成 29 年 10 月現在、地域密着型サービスは 9 事業あり、本市の認定者は 4 事業のサービスを利用しています。

平成 28 年より 18 人以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行したことで、地域密着型サービスの利用者が増加しています。平成 29 年 10 月時点で、利用者の構成比は、47.7%となっています。

平成 25 年から平成 29 年にかけて増加率が高くみられたのは、小規模多機能型居宅介護で 1.9 倍となっています。

### 地域密着型サービス別の利用件数

(単位：人、%)

サービス内容		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 25 年との比
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0		0	0	0	0	—
地域密着型通所介護	-		-	-	99	83	—
認知症対応型通所介護	17		16	2	5	8	47.1
小規模多機能型居宅介護	12		18	25	33	23	191.7
認知症対応型共同生活介護	33		34	35	42	43	130.3
地域密着型特定施設入居者生活介護	0		0	0	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0		0	19	30	29	—
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0		0	0	0	0	—
合計		62	61	78	192	174	280.6

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年 10 月

## (7) 施設サービス別の利用状況

施設サービスの利用者では、介護老人福祉施設の利用者が多く、平成29年10月時点では、228名(57.9%)となっています。

平成25年から平成29年にかけて増加率が高くみられたのは、介護老人保健施設で109.3%となっています。

### 施設サービス別の利用件数（南城市が保険者の方）

(単位：人、%)

サービス内容	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
					平成25年との比	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	213	209	223	226	228	107.0
介護老人保健施設	151	148	144	153	165	109.3
介護療養型医療施設	3	1	1	2	1	33.3
施設利用者数	367	358	368	381	394	107.4

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

※上記施設は住所地特例施設となっており、施設入所前の市町村が介護保険の保険者となります。

入所	保険者
A市 → 南城市 介護老人福祉施設	A市
入所	
南城市民 → B市 介護老人福祉施設	南城市

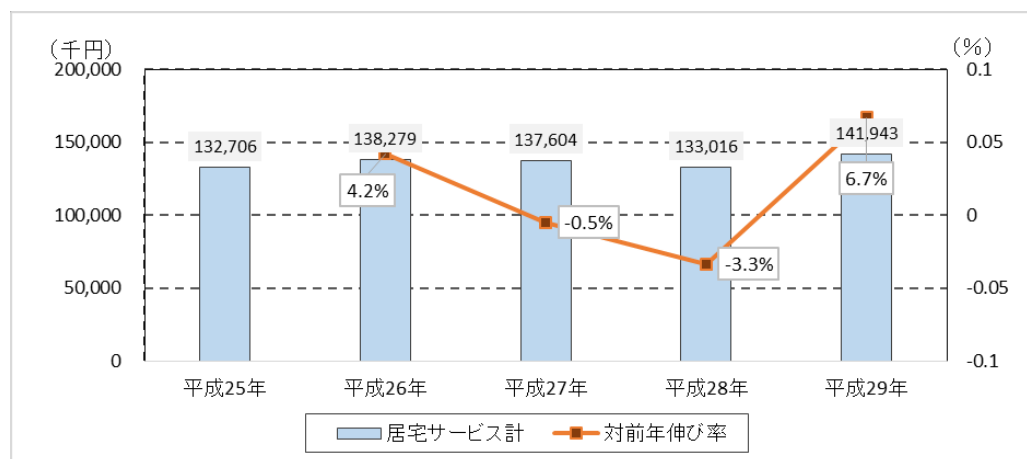


## (8) 給付費の推移

### ① 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの給付費

居宅サービスの給付費は、平成26年から平成28年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年より再び増加しています。

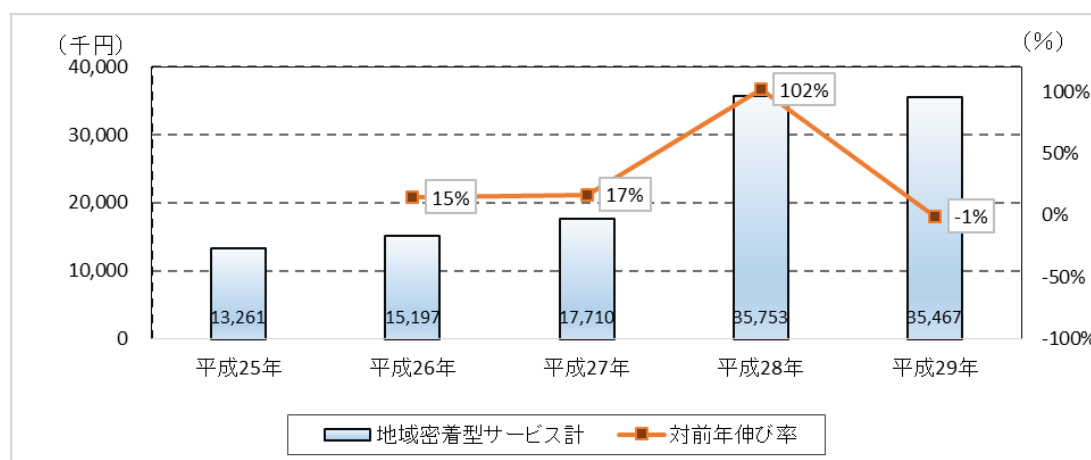
居宅サービス給付費および対前年伸び率



資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

地域密着型サービスの給付費は、平成25年から平成28年にかけて大幅に増加していましたが、平成29年は減少しています。特に平成27年から平成28年にかけての増加の伸び率が大きいです。

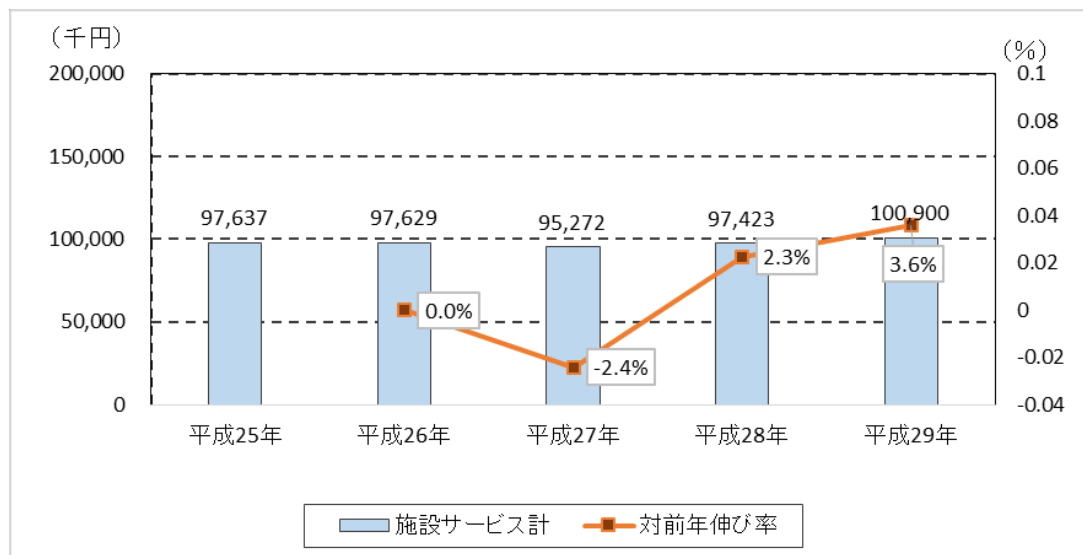
地域密着型サービス給付費および対前年伸び率



資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

施設サービスの給付費は、平成 26 年から平成 27 年にかけて減少傾向にありましたが、平成 27 年から平成 29 年にかけて再び増加しています。

### 施設サービス給付費および対前年伸び率



資料：「介護保険事業状況報告」より 各年 10 月

## 5. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

### (1) 調査概要

#### 1) 調査の目的

「南城市高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」の策定に向け、主に生活機能の面から地域に在住する65歳以上の要介護1～5までの認定を受けていない高齢者（一般高齢者、要支援1・2および介護予防・日常生活支援総合事業対象者）の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや権利擁護・社会参加の促進等、各種福祉サービスの検討等計画策定の基礎資料です。

#### 2) 調査設計

##### ① 調査の対象

南城市に在住の65歳以上の要介護1～5までの認定を受けていない高齢者（一般高齢者、要支援1・2および介護予防・日常生活支援総合事業対象者）から無作為抽出しました 1,700件

＜抽出前の南城市の対象者数＞

	実数			割合(%)		
	前期高齢者	後期高齢者	合計	前期高齢者	後期高齢者	合計
佐敷	1,376	1,120	2,496	55.1	44.9	100.0
知念	671	603	1,274	52.7	47.3	100.0
玉城	1,232	1,090	2,322	53.1	46.9	100.0
大里	1,526	1,077	2,603	58.6	41.4	100.0
その他	2	3	5	40.0	60.0	100.0
合計	4,807	3,893	8,700	55.3	44.7	100.0

※ その他は南城市以外の住所（八重瀬町、糸満市）の高齢者

##### ② 調査方法

郵送による配布回収を基本とし、一部南城市役所窓口での回収

##### ③ 調査期間

平成29年11月～12月

調査票発送日：11月11日

調査票締切日：12月1日

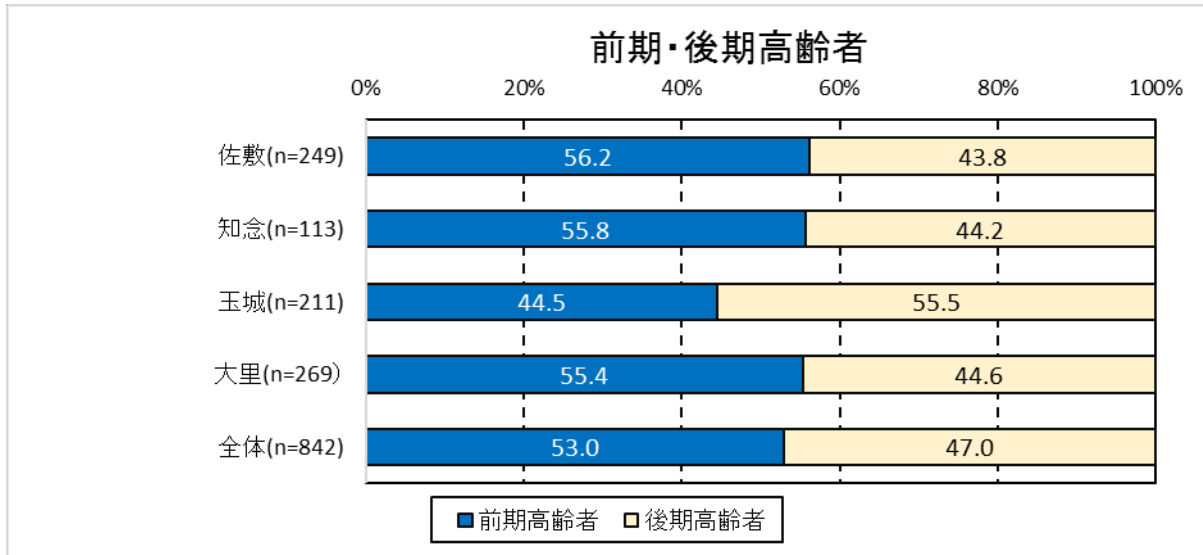
#### 3) 回収結果

- 配布数：1,698件（宛先不明等2件除く）
- 有効回収数：842件（無効回収：1件）
- 回収率：49.6%

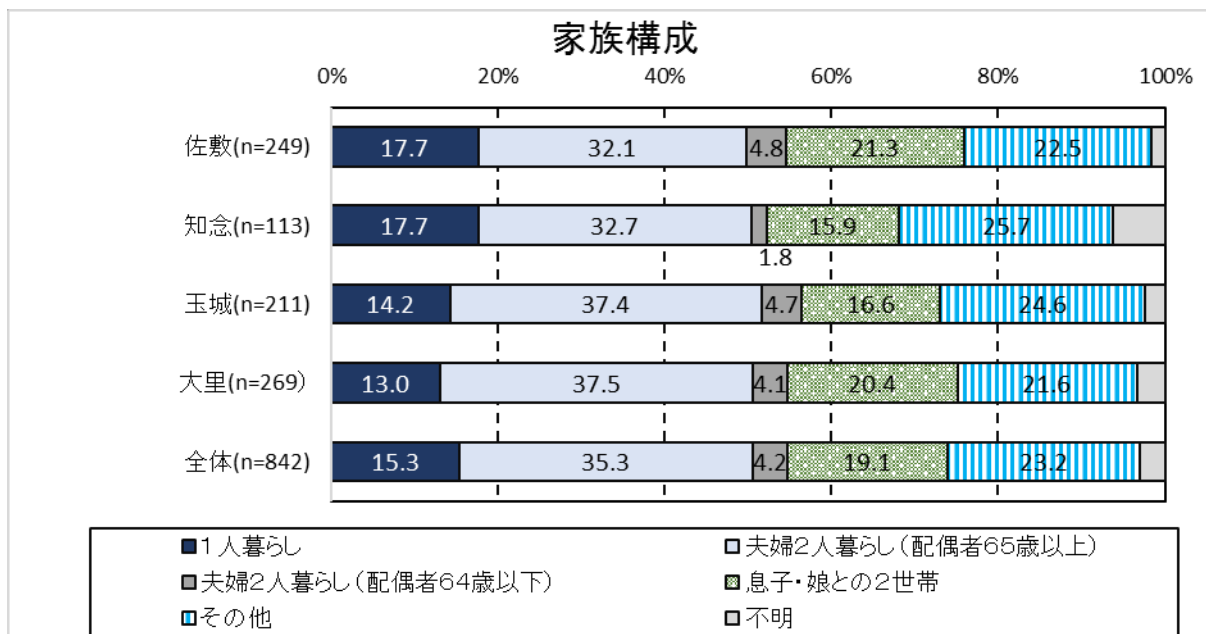
## (2) 調査結果

### ① 属性

- 南城市全体では、前期高齢者の回答者の割合が高くみられます。
- 地域別で前期高齢者の割合が南城市全体と比べて高いのは「佐敷 (56.2%)」「知念 (55.8%)」「大里 (55.4%)」となっています。一方、後期高齢者では、「玉城 (55.5%)」で全体と比べて8ポイント以上高いです。



- 南城市全体では、2世帯のうち1世帯が「高齢者のみの世帯」となっています。地域別においても同様の傾向がみられます。
- 「1人暮らしの高齢者」の世帯の割合が南城市全体と比べて高いのは、「佐敷 (17.7%)」と「知念 (17.7%)」となっています。



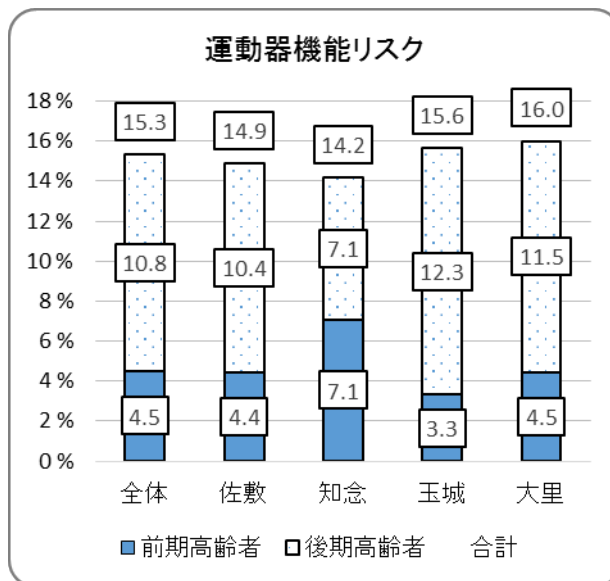
## ②運動器機能リスク高齢者の割合

- 南城市全体では、6人に1人が「運動器機能リスク」の傾向があります。
- 地域別では、「大里」と「玉城」がリスクの割合が高くみられます。一方、リスクの割合が低いのは、「知念」と「佐敷」となっています。

### リスクの判定方法

下記設問・選択肢で3問以上が該当

調査項目	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「できない」
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「できない」
15分位続けて歩いていますか	「できない」
過去1年間に転んだ経験がありますか	「何度もある」or 「1度ある」
転倒に対する不安は大きいですか	「とても不安である」or 「やや不安である」



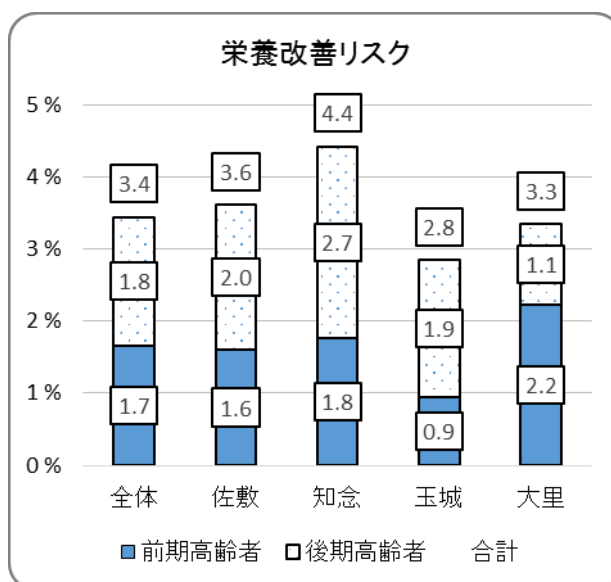
## ③栄養改善リスク高齢者の割合

- 栄養改善リスクの割合が高い地域別でみると、「知念 (4.4%)」、「佐敷 (3.6%)」となっています。

### リスクの判定方法

BMI<18.5に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
身長( cm)体重( kg)	$BMI(体重(kg) \div \{身長(m) \times 身長(m)\}) < 18.5$

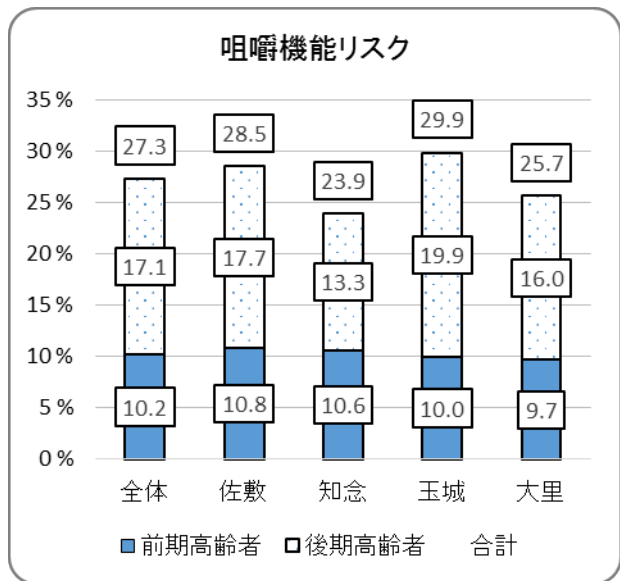


#### ④咀嚼（そしゃく）機能リスク高齢者の割合

- 南城市全体では、4人に1人が「咀嚼機能リスク」の傾向があります。
- 地域別では、「玉城」と「佐敷」がリスクの割合が高くみられます。一方、リスクの割合が低いのは、「知念」と「大里」となっています。

リスクの判定方法	
下記設問・選択肢に該当する場合は該当	
調査項目	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくい	「はい」

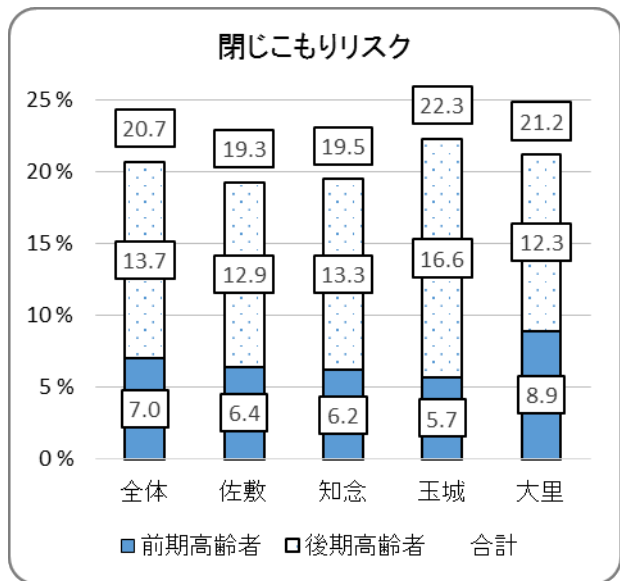
※咀嚼：口の中で食べ物をよくかみ砕き、味わうこと



#### ⑤閉じこもりリスク高齢者の割合

- 南城市全体では、5人に1人が「閉じこもりリスク」の傾向があります。
- 地域別では、「玉城」と「大里」がリスクの割合が高くみられます。一方、リスクの割合が低いのは、「佐敷」と「知念」となっています。

リスクの判定方法	
下記設問・選択肢に該当する場合は該当	
調査項目	選択肢
週に1回以上は外出していますか	「ほとんど外出しない」or「週1回」



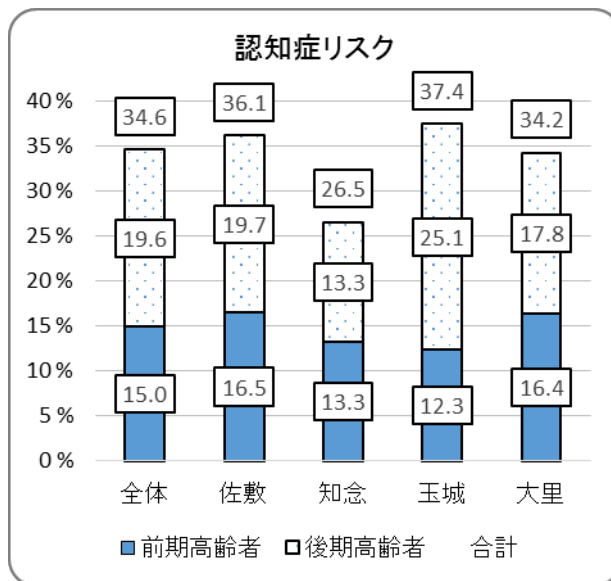
## ⑥認知症リスク高齢者の割合

- 南城市全体では、3人に1人が「認知症リスク」の傾向があります。
- 地域別では、「玉城」と「佐敷」がリスクの割合が高くみられます。一方、リスクの割合が低いのは、「知念」となっています。

### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
物忘れが多いと感じますか	「はい」



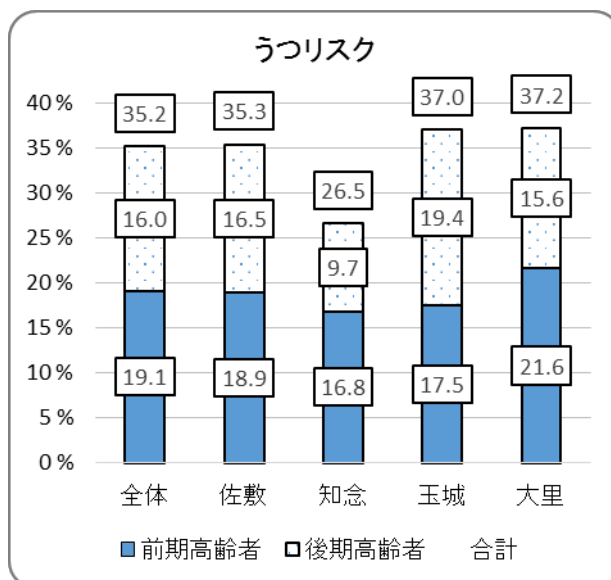
## ⑦うつリスク高齢者の割合

- 南城市全体では、3人に1人が「うつリスク」の傾向があります。
- 地域別では、「大里」と「玉城」がリスクの割合が高くみられます。一方、リスクの割合が低いのは、「知念」となっています。

### リスクの判定方法

下記設問・選択肢でいずれか1つでも選択した場合は該当

調査項目	選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	「はい」
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	

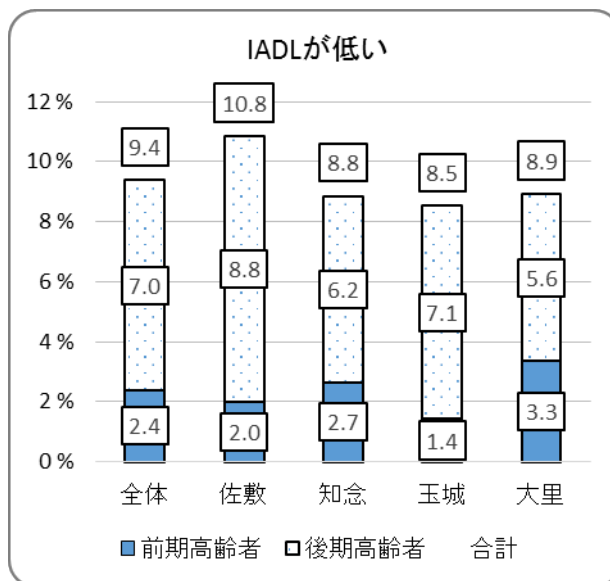


## ⑧IADL が低い高齢者の割合

- 南城市全体では、10人に1人がIADL（買物・電話・外出などADLよりも高い自立した日常生活をおくる能力である）低い傾向にあります。
- 地域別では、「佐敷」がIADLが低いです。

※ADL…「日常生活動作」日常生活を送るために必要な動作(食事、排せつ、入浴等)。

※IADL…「手段的日常生活動作」日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADLより複雑で高次の動作(買い物、洗濯、家事全般)



### リスクの判定方法

下記設問々 選択肢を選択した場合を1点とし、計3点以下で該当

調査項目	選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	「できるし、している」or 「できるけどしていない」
自分で食品々日用品の買物をしていますか	
自分で食事の用意をしていますか	
自分で請求書の支払いをしていますか	
自分で預貯金の出し入れをしていますか	

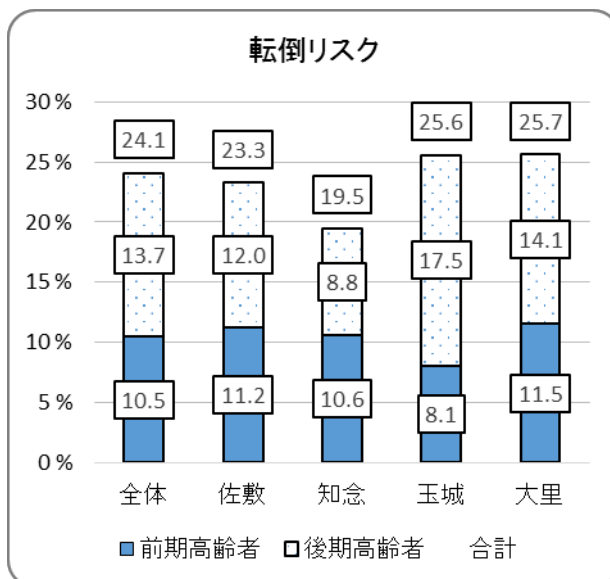
## ⑨転倒リスク高齢者の割合

- 南城市全体では、4人に1人が「転倒リスク」の傾向があります。
- 地域別では、「玉城」と「大里」がリスクの割合が高くみられます。一方、リスクの割合が低いのは、「知念」となっています。

### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

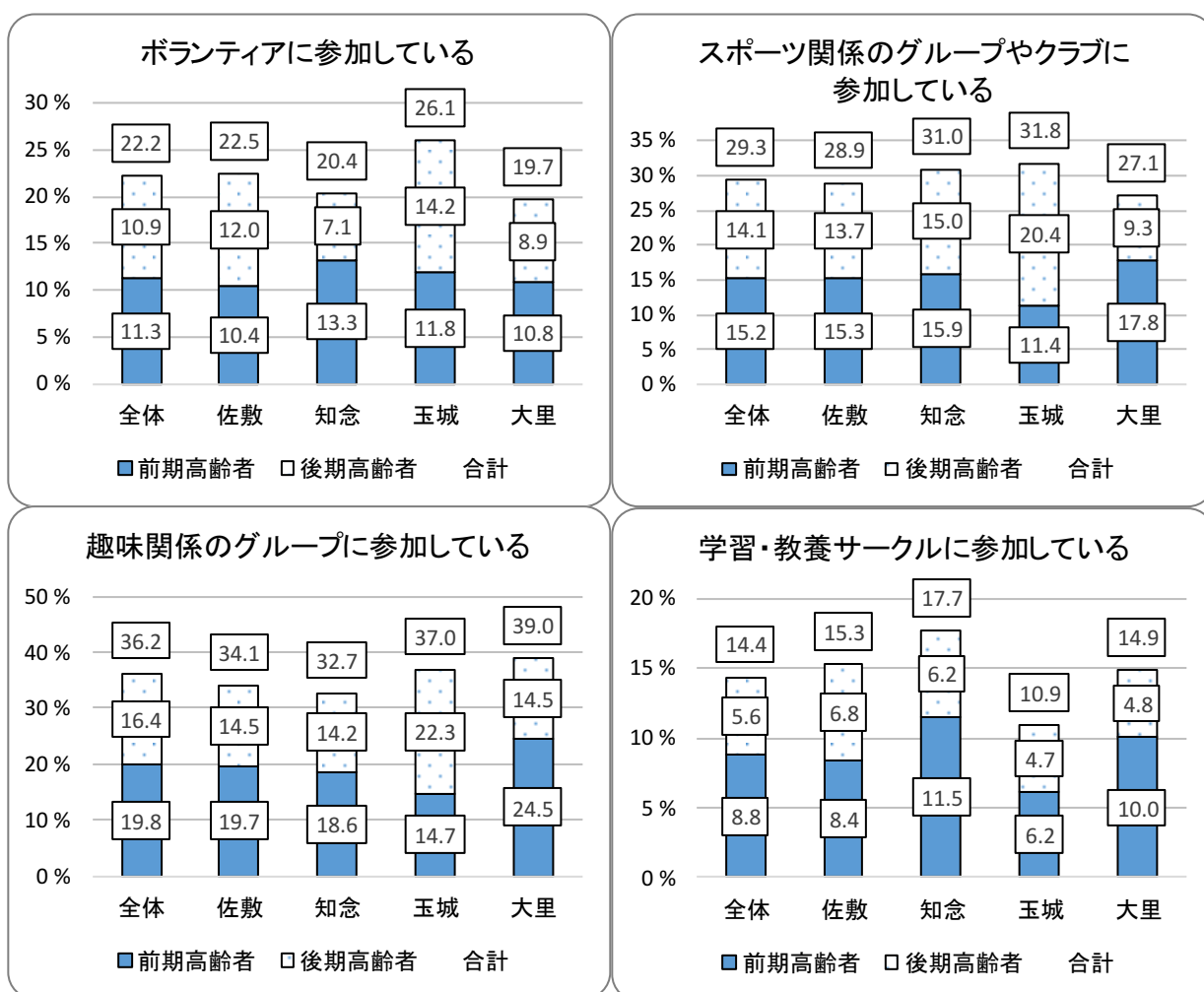
調査項目	選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	「何度もある」or「1度ある」





## ⑩地域での活動状況について

- ボランティアに参加している割合が高い地域は、「玉城」となっています。一方、参加率が低いのは「大里」となっています。
- スポーツ関係のグループやクラブに参加している割合が高い地域は、「玉城」となっています。一方、参加率が低いのは「大里」となっています。
- 趣味関係のグループに参加している割合が高い地域は、「大里」となっています。一方、参加率が低いのは「知念」となっています。
- 学習・教養サークルに参加している割合が高い地域は、「知念」となっています。一方、参加率が低いのは「玉城」となっています。



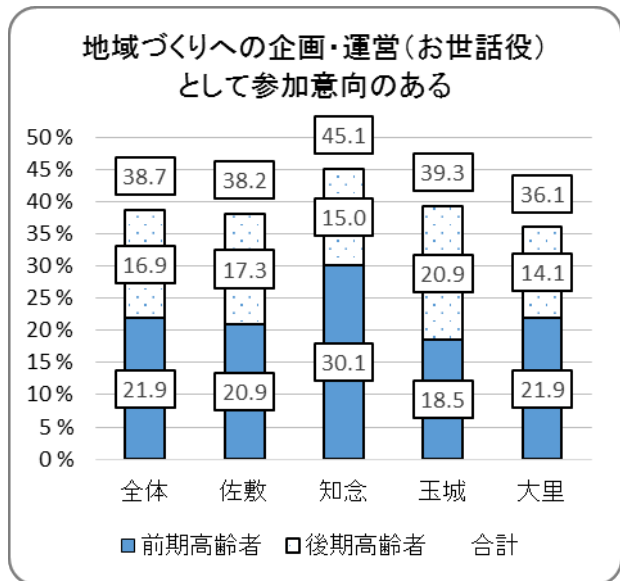
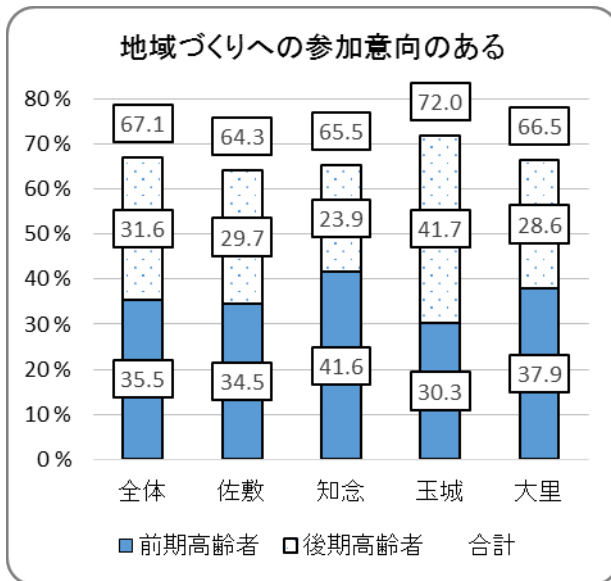
### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか(老人クラブ・町内会・自治会の活動をのぞきます)	「参加していない」以外

## ⑪地域づくりについて

- 「地域づくりへの参加意向」については、南城市全体では、6人に4人が参加意向があります。地域別で参加意向が高いのは、「玉城」となっており、低い地域は「佐敷」となっています。
- 「地域づくりへの企画・運営（お世話役）として参加意向」について、南城市全体では、3人に1人が「世話役としての参加意向」があります。地域別で参加意向が高いのは、「知念」で、低い地域は「大里」となっています。



### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。	「是非参加したい」or 「参加してもよい」

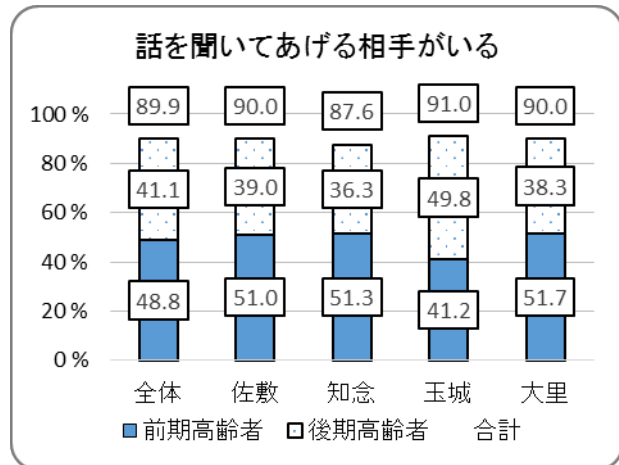
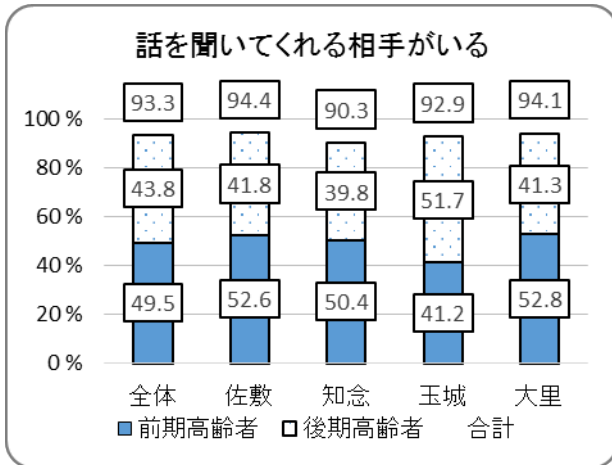
### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。	「是非参加したい」or 「参加してもよい」

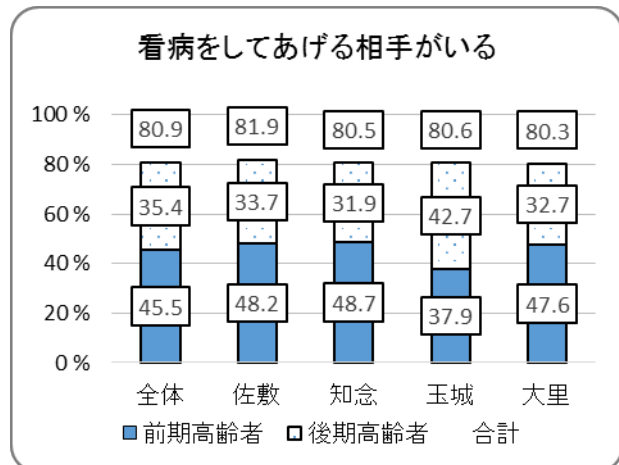
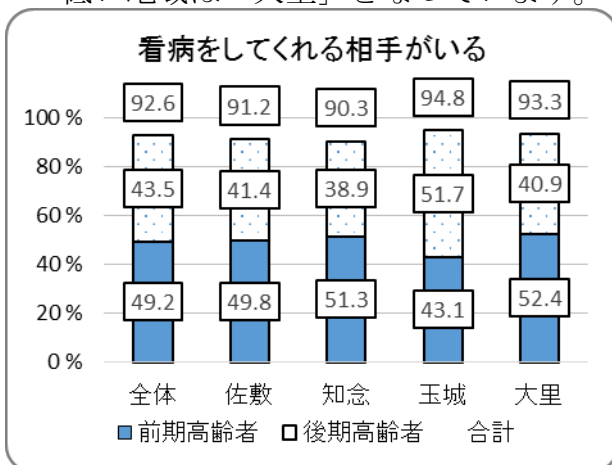
## ⑫話を聞いてくれる（あげる）相手について

- 「話を聞いてくれる相手がいる」割合が高い地域は、「佐敷」となっています。一方、低い地域は「知念」となっています。
- 「話を聞いてあげる相手がいる」割合が高い地域は、「玉城」となっています。一方、低い地域は「知念」となっています。



## ⑬看病をしてくれる（あげる）相手について

- 「看病をしてくれる相手がいる」割合が高い地域は、「玉城」となっています。一方、低い地域は「知念」となっています。
- 「看病をしてあげる相手がいる」割合が高い地域は、「佐敷」となっています。一方、低い地域は「大里」となっています。



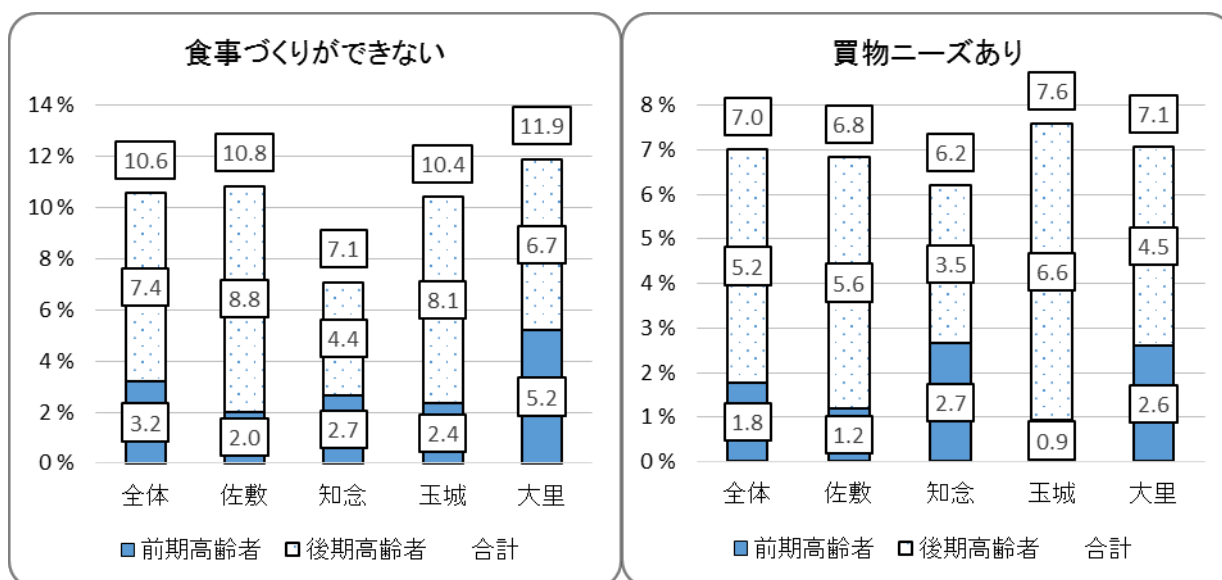
### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当	
調査項目	選択肢
話を聞いてくれる相手がいる	あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人
話を聞いてあげる相手がいる	反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人
看病をしてくれる相手がいる	あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人
看病をしてあげる相手がいる	反対に、看病や世話をしてあげる人

「そのような人はいない」以外

## ⑭生活支援について

- 食事づくりについて、10人に1人が「できない」となっています。地域別でニーズが高いのは、「大里」となっており、低いのが「知念」となっています。
- 買物ニーズについて、地域別にニーズが高いのは「玉城」となっており、低いのは「知念」となっています。



### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
自分で食事の用意をしていますか	「できない」

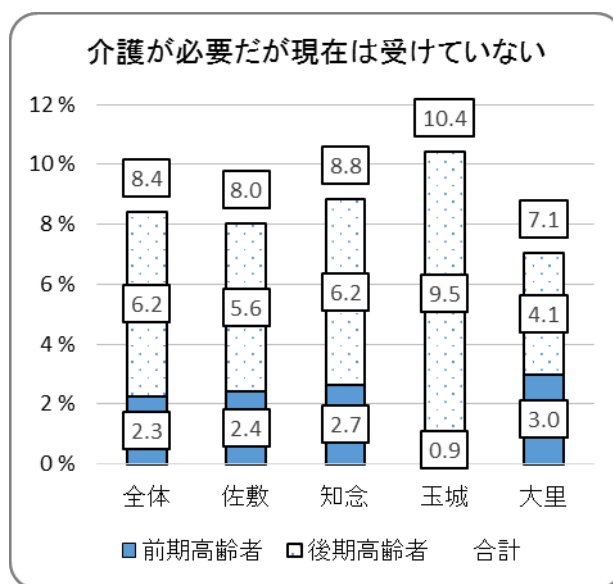
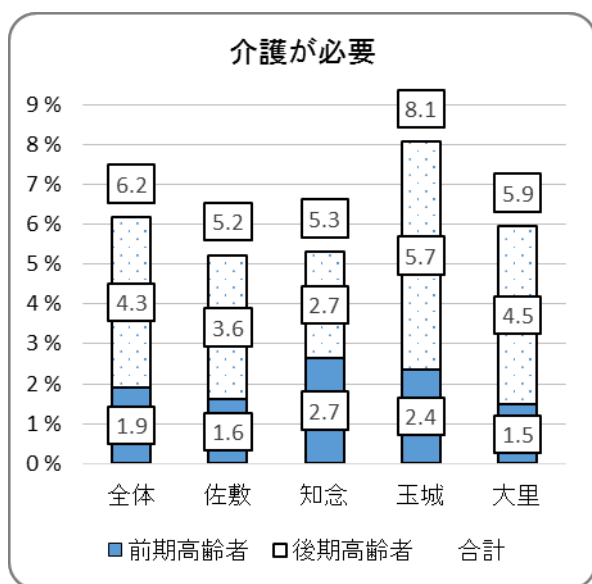
### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
自分で食品・日用品の買物をしていますか	「できない」

## ⑮介護について

- 地域別で「介護が必要」の割合が高いのは、「玉城」となっており、低いのは「佐敷」となっています。
- 「介護が必要だが現在は受けていない」の割合が高いのは、「玉城」となっており、低いのは、「大里」となっています。
- 玉城は、他の地域と比べると、予備軍も含めて介護状態になる可能性が高くみられます。



### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか	「現在、何らかの介護を受けている」

### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか	「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」

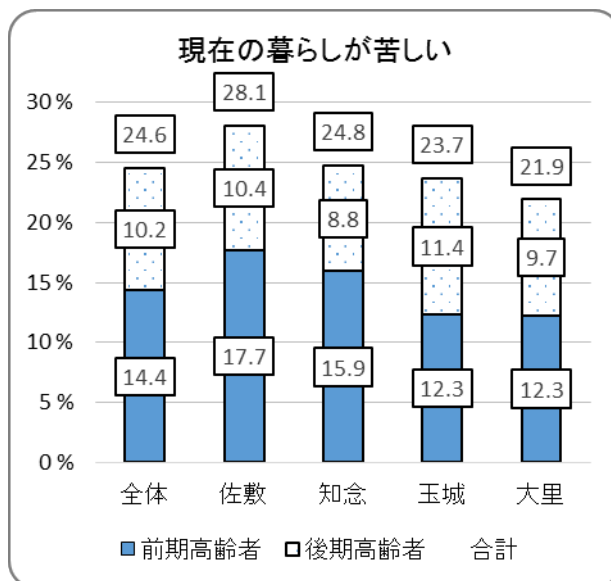
## ⑩現在の暮らしについて

- 現在の暮らしが苦しいと感じているのは、4人に1人となっています。
- 地域別で「現在の暮らしが苦しいと感じている」割合が高いのは、「佐敷」となっており、割合が低いのは「大里」となっています。

### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか	「大変苦しい」or「やや苦しい」



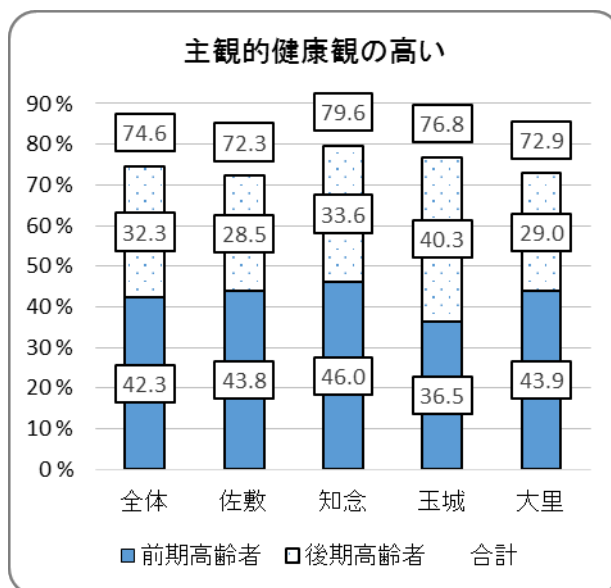
## ⑪主観的健康観について

- 主観的健康観が高いのは、4人に3人となっています。
- 地域別で「主観的健康観が高い」の割合が高いのは、「知念」となっており、割合が低いのは「佐敷」となっています。

### リスクの判定方法

下記設問・選択肢に該当する場合は該当

調査項目	選択肢
現在のあなたの健康状態はいかがですか	「とてもよい」or「まあよい」



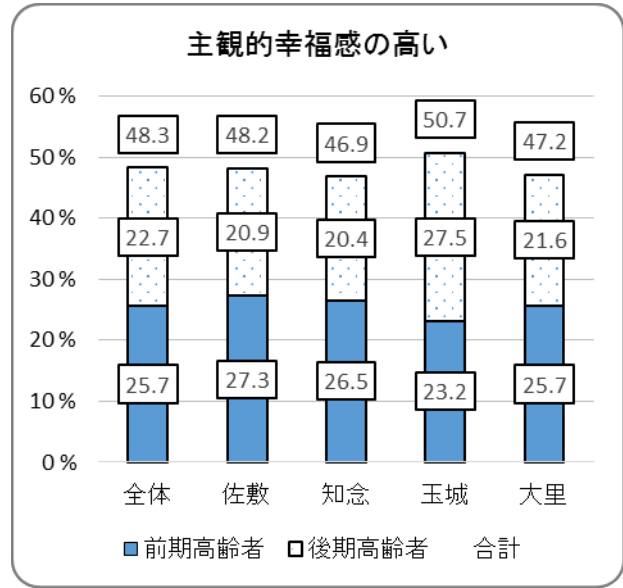
## ⑱主観的幸福感について

- 主観的幸福感が高いのは、2人に1人となっています。
- 地域別で「主観的幸福感が高い」の割合が高いのは、「玉城」となっており、割合が低いのは「知念」となっています。

### リスクの判定方法

下記設問・点数に該当する場合は該当

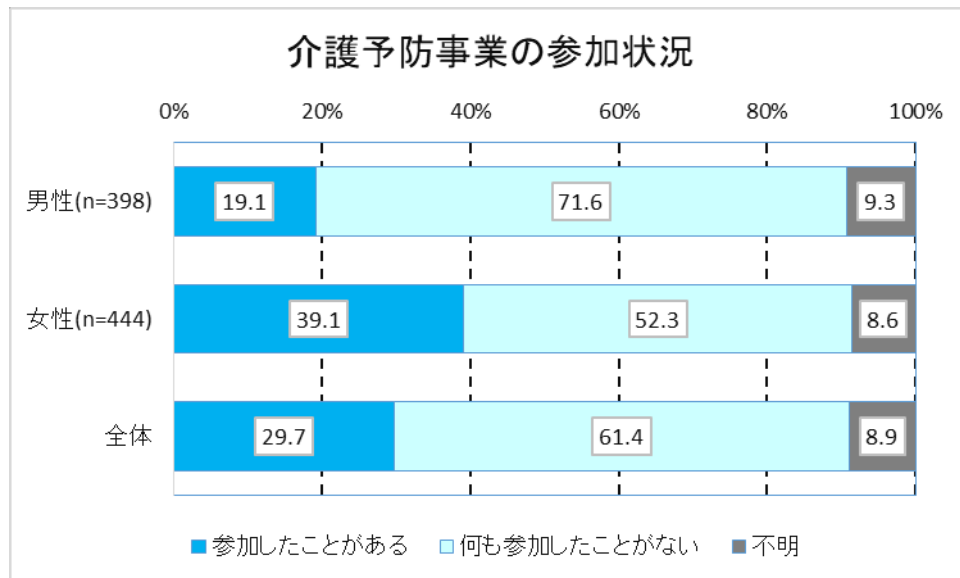
調査項目	選択肢
あなたは、現在どの程度幸せですか	8点以上



## ⑲介護予防事業について

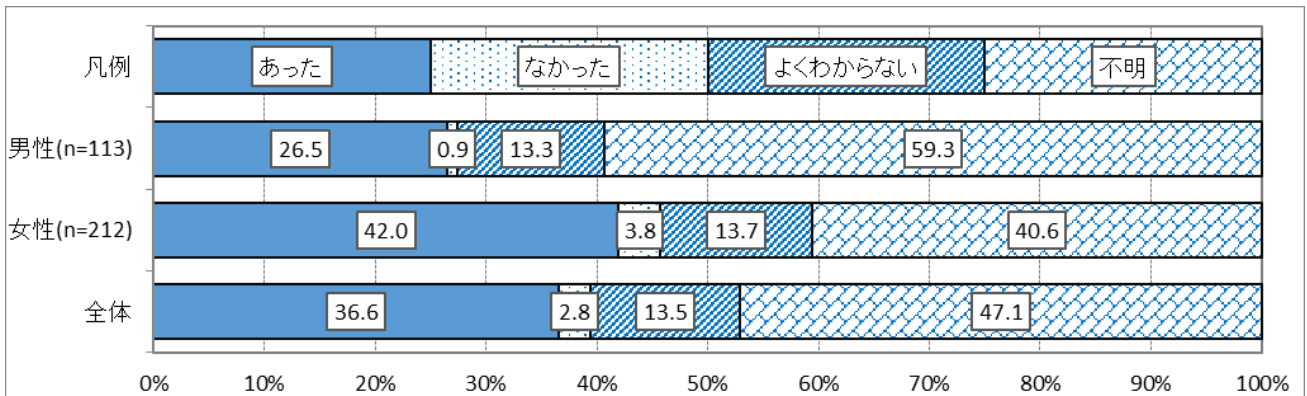
### ア) 介護予防事業の参加状況

「参加したことがある」と回答した割合は、男性が19.1%、女性が39.1%となっており、女性が約20ポイント高くなっています。



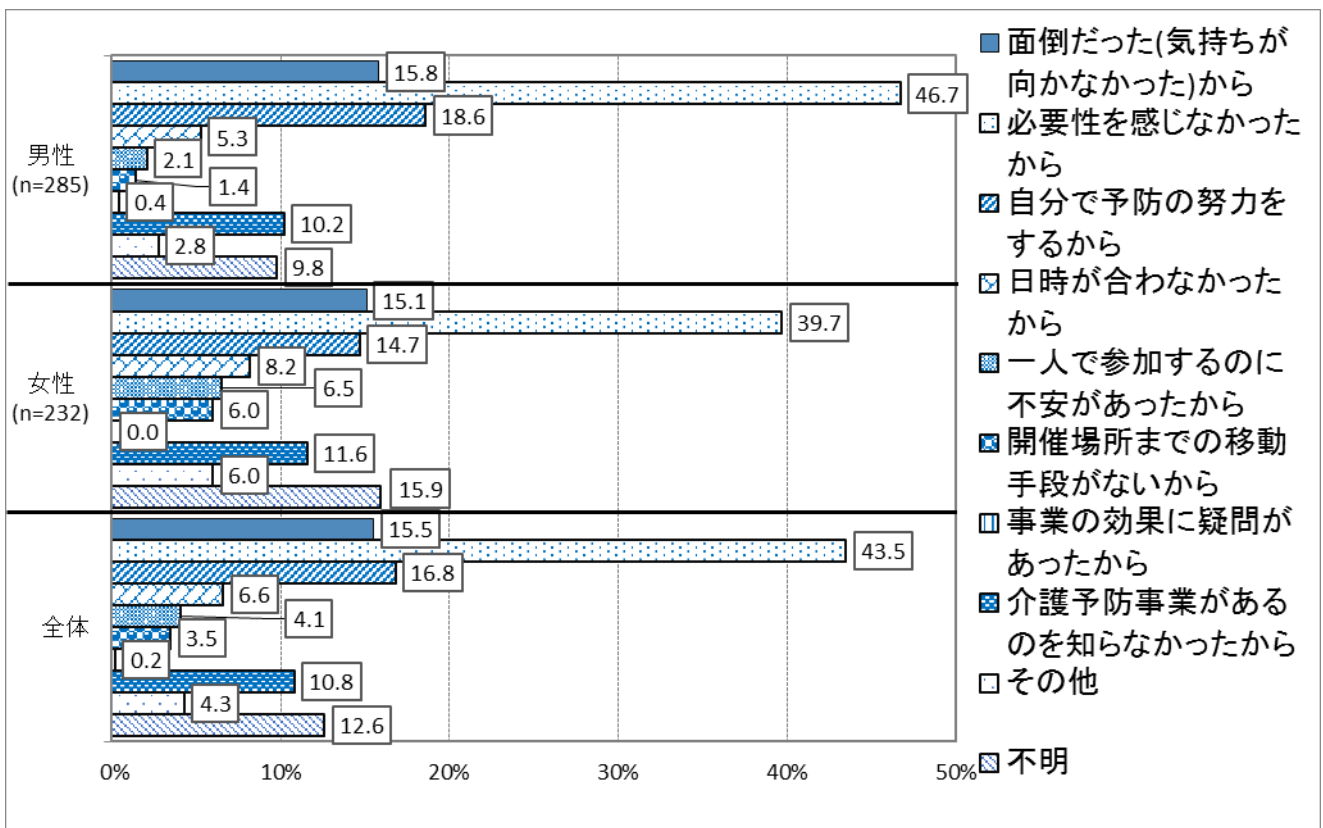
イ) 介護予防事業へ参加した効果はありましたか

「効果があった」と回答した割合は、男性が 26.5%、女性が 42.0%となっており、女性が約 16 ポイント高くなっています。



ウ) 介護予防事業へ参加しなかった理由は何ですか

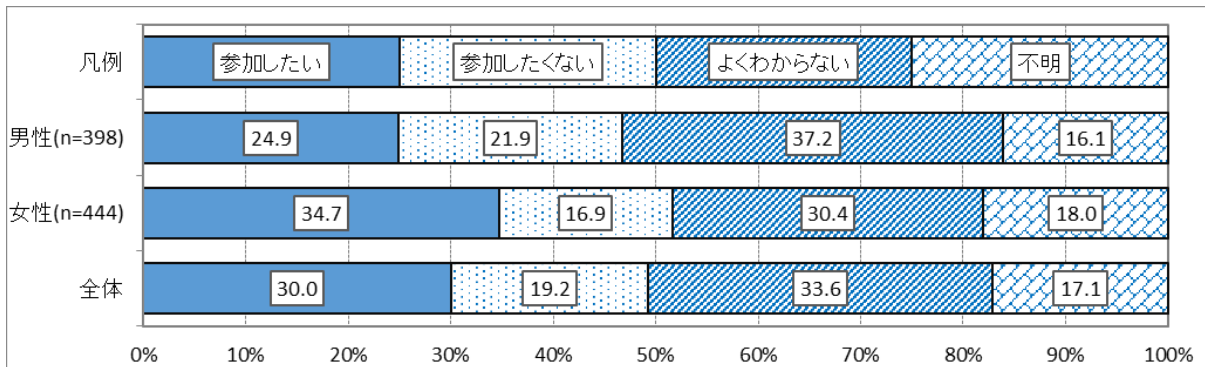
男女ともに「必要性を感じなかったから」の回答者の割合が高く、男性が 46.7%、女性が 39.7%となっており、男性が 7 ポイント高くなっています。





エ) 今後、介護予防事業へ参加してみたいと思いますか

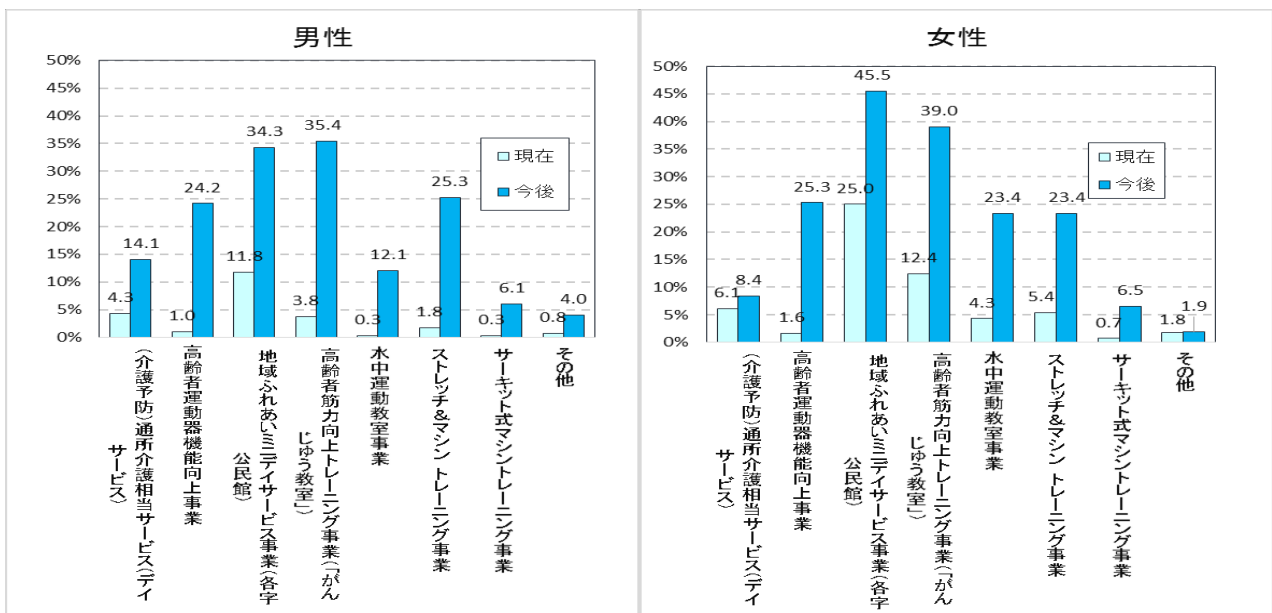
「参加したい」と回答した割合は、男性が 24.9%、女性が 34.7%となっています。女性が約 10 ポイント高くなっています。



オ) 現在、参加している介護予防事業と今後参加してみたい・利用したい介護予防事業について

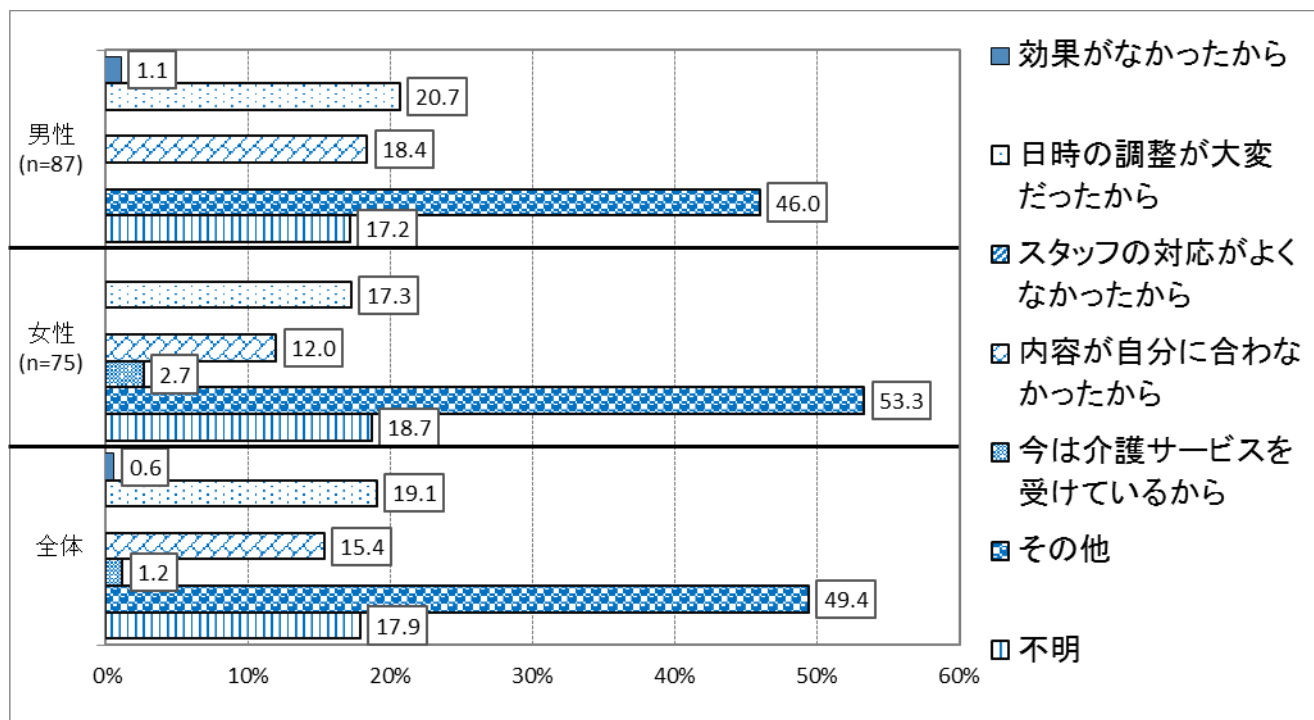
男性では、現在参加している介護予防事業と今後参加してみたい介護予防事業の変化をみると、変化が大きくみられたのは、「高齢者筋力向上トレーニング事業（「がんじゅう教室）」」となっており、約 32 ポイントの上昇となっています。次に、「ストレッチ&マシントレーニング事業」が約 24 ポイントの上昇、「高齢者運動器機能向上事業」が約 23 ポイントの上昇となっています。

一方、女性では、「高齢者筋力向上トレーニング事業（「がんじゅう教室）」」の変化が大きく、約 27 ポイントの上昇となっています。次に、「高齢者運動器機能向上事業」が約 24 ポイントの上昇、「地域ふれあいミニデイサービス事業（各字公民館）」が約 21 ポイントの上昇となっています。



### カ) 介護予防事業へ参加したくない理由は何ですか

男女ともに「その他」の回答の割合が高く、男性が46.0%、女性が53.3%となっています。また、「その他」の具体的な内容は「必要性を感じなかった」等の回答が多くみられました。



## 6. 在宅介護実態調査結果（一部抜粋）

### （１）本調査の目的

本調査は、第7期介護保険事業計画において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要か」という観点も盛り込み、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討することを目的として実施しました。

なお、本調査の取りまとめに関しては、学識経験者をはじめ各分野から構成された「沖縄県介護保険広域連合事業計画策定委員会」と構成市町村と広域連合職員で構成された「事業計画幹事会」の議論を踏まえて行いました。

※なお、この調査は沖縄県介護広域連合が調査しており、その調査結果を一部抜粋しています。

### （２）本調査の実施概要

#### 1) 対象地域

本調査は、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、豊見城市、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町、久米島町、座間味村、栗国村、渡名喜村の25自治体で行いました。

なお、集計結果は、25自治体の調査結果をまとめて集計したものです。

※本調査は、保険者（広域連合）として実施しました。したがって、指定された調査期間内で認定調査（訪問）と同時に実施しているため、一部市町村では実施できていません。

#### 2) 調査期間

平成28年11月1日～平成29年2月10日

#### 3) 調査対象者

在宅で生活している要支援、要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた者となっています。

※したがって、医療機関に入院している者、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・特定施設・グループホーム・地域密着型特定施設・地域密着型特別養護老人ホームに入所又は入居している者は、本調査の対象となっていません。

#### 4) 調査方法・手法

(3)の対象者が要介護認定の訪問調査を受ける際に、認定調査員が、主として認定調査の概況調査の内容を質問しながら、本調査の調査票に関連内容を転記する方法で調査を行った。主な介護者が認定調査に同席している場合は、主な介護者からも聞き取りを行いました。

なお、認定調査データと関連付けた分析を行うため、回答票には調査対象者の「被保険者番号」を記載しました。

#### 5) 調査件数等

(単位：件)

国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	恩納村
8	5	1	33	27	22
宜野座村	金武町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	読谷村
17	18	17	3	3	58
嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	西原町	豊見城市
35	56	29	34	対象外	97
八重瀬町	南城市	与那原町	南風原町	久米島町	渡嘉敷村
49	74	33	44	14	0
座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	総計
1	3	1	0	0	682

※本調査は、保険者（広域連合）として実施しました。したがって、指定された調査期間内で認定調査（訪問）と同時に実施しているため、一部市町村では実施できていません。

### (3) 調査結果

#### 1) 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

- 介護者不安の側面からみた場合の、在宅限界点に影響を与える要素としては「夜間の排泄」、「認知症状への対応」、「日中の排泄」の3つが得られました。
- 介護者の方の「夜間の排泄」、「認知症状への対応」、「日中の排泄」に係る介護不安を如何に軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るための重要なポイントとなると考えられます。
- なお、要支援1～要介護2のケースでは「外出の付き添い、送迎等」に係る介護者不安の割合が高くなっていました。
- したがって、地域目標である「要介護者の在宅生活の継続」（アウトカム）の達成に向けては「夜間の排泄」、「認知症状への対応」、「日中の排泄」、「外出支援」の4

点に係る介護者不安の軽減を目標（アウトプット）として地域の関係者間で共有し、具体的な取組みにつなげていくことが1つの方法として考えられます。

- 具体的な取組みとしては「夜間の排泄」、「認知症状への対応」、「日中の排泄」、「外出支援」の4点に係る介護者不安の軽減を目標としながら、その達成に求められる「地域資源（保険内外の支援・サービス）」、「ケアマネジメント」、「各職種に期待される役割」、「多職種連携のあり方」等について、関係者間の検討を進めていくことなどが考えられます。

## 2) 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討

---

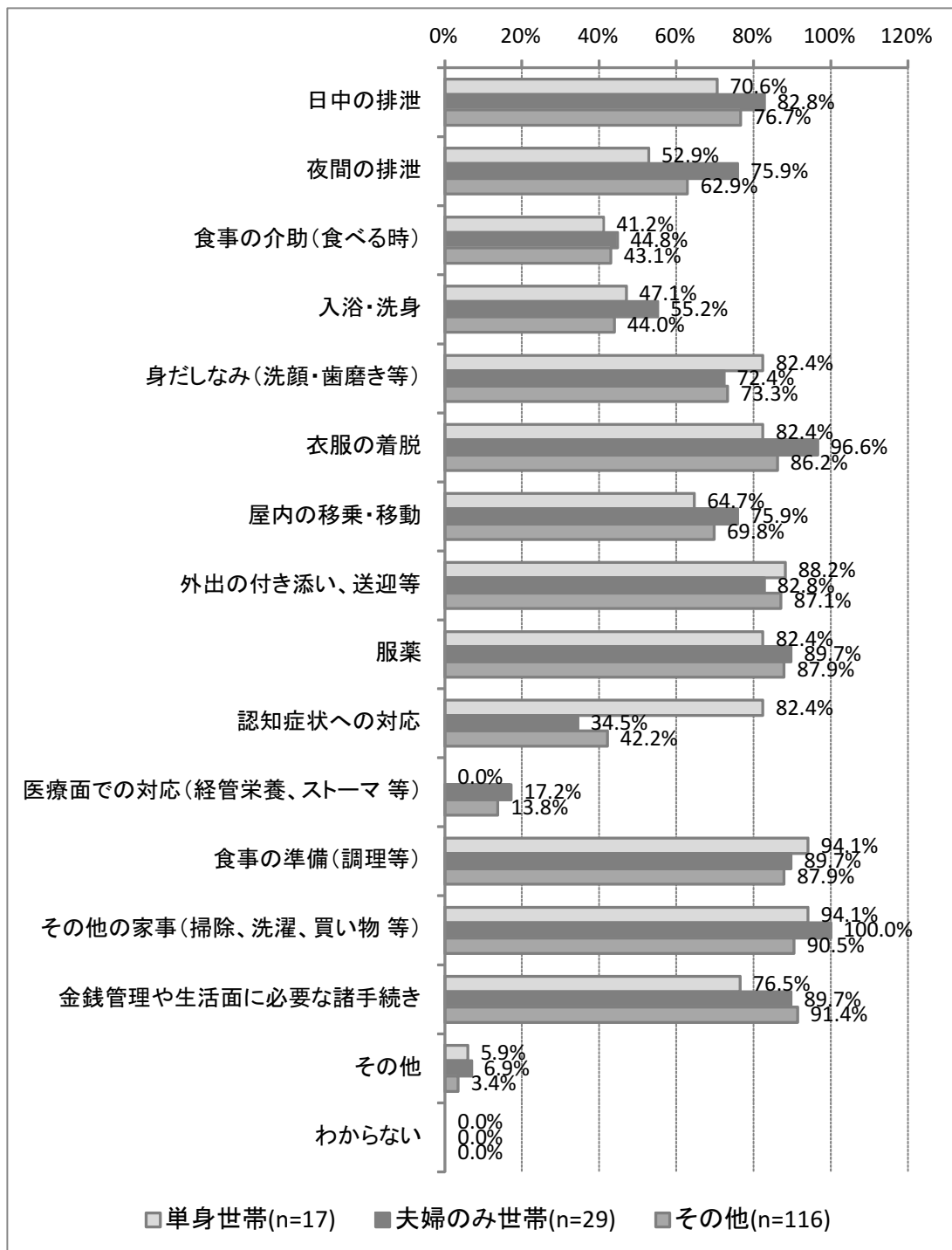
- 就業を「問題なく、続けていける」と回答した層は、要介護度や認知症高齢者の日常生活自立度が軽く、支援ニーズそのものが低い可能性があり、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した層こそが、介護サービスや職場の働き方を通じて支援すべき主な対象者と考えられます。「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した層の不安を感じる介護をみると、「認知症状への対応」、「食事の準備（調理等）」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が高くなっています。
- 介護者の就労状況により、家族介護者が関わる介護や不安を感じる介護が異なることから、介護サービスに対するニーズは、要介護者の状況だけでなく、介護者の就労状況等によっても異なると考えられます。介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所サービスの組み合わせ、小規模多機能型居宅介護などの包括的サービスを活用することが、仕事と介護との両立を継続させるポイントになると考えられます。

## 3) 医療のニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

---

- 「要介護3以上」について、世帯類型別に「主な介護者が医療面で対応」を行っている割合をみると、「単身世帯」で0.0%、「夫婦のみ世帯」で17.2%、「その他の世帯」で13.8%となっており、すべての世帯でその他の項目より低い割合となっています。
- さらに、平成29年3月に国が行った試行調査報告書では、「単身世帯」で18.8%、「夫婦のみ世帯」で25.9%、「その他の世帯」で13.7%となっており、全国と比べると、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」が低い割合となっています。

図1 世帯類型別・★主な介護者が行っている介護（要介護3以上）



## 第3章 前計画の施策の点検

### 1. 前計画の施策の体系

#### 第1節 健康な高齢期を迎えるために（～生活習慣病予防との連携）

1. 生活習慣病予防の取り組みとの連携
2. 高齢者の健康保持・増進

#### 第2節 元気な毎日を送るために（～「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」の推進）

1. 介護予防・生活支援サービス事業の推進
  - (1) 訪問型サービスの推進
  - (2) 通所型サービスの推進
  - (3) その他の生活支援サービス
  - (4) 介護予防ケアマネジメント
2. 一般介護予防事業の推進
  - (1) 介護予防把握事業
  - (2) 介護予防普及啓発事業
  - (3) 地域介護予防活動支援事業

#### 第3節 自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）

1. 包括的支援事業の推進
  - (1) 地域包括支援センターの運営充実
  - (2) 在宅医療・介護連携の推進
  - (3) 認知症施策の推進
  - (4) 生活支援サービスの体制整備
2. 任意事業の充実
  - (1) 家族介護用品支給事業
  - (2) 家族介護慰労金支給事業
  - (3) 食の自立支援サービス事業
  - (4) 成年後見制度利用支援事業
  - (5) 夜間・休日の虐待等相談事業
  - (6) 緊急通報システム事業
3. 市の単独事業の充実
  - (1) 外出支援サービス事業
  - (2) ショートステイ事業
4. 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援
5. 地域密着型サービスの充実

#### 第4節 支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進）

1. 地域支え合い支援事業の推進
2. ボランティア活動の推進
  - (1) ボランティアの育成支援
  - (2) ボランティア活動の推進
  - (3) 高齢者のボランティア活動参加促進
  - (4) 社会福祉関係機関・団体との連携
3. 福祉教育の推進
  - (1) 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進
  - (2) ボランティア活動推進校の指定

#### 第5節 認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進）

1. 認知症予防対策の推進
2. 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
3. 認知症支援のネットワークづくり
4. 認知症家族介護者への支援
5. 認知症の方とその家族の居場所づくり
6. 認知症サポーターの養成
7. 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実

#### 第6節 生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）

1. スポーツ、文化・生涯学習活動の充実
  - (1) スポーツ活動の機会の充実
  - (2) 高齢者の生きがい健康づくり事業
  - (3) 文化活動、生涯学習機会の充実
  - (4) 生きがい活動についての情報提供の充実
2. ふれあい、交流等の推進
  - (1) 地域の交流の機会の拡充
  - (2) 世代間交流の機会の拡充
  - (3) 老人クラブの活動支援の充実
  - (4) 敬老会の実施
3. 就労の支援推進
4. その他の生きがいづくりの推進



## 第7節 安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）

1. 防犯・防災対策の充実
  - (1) 連携による防犯対策の推進
  - (2) 自主防犯活動の推進
  - (3) 防犯灯の設置促進
  - (4) 災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化
  - (5) 自主防災組織発足や活動の支援
  - (6) 災害発生後の支援の充実
  - (7) 犯罪や災害に関する知識の普及
2. 建物や道路、住宅等の環境整備の推進
  - (1) 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進
  - (2) 危険箇所点検・地域安全マップの作成
  - (3) 交通安全対策

## 第8節 横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進）

1. 庁内の連携体制の強化
2. 地域の関係組織、団体との連携

## 2. 個別事業の点検

### 第1節 健康な高齢期を迎えるために

#### 1. 生活習慣病予防の取り組みとの連携

点検	生活習慣病予防の取り組みとの連携		担当課	健康増進課	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (11月末まで)	
前回計画における実績	①特定健診受診率	44.7%	43.0%	23.9%	
	②特定保健指導実施率	73.1%	76.7%		
実施状況の概略	①特定健診受診率の向上を目指し、チラシやリーフレットの内容変更、休日健診、保健師・栄養士による個別受診勧奨、コールセンターを活用した受診勧奨を実施してきた。 ②国の目標である65%以上を達成し、実施率も伸びている。				

#### 2. 高齢者の健康保持・増進

点検	高齢者の健康保持・増進		担当課	生きがい推進課	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (11月末まで)	
前回計画における実績	①地域ふれあいミニデイサービス事業 (延べ参加人数)	19,073	19,424	13,221	
	②高齢者筋力向上トレーニング事業(がんじゅう教室)(延べ参加人数)	20,929	21,231	14,539	
実施状況の概略	① ミニデイ：70自治会のうち65自治会で開催し、健康相談やレクリエーションを実施し高齢者の社会的孤立感の解消および介護予防を促進している。そのうち、大里グリーンタウン、久高、つきしろ自治会が自主運営している。 ② がんじゅう教室：身体機能の向上・維持の為、ストレッチやトレーニングを実施しています。参加者数を増やすために 1 参加者を男性に限定 2 地域の公民館を利用 3 土曜日に開催 するなど工夫を図っており参加者は着実に増えてきている。				

## 第2節 元気な毎日を送るために（～「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の推進）

### 1. 介護予防・生活支援サービス事業の推進

#### （1）訪問型サービスの推進

点検	訪問型サービスの推進		担当課	生きがい推進課	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)	
前回計画における実績	① 訪問介護 (延べ利用者数)	—	519	434	
	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) (延べ利用者数)	—	57	63	
	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	—	—	—	
	④ 訪問型サービスC (短期集中型サービス)	—	—	—	
	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)	—	—	—	
実施状況の概略	<p>①：介護福祉士やホームヘルパーなどの介護専門職が訪問し、入浴、排せつ等の身体介護を中心としたとした日常生活上の世話をおこなう。</p> <p>②：ヘルパー有資格者や市の研修受講者が訪問し、掃除や調理等の生活援助をおこなう。</p> <p>③：住民ボランティア、住民主体の自主活動として生活援等をおこなう。</p> <p>④：保健師等による居宅での相談指導等をおこなう。</p> <p>⑤：介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援をおこなう。</p> <p>※③～⑤の事業は、平成 30 年度以降の実施は、地域ケア会議をとおりニーズ把握をおこなった上で、必要なサービスを事業に反映している。</p>				

## (2) 通所型サービスの推進

点検	通所型サービスの推進		担当課	生きがい推進課
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	①通所介護 (延べ利用者数)		1,889	1,666
	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	—	—	—
	③通所型サービスB (住民主体による支援)	—	—	—
	④通所型サービスC (短期集中型サービスC) (延べ利用者数)	5	6	0
実施状況の概略	<p>①：デイサービスセンター等に通い、入浴・食事など日常生活上の世話や簡単な機能訓練をおこなう。</p> <p>②：高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業をおこなう。</p> <p>③：住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりをおこなう。</p> <p>④：身体機能の向上のため、原則3カ月の期間、包括的なトレーニングを実施する。</p> <p>※②の事業は平成30年度より実施予定。</p> <p>③の事業は地域ケア会議をとおりニーズ把握をおこなった上で、必要なサービスを事業に反映していく。</p>			

## (3) その他の生活支援サービス

点検	その他の生活支援サービス		担当課	生きがい推進課
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績		—	—	—
実施状況の概略	<p>要支援1・2、チェックリスト該当者を対象にした配食サービス事業。</p> <p>※平成30年度より実施予定。</p>			

#### (4) 介護予防ケアマネジメント

点検	介護予防ケアマネジメント		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
延べ件数		0	1,613	1,151
実施状況の概略	平成 27 年度までは、必要時にケアマネジメント実施。 平成 28 年度から総合事業を開始し、事業対象者についてケアプランの作成を行い支援を実施。			

## 2. 一般介護予防事業の推進

### (1) 介護予防把握事業

点検	介護予防把握事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数 (延)		1,710	1,810	継続実施
実施状況の概略	社会福祉協議会や区長、民生委員・児童委員と連携し、支援が必要な高齢者の情報収集に努めている。初期段階での相談対応を実施しながら、専門的・継続的に支援を実施している。			

(2) 介護予防普及啓発事業

点検	介護予防普及啓発事業		担当課	生きがい推進課	
		平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	①介護予防の知識の普及啓発	継続実施		継続実施	継続実施
	②高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室）（延参加人数）	20,929		21,231	14,539
	③介護予防教室（延参加人数）	2,211		1,961	1,264
実施状況の概略	<p>①介護予防に関する情報や各種サービスに関する情報については、広報誌やポスターの配布、市で実施している事業（がんじゅう教室等）での説明、実態把握時の訪問時にチラシを配布した。</p> <p>②身体機能の向上・維持の為、ストレッチやトレーニングを実施しています。参加者数を増やすために短期教室（10回コース）NGP65として。</p> <p>1 参加者を男性に限定 2 地域の公民館を利用 3 土曜日に開催</p> <p>するなど工夫を図っており参加者は着実に増えてきている。</p> <p>③通常は地域ふれあいミニデイ事業で実施しているが、それ以外の場所でも高齢者が集まる場所で要望があれば、教室を実施している。</p>				

(3) 地域介護予防活動支援事業

点検	地域介護予防活動支援事業		担当課	生きがい推進課	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)	
前回計画における実績	①地域ふれあい ミニデイサービス事業 (開催自治会数)	63	64	65	
	②介護支援ボランティア ポイント制度 利用者数 (実)	337	354	継続実施	
	③訪問リハビリ 利用者数 (実)	9	7	5	
	④生活管理指導員派遣事業 利用者数 (実)	1	廃止	廃止	
実施状況の概略	<p>①70 自治会のうち 65 自治会で開催。そのうち、大里グリーンタウン、久高、つきしろ自治会が自主運営している。</p> <p>②ミニデイサービス内においてボランティア活動を実施した場合にポイントを付与し、そのポイントに応じて商品券を配布している。</p> <p>③理学療法士が訪問し、リハビリの指導や介護者への助言等をおこなう。</p> <p>④平成 28 年度より介護予防・日常生活支援総合事業において同内容の事業を実施するため、本事業は廃止。</p>				

### 第3節 自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）

#### 1. 包括的支援事業の推進

##### （1）地域包括支援センターの運営充実

点検①	地域包括支援センターの周知徹底		担当課	生きがい推進課
前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	<p>広報誌やポスターの配布、市で実施している事業（がんじゅう教室等）での説明、FMなんじょうによる情報発信、実態把握時の訪問時にチラシを配布した。</p>			

点検②	地域包括支援センターの体制の強化		担当課	生きがい推進課
前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	<p>社会福祉士を各4地区に配置し、社会福祉協議会の地域コーディネーターと共同で支援をおこなっている。</p> <p>主任介護支援専門員を配置し、住民や居宅介護支援事業所からの相談を受け、課題解決にむけ支援をおこなっている。</p> <p>保健師（看護師）を配置し医療的な支援をおこなっている。</p>			

点検③	介護予防ケアマネジメント事業の充実		担当課	生きがい推進課
前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	<p>総合事業におけるケアマネジメント、介護保険における要支援者に対するケアマネジメントについて、地域での生活が続けられるよう自立に向けた適切なケアマネジメントが行えるよう支援する。</p>			



点検④	相談と情報提供の充実		担当課	生きがい推進課	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)	
前回計画における実績	④-1 相談体制の充実	継続実施	継続実施	継続実施	
	④-2 情報提供の充実	継続実施	継続実施	継続実施	
実施状況の概略	<p>④-1 市の窓口のほか、広報誌や社協だよりを活用し情報提供をおこなっています。また、区長や民生委員・児童委員に対し、包括支援センターの役割の周知をおこなった。</p> <p>個別訪問の中で、支援策の情報提供をおこなうとともに、医療面の相談には看護師を同行するなど必要とする支援へのつなぎを努めながら相談体制に努めた。</p> <p>④-2 市の相談窓口での各種情報パンフレットの配布。区長・自治会長や民生委員・児童委員へ介護予防事業、介護保険、各種サービスや制度に関する情報を提供している。</p>				

点検⑤	権利擁護の推進		担当課	生きがい推進課	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)	
前回計画における実績	⑤-1 権利擁護の相談の充実	継続実施	継続実施	継続実施	
	⑤-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進(利用者数(実))	4	3	2	
	⑤-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進	継続実施	継続実施	継続実施	
実施状況の概略	<p>⑤-1 社会福祉士が知念・佐敷・玉城・大里の4地区に配置されている。関係機関と連携し、権利擁護のため、虐待対応や成年後見制度の申立てを行っている。</p> <p>⑤-2 日常生活自立支援事業の利用者は2名。平成29年度成年後見制度市長申立て件数は1件。親族申立ては1件(平成30年1月15日現在)市の各種サービスが掲載されているリーフレットにて制度紹介。次年度から市民向けの説明会・勉強会をおこない啓発していく。</p> <p>⑤-3 高齢者虐待防止ネットワーク会議を年1回開催。委員と情報を共有し、困難ケースの対応を協議することができた。</p>				

点検⑥	ケアマネジメント支援事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	回	4	4	4
実施状況の概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県介護支援専門員協会南城市支部と共催し研修会を開催（年 4 回）</li> <li>・地区ケア会議への介護支援専門員、介護保険事業所の参加による地域とのネットワーク構築。</li> <li>・介護支援専門員に対する日常的、個別指導、相談、支援困難事例への助言指導</li> <li>・在宅医療介護連携推進事業での多職種連携研修開催（年 2 回）</li> <li>・介護支援専門員放課後勉強会の開催（月 1 回）</li> </ul>			

点検⑦	地域ケア会議の充実		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	回	1	20	
実施状況の概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケア会議を開催し、支援困難事例の解決策の検討を実施。</li> <li>・地区ケア会議の実施による、地域課題の検討。</li> </ul>			

## （２）在宅医療・介護連携の推進

点検	在宅医療・介護連携の推進		担当課	生きがい推進課	
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
					実施
実施状況の概略	<p>平成 29 年度より南部地区医師会への委託により実施。 地域の医療・介護資源の把握や連携における課題抽出、連携体制の構築、多職種連携に向けた研修の開催などを実施。</p>				

### (3) 認知症施策の推進

点検	認知症施策の推進		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
認知症地域支援推進員		1	1	1
実施状況の概略	認知症初期集中支援チームは、平成 30 年度より設置予定。八重瀬町、南風原町と合同で立ち上げる。			

### (4) 生活支援サービスの体制整備

点検	生活支援サービスの体制整備		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
				実施
実施状況の概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度より社会福祉協議会へ委託し実施。</li> <li>・生活支援コーディネーターの配置。</li> <li>・第 2 層協議体の設置 (年 5 回開催)</li> </ul>			

## 2. 任意事業の充実

### (1) 家族介護用品支給事業

点検	家族介護用品支給事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		26	22	18
実施状況の概略	要介護 4、5 に相当する在宅の高齢者であって、非課税世帯に属する者を介護する家族 (家族も非課税世帯) に対し、紙おむつ等を購入できる支給券を発行し、在宅介護をしている家族への経済的負担軽減をおこない、在宅生活の支援をおこなっている。			

## (2) 家族介護慰労金支給事業

点検	家族介護慰労金支給事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		1	0	0
実施状況の概略	要介護 4、5 に相当する高齢者であって、過去 1 年以上介護保険等のサービスを使わずに在宅で介護している非課税世帯の家族に対し、年額 10 万円の慰労金を支給し、在宅介護をしている家族への経済的負担軽減をおこない、在宅生活の支援をおこなう事業である。現在、対象者の把握が難しい状況である。			

## (3) 食の自立支援サービス事業

点検	食の自立支援サービス事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		172	198	181
実施状況の概略	ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯であって、調理が困難な者へ食事を配達し、栄養改善を図るとともに安否確認も行っている。			

## (4) 成年後見制度利用支援事業

点検	成年後見制度利用支援事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		4	3	2
実施状況の概略	家族等からの相談に対し、相談支援をおこない、親族申し立てや市長申し立てを実施し、本人が安心して生活していけるよう支援をおこなった。また、支援が必要と思われる方には、積極的に家族等へ制度の説明や支援をおこなうことで、制度の利用につなげることができた。			

### (5) 夜間・休日の虐待等相談事業

点検	夜間・休日の虐待等相談事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		0	1	0
実施状況の概略	夜間、休日に関わらず、高齢者の虐待・不安・自然災害等の相談に対応。高齢者が地域で安心して生活できるよう、随時相談窓口と連携を図っている。			

### (6) 緊急通報システム事業

点検	緊急通報システム事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		31	26	20
実施状況の概略	身体上慢性疾患がある等、常時注意を要する状態にある高齢者宅に機器を設置し、高齢者の緊急時、迅速にそして的確な対応を実施し高齢者の日常生活の安全確保を図っている。			

## 3. 市の単独事業の充実

### (1) 外出支援サービスの充実

点検	外出支援サービスの充実		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		33	24	17
実施状況の概略	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者（要介護 2 以上等）の通院時に、介護タクシーを利用し居宅と医療機関を送迎することにより、在宅介護をしている家族への経済的負担軽減をおこない、在宅生活の支援をおこなう。			

## (2) ショートステイ事業

点検	ショートステイ事業		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (実)		2	1	2
実施状況の概略	自立生活を営むのに支障が生じた者や虐待を受けた方を一時保護することで、家庭生活の安定・安全を図り、在宅生活の継続を支援している。			

## 4. 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援

点検	市社会福祉協議会による事業の紹介と支援		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	金銭管理サポート事業やお掃除ボランティアなど、対象者へ随時案内や利用の促しを行っている。			

## 5. 地域密着型サービスの充実

点検	地域密着型サービスの充実		担当課	生きがい推進課
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	①認知症デイサービス (延べ人数)	383	1,177	838
	②認知症グループホーム (延べ人数)	13,546	15,243	9,049
実施状況の概略	<p>身近な日常生活圏域（市内）に、サービスの拠点をつくり、高齢者に安心して住み慣れた地域での生活を継続していく。</p> <p>①認知症対応型共同生活介護 (グループホーム 4 施設) (デイサービス 2 施設)</p> <p>②小規模多機能型居宅介護 1 施設 (定員 25 名)</p>			

## 第 4 節 支え合いの地域づくり (～見守り、ボランティア、福祉教育の推進)

### 1. 地域支え合い支援事業の推進

点検	地域支え合い支援事業の推進		担当課	生きがい推進課 (実施主体：社会福祉協議会)
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	①自治会数	19	18	18
	②登録者数	43	33	35
	③地域支援員数	55	45	48
	④協力企業	6	7	11
実施状況の概略	<p>日常生活で少し気にかけてほしい方などを対象に、日頃からまたは台風襲来前後の安否確認について、対象者の家族と区長や民生委員・児童委員などの地域住民を含めた情報共有会議（ネットワーク構築会議）を開催し、実現可能な見守り活動について協議し、見守り活動の始動。</p>			

## 2. ボランティア活動の推進

### (1) ボランティアの育成支援

点検	ボランティアの育成支援		担当課		社会福祉課 実施主体：社会福祉協議会	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)		
前回計画における実績	①養成研修	延べ 98 名	-	延べ 124 名		
	②民間助成金申請件数	1	0	1		
	実施状況の概略	<p>市内に在住・在勤する介護従事者等の介護知識と基本的な介護技術の向上を支援 市内唯一の音訳サークル「アイアイおおごと」の会員不足解消と、市内の視覚障がい者や高齢者への情報取得支援。 民間助成金の活用を促し、ボランティア団体の財源不足解消の支援。</p>				

### (2) ボランティア活動の推進

点検	ボランティア活動の推進		担当課		社会福祉課 実施主体：社会福祉協議会	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)		
前回計画における実績	①ボラ活動保険	21	22	20		
	②行事保険数	71	21	20		
	③マッチング回数	20	23	39		
	④SNS発信	8	28	26		
	⑤ボランティア情報誌発行数	4 回	5 回	4 回		
実施状況の概略	<p>ボランティア活動を安心・安全に行える為の保険事務・窓口事務。 適時適切なボランティア活動を展開できるような支援。 ボランティア活動の情報提供や情報発信。 ボランティア活動の報告や、ボランティア活動意欲向上促進。</p>					



### (3) 高齢者のボランティア活動参加促進

点検	高齢者のボランティア活動参加促進		担当課	生きがい推進課、社会福祉協議会
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	利用者数 (実)	337	354	
実施状況の概略	ミニデイサービス内においてボランティア活動を実施した場合にポイントを付与し、ポイントごとに応じた商品券を配布している。			

### (4) 社会福祉関係機関・団体との連携

点検	社会福祉関係機関・団体との連携		担当課	社会福祉協議会
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	加入団体数各会議開催	38 団体	38 団体	41 団体
	①全体会	2 回	2 回	2 回
	②幹事会	4 回	4 回	4 回
	③地域福祉担当者会議	2 回	2 回	2 回
実施状況の概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年に設立後 5 年が経過し、法人保育園の認可化が進み、加入団体も徐々に増えてきている。</li> <li>24 年当初は 37 団体→41 団体</li> <li>地域資源リスト「なんじいのポッケ」作成 (加入団体間での活用)</li> <li>福祉教育指導者研修会 (16 人登録→総合学習等の講師として派遣)</li> <li>地域貢献事業の取り組みアンケート実施。</li> </ul>			

### 3. 福祉教育の推進

#### (1) 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進

点検	福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進		担当課	教育指導課
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	実施校数	幼：1 園 小：7 校 中：2 校	幼：1 園 小：8 校 中：2 校	幼：1 園 小：8 校 中：2 校
実施状況の概略	小学校の実施率は高い（9 校中 8 校）が、中学校及び幼稚園の実施率が低い			

点検	福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進		担当課	社会福祉課 実施主体：社会福祉協議会
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	①福祉講話件数	17	22	14
	②地域ふれあいミニデイとの交流会	15	15	18
	③世代間交流	33	26	継続実施
	④ちびっ子見守り隊結成園	-	-	2
実施状況の概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字、車イス、アイマスク、食育、盲導犬、福祉インタビューなどの講師派遣や調整。</li> <li>市内保育所（園）と、地域公民館等で開催されるミニデイ利用者との異世代間交流の調整。</li> <li>市内保育園児の散歩などによる地域高齢者へ見守り・安否確認。</li> </ul>			

## (2) ボランティア活動推進校の指定

点検	ボランティア活動推進校の指定		担当課	社会福祉協議会
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	①小学校 (校)	8	8	8
	②中学校 (校)	4	5	5
	③認可保育園	9	8	8
実施状況の概略	市内小中学校、保育園等に福祉教育やボランティア活動を通して、高齢者や障がい者等との交流を推進することで、思いやりの心を育むための助成金の支援。			

## 第 5 節 認知症への対応を強化するために (～認知症対策の推進)

### 1. 認知症予防対策の推進

点検	認知症予防対策の推進		担当課	生きがい推進課
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
前回計画における実績	介護予防教室 参加者数 (延)	2,211	1,961	699
	実施状況の概略	ミニデイ等高齢者が集まる場所で口腔ケアや栄養改善、運動指導、認知症予防に関する教室を開催している。		

## 2. 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

点検	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	認知症初期集中支援チーム	—	—	—
実施状況の概略	認知症初期集中支援チームは、平成 30 年度より設置予定です。八重瀬町、南風原町と合同で立ち上げる。			

## 3. 認知症支援のネットワークづくり

点検	認知症支援のネットワークづくり		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	南城市地域見守りネットワーク事業を活用し地域住民やライフライン事業者等と連携し、認知症等の高齢者が安心して暮らせるよう連絡体制の強化を図っている。			

## 4. 認知症家族介護者への支援

点検	認知症家族介護者への支援		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	認知症の人と家族の会南部地区会「みなみの会」への案内を行い、情報共有のため、包括支援センター職員も適宜参加している。			

## 5. 認知症の方とその家族の居場所づくり

点検	認知症の方とその家族の居場所づくり		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	認知症の人と家族の会南部地区会「みなみの会」が月に 1 回定期開催を支援している。			

## 6. 認知症サポーターの養成

点検	認知症サポーターの養成		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	サポーター数 (開催回数)	196 (11)	332 (14)	84 (5)
実施状況の概略	役所職員や民生委員の他、学生も認知症サポーター養成講座を受講しサポーターとなりました。しかし、前年度に比べ受講者数が減少しているため、認知症サポーター養成講座の開催について周知を図る。また、南城市キャラバンメイト交流会を開催し、講座の開催について支援していく。			

## 7. 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実

点検	認知症高齢者のための介護サービスの整備充実		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	施設数	4	4	4
実施状況の概略	入所について待機状況や申し込み相談状況を適宜把握してる。			

## 第6節 生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）

### 1. スポーツ、文化・生涯学習活動の充実

#### （1）スポーツ活動の機会の充実

点検	スポーツ、文化・生涯学習活動の充実		担当課	生涯学習課	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
前回計画における実績	チャレンジデー (人数)	19,305	18,648	25,613	
	チャレンジデー (参加率)	45.6	43.5	59.2	
実施状況の概略	<p>既存の社会体育施設を「生涯スポーツ」の場として、スポーツ・レクリエーション、様々なニュースポーツや運動を通して、生涯にわたる市民の健康維持と体力増進を図るきっかけづくりを提供するとともに、「南城市チャレンジデー」に繋がられるよう、市内すべての体育施設を毎月最終水曜日無料開放した。</p>				

#### （2）高齢者の生きがい健康づくり事業

点検	高齢者の生きがい健康づくり事業		担当課	生きがい推進課	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)	
前回計画における実績	①生きがい健康まつり (人数)	500	500	500	
	②パークゴルフ (人数)	148	157	165	
実施状況の概略	<p>「南城市高齢者の生きがい健康まつり」は、会員が一同に会し、日頃のサークル活動の成果を発表し合い、交流の輪を広げ福祉のまちづくりに寄与することを目的に実施。場所：南城市文化センター。</p> <p>「三世代交流パークゴルフ大会」は、大会を通じて三世代間の交流を図り、併せて健康増進・生きがいを高めることを目的として実施。場所：大里城趾公園パークゴルフ場。</p>				

### (3) 文化活動、生涯学習機会の充実

点検	文化活動、生涯学習機会の充実	担当課	生涯学習課
実施状況の概略	<p>公民館では、生涯学習機会の充実に向けて、市民ニーズの高い各種教室・講座を年間を通して展開するとともに、講座を修了した参加者がサークルを立ち上げるなど「いつでもどこでも学べる」総合的な生涯学習を大里農村環境改善センター、文化センターなど活動の場として提供を図った。教室・講座の内容や開催等の周知広報も市広報など積極的に活用した。</p>		

### (4) 生きがい活動についての情報提供の充実

点検	生きがい活動についての情報提供の充実	担当課	生涯学習課
実施状況の概略	<p>市民や各種団体・サークル団体等の活動の場として施設提供するなど活動支援を行った。</p> <p>公民館等でサークル活動を実施してる団体の情報を集客し、大里農村環境改善センター、文化センターにおいてサークル一覧表を掲示した。定年後によるセカンドライフや市外からの移住者又は市民からの問い合わせに対応できるよう案内に努めた。</p>		

## 2. ふれあい、交流等の推進

### (1) 地域の交流の機会の拡充

点検	地域の交流の機会の拡充		担当課	生きがい推進課
前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
	地域ふれあいミニ デイサービス事業 参加者数 (延)	19,073	19,424	13,221
実施状況の概略	<p>70 自治会のうち 65 自治会で開催。 そのうち、大里グリーンタウン、久高、つきしろ自治会が自主運営している。</p>			

(2) 世代間交流の機会の拡充

<b>点検</b>	世代間交流の機会の拡充	担当課	生きがい推進課
実施状況の概略	70歳以上の高齢者の長寿を祝い、市敬老会を毎年9月頃に開催し、幼稚園児を招いて、会場の余興を披露するとともに敬老会を盛り上げていただいた。		

<b>点検</b>	世代間交流の機会の拡充	担当課	教育指導課	
前回計画における実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (11月末まで)
	実施校数	幼：6園 小：5校 中：3校	幼：6園 小：4校 中：3校	幼：6園 小：5校 中：3校
実施状況の概略	幼稚園は市内全6校で取組を実施出来ているが、小中学校においては未実施の学校もある。			

<b>点検</b>	世代間交流の機会の拡充	担当課	児童家庭課	
前回計画における実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (11月末まで)
	①敬老会・おまねき会(人)	853	937	1,030
	②高齢者施設との交流(人)	882	714	2,042
	③地域との交流(人)	142	86	185
実施状況の概略	①半数以上の施設が実施している。 ②半数以上の施設が実施している。 ③1/3程度の施設が実施している。			



### (3) 老人クラブの活動支援の充実

点検	老人クラブの活動支援の充実		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
加入クラブ数		4 1 (内、小規模 3)	3 7 (内、小規模 2)	3 7 (内、小規模 2)
会員数		1, 771 人	1, 750 人	1, 909 人
実施状況の概略	<p>補助金の適正化計画に基づき、補助金を交付している。</p> <p>高齢者の生きがいづくりや健康づくりのために、様々な活動を通して社会参加を促すとともに老後を豊かなものにする活動を支援するため県・市より助成金を交付しています。※小規模：会員数 30 人未満のクラブ。</p>			

### (4) 敬老会の実施

点検	敬老会の実施		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
(参加人数)		918	988	845
実施状況の概略	<p>70 歳以上を対象に、年 1 回午前・午後同日に実施。</p> <p>式典開催、園児や興行者による余興を披露。</p>			

### 3. 就労の支援推進

点検	就労の支援推進		担当課	観光商工課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
会員数		282	304	307
実施状況の概略	<p>シルバー人材センター入会説明会を毎月開催し、パンフレット、チラシ、広報誌を通して積極的に広報活動を行いながら HP を開設し、広くアピールしている。また、一人暮らし家庭への清掃ボランティア（旧盆・年末）や公共施設の清掃、デマンド交通運行関連など市から委託を受けながら、就業開拓業務活動も行っている。新たに、市の雇用創造協議会と連携し、ユインチホテル南城で年 2 回就業フェアを開催しており、他にも清掃講習会を行っており、入会者増加に繋がっている。</p>			

### 4. その他の生きがいづくりの推進

点検	その他の生きがいづくりの推進		担当課	生きがい推進課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
トーカーチ（人）		202	187	238
カジマヤー（人）		53	56	55
新 100 歳（人）		16	19	31
101 歳（人）		29	32	38
実施状況の概略	<p>高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図るため、高齢者に対し祝い金又は記念品を支給する。 対象者は、市内在住のトーカーチ（88 歳）、カジマヤー（97 歳）、満 100 歳、101 歳以上の方々。</p>			

## 第7節 安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）

### 1. 防犯・防災対策の充実

#### （1）連携による防犯対策の推進

点検	連携による防犯対策の推進		担当課	生活環境課
	前回計画における実績	与那原地区安全 なまちづくり推進 協議会委員	平成 27 年度	平成 28 年度
	人数	27	27	27
実施状況の概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第3金曜日夜間パトロールを実施。</li> <li>通学路等における危険箇所の安全対策として、市内の小中学校周辺に注意喚起の看板等を設置。</li> </ul>			

#### （2）自主防犯活動の推進

点検	自主防犯活動の推進		担当課	生活環境課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	人数	73	73	73
実施状況の概略	年4回交通安全運動期間中に区・自治会長を中心に、交通安全街頭指導を行っている。			

#### （3）防犯灯の設置促進

点検	防犯灯の設置促進		担当課	生活環境課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
	団体 (灯数)	27 (58)	21 (36)	14 (32)
実施状況の概略	毎年区長会にて補助金の案内を行い、積極的な設置を求めている。			

#### (4) 災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化

点検	災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化		担当課	生きがい推進課 総務課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	<p>(生きがい推進課)</p> <p>地域支え合い支援事業は本人の希望により要援護者の登録申請を行い、地域支援員が見守り、声掛け、災害時における安否確認等の活動を行っている。</p> <p>(総務課)</p> <p>平成 28～平成 29 年度にかけて防災システムの機能強化を実施。その中で要援護者システムも導入している。</p>			

#### (5) 自主防災組織発足や活動の支援

点検	自主防災組織発足や活動の支援		担当課	総務課
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
支援回数			2	1
実施状況の概略	<p>平成 28 年度に 2 自治会に対して地区入りの説明会を実施した。</p> <p>平成 29 年度は全区長を対象に講演会を実施した。</p> <p>地区入りした 2 自治会は平成 29 年度に組織結成に至り、また他に 3～4 自治会が設立に向けて調整している。</p>			

#### (6) 災害発生後の支援の充実

点検	災害発生後の支援の充実		担当課	総務課
	実施状況の概略	実施事例無し。		

## (7) 犯罪や災害に関する知識の普及

点検	犯罪や災害に関する知識の普及		担当課	生活環境課
前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
	団体 (人数)	9 (116)	11 (151)	8 (120)
実施状況の概略	各公民館等で実施しているミニデイサービスにおいて、1 団体年 1 回「消費者教育講座」として県消費生活センターの専門相談員による『消費生活の安全・安心の知識』の普及・啓発を行っている。			

## 2. 建物や道路、住宅等の環境整備の推進

### (1) 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進

点検	建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進		担当課	都市建設課
前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	<p>道路改良工事においては、歩道をフラット型（車道と段差をつけない）で施工しています。（現在実施している改良工事は全部）</p> <p>公園整備においても、バリアフリー化を実施している。 （グスクロード公園のトイレの改修） （課題）</p> <p>公園利用者及び歩道歩行者からの評価が伝わってこないため、効果の検証が難しい。</p> <p>歩道が設置されていない道路が多くあり、道路改良事業（補助事業導入）が必要で、短期間でバリアフリー化の実現は厳しい。</p>			

## (2) 交通安全対策

点検	交通安全対策		担当課	生活環境課	
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
カーブミラー (本数)		21	45	7	
実施状況の概略	設置要請箇所を確認し、必要と認められる箇所には適宜設置を行っている。				

## 第 8 節 横のつながりを大切にするために (～各種連携の推進)

### 1. 庁内の連携体制の強化

点検	庁内の連携体制の強化		担当課	生きがい推進課	
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (11 月末まで)
連絡会の開催 (回)		1	1	0	
実施状況の概略	福祉部内の相談援助職員との連絡会を年 1 回開催している。				

## 2. 地域の関係組織、団体との連携

点検	地域の関係組織、団体との連携		担当課	生きがい推進課 (事務局：社会福祉協議会)
	前回計画における実績		平成 27 年度	平成 28 年度
		継続実施	継続実施	継続実施
実施状況の概略	地域の関係組織、団体、介護施設、介護支援専門員協会南城支部との連携や、研修の開催、連絡会への参加。			

## 3. 沖縄県介護保険広域連合との連携

点検	沖縄県介護保険広域連合との連携	担当課	生きがい推進課
実施状況の概略	<p>広域連合は、平成 14 年 7 月に誕生し、平成 15 年 4 月から事業開始しています。平成 29 年現在 29 市町村で構成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換を密に行い、介護保険サービス手続や給付の適正化について連携を図っている。</li> <li>・要介護状態にならないために地域支援事業や介護予防事業などの事業充実強化に取り組んでいる。</li> <li>・広域連合からの広報周知を行っている。</li> <li>・施設整備の新規計画や介護保険給付などについて、広域が策定する介護保険計画と一体的に取り組んでいる。</li> </ul>		

## 2. 本市の課題

本計画の2つの視点を踏まえて、本市の課題をまとめると次のとおりです。

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進から

#### 1) 健康な高齢を迎えるために

基本施策	現状・意向からみた特徴と課題
①生活習慣病予防の取り組みとの連携 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定健診受診率の伸び悩み。</li><li>・ 壮年期（第2号被保険者）における要介護認定率は改善しているが国と比較すると高い。</li><li>・ 医療費の入院外が低く入院が高いことから重症化してから医療にかかる実態がある。</li></ul>
②高齢者の健康保持・増進 (生きがい推進課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般高齢者の6割が「介護予防事業」に参加したことがない（調査結果）</li><li>・ 不参加者（介護予防事業）の4割が「必要性を感じない」、1割が「介護予防事業があるのを知らなかったから」と回答（調査結果）</li></ul>

#### 2) 元気な毎日を送るために

基本施策	現状・意向からみた特徴と課題
①一般介護予防事業の推進 (生きがい推進課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2割が「閉じこもりのリスク」があり、「IADLが低い」のは1割となっている（調査結果）</li></ul>
②介護に携わる家族や介護従事者等への支援 (生きがい推進課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 沖縄県介護広域連合の調査によると、主な介護者の介護による不安は「夜間の排泄」、「認知症状への対応」、「日中の排泄」とあげており、この3つに係る介護不安をいかに軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るためのポイントとしている。</li></ul>



### 3) 自立生活を支えるために

基本施策	現状・意向からみた特徴と課題
①（新規）日常生活圏域設定 （生きがい推進課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。</li> <li>・調査結果においても、地域ごとの高齢者の実態は異なっており、地域の現状にあった行き届いた支援の体制が必要。</li> </ul>
②包括的支援事業の推進 （生きがい推進課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知方法については、広報誌、ポスター、がんじゅう教室等での説明、FMなんじょうでの情報は発信を行っている。さらに、実態把握の際にチラシを配布している。</li> <li>・地域包括支援センターにおいて高齢者の実態把握が難しい状況にある。</li> <li>・一般市民に地域包括支援センターの周知不足。</li> </ul>
③任意事業の充実 （生きがい推進課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護をしている家族への経済的負担軽減をおこない、在宅生活の支援をおこなう事業であるが、対象者の把握が難しい状況である。</li> </ul>
④市の単独事業の充実 （生きがい推進課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出を控えている理由として、「経済的に出られない」16.4%、「交通手段がない」23.4%となっており、移動手段の確保と、経済的支援が必要である。</li> </ul>
⑤地域密着型サービスの充実 （生きがい推進課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前計画では、地域ニーズに応じた施設の増設・増床を実施した。新たな施設整備については、介護保険広域連合会と連携を図る。</li> <li>①認知症対応型共同生活介護 （グループホーム 4施設）（デイサービス 2施設）</li> <li>②小規模多機能型居宅介護 1施設（定員25名）</li> <li>③認知症対応型通所介護（1施設）</li> <li>④地域密着型通所介護。</li> <li>⑤地域密着型介護老人福祉施設。</li> </ul>

#### 4) 認知症対応を強化するために

基本施策	現状・意向からみた特徴と課題
①認知症予防対策の推進 (生きがい推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年から平成 29 年にかけて認知症高齢者（ランクⅡ a 以上）が約 100 名増加しており、認知症率は 1.1 割増加。</li> <li>本市の高齢者 3 人に 1 人が「認知症のリスク」がある（調査結果）</li> </ul>
②認知症サポーターの養成 (生きがい推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座の減少に伴い、受講生も減少している。</li> </ul>
③認知症高齢者のための介護サービスの整備充実 (生きがい推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護サービスを実施している事業所は 4 事業となっている。</li> </ul>

#### (2) 地域づくり・ネットワークの整備

##### 1) 支え合いの地域づくり

基本施策	現状・意向からみた特徴と課題
①地域支え合い支援事業の推進 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活で少し気にかけてほしい方などを対象に、日頃からまたは台風襲来前後の安否確認について、対象者の家族と区長や民生委員などの地域住民を含めた情報共有会議（ネットワーク構築会議）を開催し、実現可能な見守り活動について協議し、見守り活動の始動。</li> <li>3 人に 1 が「世話役をしてもいい」と回答（調査結果）</li> </ul>
②ボランティア活動の推進 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 人に 1 人が「ボランティアに参加している」と回答（調査結果）</li> </ul>
③福祉教育の推進 (社会福祉協議会、教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の福祉体験実施率は高い（9 校中 8 校）が、中学校及び幼稚園の実施率が低い。</li> </ul>

## 2) 生きがいのある生活のために

基本施策	現状・意向からみた特徴と課題
①スポーツ、文化・生涯学習活動の充実 (生涯学習課、生きがい推進課)	・高齢者の生きがい健康づくり事業では、「生きがい健康まつり」は例年 500 名の参加者で安定しており、「パークゴルフ」は 150 人以上参加で増加傾向にある。
②ふれあい、交流等の推進 (生きがい推進課、教育指導課、児童家庭課)	・世代間交流の機会の拡充では、幼稚園は市内全 6 校で取組を実施出来ているが、小中学校においては未実施の学校もある。また、敬老会、お招き会では半数以上の施設が実施している。 ・老人クラブの組織数は減少しているが、会員数は増加している。
③就労の支援推進 (観光商工課)	・本市の 65～70 歳までの男性の 2 人に 1 人は働く意欲がある (国勢調査結果)
④その他の生きがいづくりの推進 (生きがい推進課)	・長寿の節目を迎えられた高齢者へ祝金や記念品を贈呈

## 3) 安心と安全の生活環境のために

基本施策	現状・意向からみた特徴と課題
①防犯・防災対策の充実 (生活環境課、生きがい推進課、総務課)	・通学路等における危険箇所の安全対策として、市内の小中学校周辺に注意喚起の看板等を設置。 ・災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化では、平成 28～29 年度にかけて防災システムの機能強化を実施。その中で要援護者システムも導入。
②建物や道路、住宅等の環境整備の推進 (生活環境課、都市建設課)	・交通安全対策では、設置要請箇所を確認し、必要と認められる箇所には適宜設置を行っている。



## 第4章 施策の展開

・住民、団体、行政の役割

### 地域住民

- 健診や介護予防のための取り組みに積極的に参加する。
- 介護に陥らないように、食事や運動など健康に気をつける。
- 隣近所とのつき合いを大切にし、声を掛け合って普段からの地域連帯意識を持つ。
- 地域活動などへの参加、地域づくりにも協力する。
- ミニデイサービスなど、自ら参加して地域活動の担い手としての取り組みに努める。
- 生きがいつくり、シルバー人材への参加を促進する。

### 地域・地域団体

- 支援が必要な高齢者の情報があったら、地域での見守りに努める。
- 地域福祉活動を積極的に取り入れるように努める。
- 地域活動（ボランティア、ふれあい交流、スポーツや文化活動）の機会を設け、多くの住民が参加するように呼びかけていく。

区・自治会,老人クラブ,女性連合会,青年会,子ども会,民生委員児童委員等

連携  
ネットワーク

### 関係機関

- 高齢者支援に係る相談、情報提供、サービス提供のための資質向上に努める。
- 各関係機関との連携（横のつながり）を密接にし、支援が必要な高齢者について情報提供を行い、個々の状況に応じた適正なサービス提供等を図る。

医療・福祉サービス提供事業所等

### 行政

- 高齢者の生活を支えるサービスの提供等を行う。
- 高齢者が介護に陥らないように、介護予防の取り組みを推進する。
- 若いうちの健康づくりについて啓発し、元気な高齢者が増えるように支援する。
- 支援が必要な高齢者に対しての見守り、災害時の支援などについて体制づくりを行う。
- 関係機関との連携を深める。

## 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

### (1) 健康な高齢を迎えるために

---

#### 1) 生活習慣病予防の取り組みとの連携 【所管課：健康増進課】

---

【関係団体：区・自治会】

寝たきりや認知症の方を減らすためにも脳血管疾患や心筋梗塞、糖尿病等の生活習慣病発症予防、重症化予防の入り口となる特定健診の受診率向上を目指し、未受診者対策強化、質の高い保健指導を行っていきます。

また、健康な高齢期を迎えるために、生活習慣づくりの基盤となる子どもの頃からの予防対策が重要となるため、母子保健をはじめとする各ライフステージにおいて生活習慣病予防対策を推進していきます。

特定健診受診率は基準値を達成できていないため、更なる受診率の向上につなげる新たな取組が必要です。保健指導率は達成できましたが、糖尿病等生活習慣病の重症化予防のために質の高い保健指導強化をしていきます。

---

#### 2) 高齢者の健康保持・増進 【所管課：生きがい推進課】

---

【関係団体：社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会】

地域ふれあいミニデイサービス事業での健康チェックや健康相談、高齢者筋力向上トレーニング事業「がんじゅう教室」での運動指導を継続して実施します。

高齢者の状況に応じて、一人ひとりが意識しながら、健康づくりや介護予防に取り組めるように意識啓発を図ります。また、参加者のニーズ把握を行い、健康づくりのための多様なプログラムを作成するなど、内容の充実を図ります

ミニデイについては、平成28年度より自主開催している地域では、計画段階から地域の意見を組み込み、参加者数も増えています。ミニデイの内容の充実させることはもちろんのこと自主開催を希望する自治会があった場合は、積極的にバックアップしていきます。

がんじゅう教室については、参加者拡充のため、プログラムの内容充実や開催日の工夫等を図っていきます。

## (2) 元気な毎日を送るために (～「介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)」の推進)

### 1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の一人ひとりの状態にあった介護予防や生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所介護のほか、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供し総合的な支援を推進します。

#### ①訪問型サービスの推進 【所管課：生きがい推進課】

【関係課：社会福祉課、健康増進課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員、介護事業所】

日常生活において訪問型の支援を必要とする要支援者等を対象に、既存の介護予防訪問介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様な支援を行い、介護状態の悪化防止を図ります。

##### ①-1 訪問介護

市が指定した事業所による入浴、排泄等の身体介護を中心とした支援を行います。  
本サービスが必要な方については、適正にサービスが利用できるように支援します。

##### ①-2 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

市が指定した事業所による調理、掃除等の生活援助の支援を行います。  
対象の把握を行い、必要な方については適正にサービスが利用できるよう支援します。

##### ①-3 訪問型サービスB (住民主体による支援)

有償・無償のボランティア等による短時間で可能な調理、掃除等の生活援助の支援を行います。

地域ケア会議等をとおり、ニーズ把握をおこない、必要なサービスについては事業に反映していきます。

##### ①-4 訪問型サービスC (短期集中型サービス)

保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で実施し、生活機能の向上が図られるよう支援を行います。

地域ケア会議等をとおり、ニーズ把握をおこない、必要なサービスについては事業に反映していきます。

## ②通所型サービスの推進 【所管課：生きがい推進課】

【関係課：社会福祉課、健康増進課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員、介護事業所】

### ②-1 通所介護

市が指定した事業所(施設)に通い食事、入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等の支援を行います。

本サービスが必要な方については、適正にサービスが利用できるように支援します。

### ②-2 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

市が指定した事業所の職員や補助ボランティアによる運動、レクリエーション、ミニデイサービス等の支援を行います。

平成 28 年度総合事業実施にともなう新たなサービス事業であり、平成 30 年度より実施予定となっています。

### ②-3 通所型サービスB（住民主体による支援）

有償・無償のボランティア等により、体操や運動等の活動、自主的な通いの場を提供している団体へ助成を行います。

地域ケア会議等とおし、ニーズ把握、地域の状況の確認を行い、自主的な取り組みに対しては助成をおこなっていきます。

### ②-4 通所型サービスC（短期集中型サービスC）

施設に通いながら保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で支援を行います。

医療機関のソーシャルワーカーやケアマネと連携を図り対象者の把握を行います。また、本事業の実施事業所の確保も行います。

## ③その他の生活支援サービス

調理が困難な一人暮らしの要支援者等を対象に、配食をするなど栄養改善による健康保持を図ります。また、本事業は見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、見守り体制の強化を図ります。

平成 30 年度より要支援 1・2、チェックリスト該当者については、介護予防・日常生活支援総合事業のその他の生活支援サービスで実施予定となっています。



#### ④介護予防ケアマネジメント

介護予防が必要な対象にアセスメントを行い、その状態や置かれてる環境等に応じて、ケアプランを作成し、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。

必要な方に適切にケアプランの作成を行い、自立支援を行います。

## 2) 一般介護事業の推進

---

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域デイサービス等の住民運営の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活ができる地域づくりを推進します。

### ①介護予防把握事業 【所管課：生きがい推進課】

【関係課：健康増進課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員等】

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防へと繋げられるよう相談支援を実施します。

支援の和を広げるため、健康増進課や社会福祉協議会、自治会長・区長、民生委員・児童委員等とのネットワークを強化し、対象者の把握に努めます。

### ②介護予防普及啓発事業

#### ②-1 介護予防の知識の普及啓発 【所管課：生きがい推進課】

【関係課：健康増進課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員等】

地域ふれあいミニデイサービス等に出向いての啓発のほか、市の窓口、広報誌、ホームページを活用し、高齢者福祉や介護予防に関する情報提供を行い、介護予防の大切さや知識の普及に努めます。また、地域の自治会区長や民生委員・児童委員、女性会、青年会等の協力を得ながら、介護予防、介護保険制度、各種サービスに関する情報の提供にも努めます。

本事業の利用促進のため、広報紙やそれ以外の周知活動を行います。

今後も周知の徹底を図ります。

②-2 高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室）【所管課：生きがい推進課】

【実施主体：社会福祉協議会】【関係団体：区・自治会、民生委員・児童委員等】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

定期的な体力測定により一人ひとりの体力状態を把握し、より効果がある介護予防機器による運動や、自宅でもできる健康体操の指導等を実施します。

参加者拡充のため、広報誌等での周知はもちろんのこと、プログラムの内容充実や開催日の工夫等を図っていきます。

②-3 介護予防教室 【所管課：生きがい推進課】

【実施主体：社会福祉協議会】【関係団体：南城市内の介護事業所】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

高齢者の健康に対する知識を深め、自身の健康状態や運動能力を把握して、目標を持って健康づくりや介護予防に取り組むための教室を実施します。実施にあたっては、老人クラブやサークル等での事業実施も検討します。内容は、運動機能の向上や口腔ケア、栄養改善等の研修を行います。

地域の介護に携わる事業所や職員の協力もいただき、内容の充実をはかっていきます。

③地域介護予防活動支援事業

③-1 地域ふれあいミニデイサービス事業 【所管課：生きがい推進課】

【実施主体：社会福祉協議会】【関係団体：区・自治会、民生委員・児童委員等】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

本事業への参加呼びかけを強化するとともに、地域人材の協力を得て、未実施の自治会でも実施できるように取り組みます。また、男性も参加しやすい内容など、工夫を行います。

事業内容の充実を図るとともに、参加する高齢者と共に運営することで、自主性も育むことができるように事業展開を行うように努めます。

本事業の支援者となるボランティアの確保に努めるとともに、研修会を開催し、ボランティアの資質向上も図ります。

平成 28 年度より自主開催している地域では、計画段階から地域の意見を組み込み、参加者数も増えています。

ミニデイの内容の充実させることはもちろんのこと自主開催を希望する自治会があった場合は、積極的にバックアップしていきます。

③-2 介護支援ボランティアポイント制度 【所管課：生きがい推進課】

【実施主体：社会福祉協議会、関係団体：区・自治会、民生委員・児童委員等】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

高齢者等が社会活動に参加し、生き生きとした生活が送れるよう、ボランティア活動の実績に基づき、介護支援ボランティア評価ポイントを付与する制度を推進します。

評価ポイントに応じて、「商品券」を受け取ることができます。

対象となるボランティアの内容充実を図ります。

③-3 訪問リハビリ 【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員等】

介護予防事業への参加が困難な高齢者の自宅を訪問し、理学療法士等によるリハビリ指導を行います。利用促進や事業の周知を図るため、広報活動に努めます。また、地域に本事業による支援が必要な高齢者がいないか、区長、民生委員・児童委員等と連携し、把握に努めます。

医療機関との連携を図り、対象者の把握に努めます。

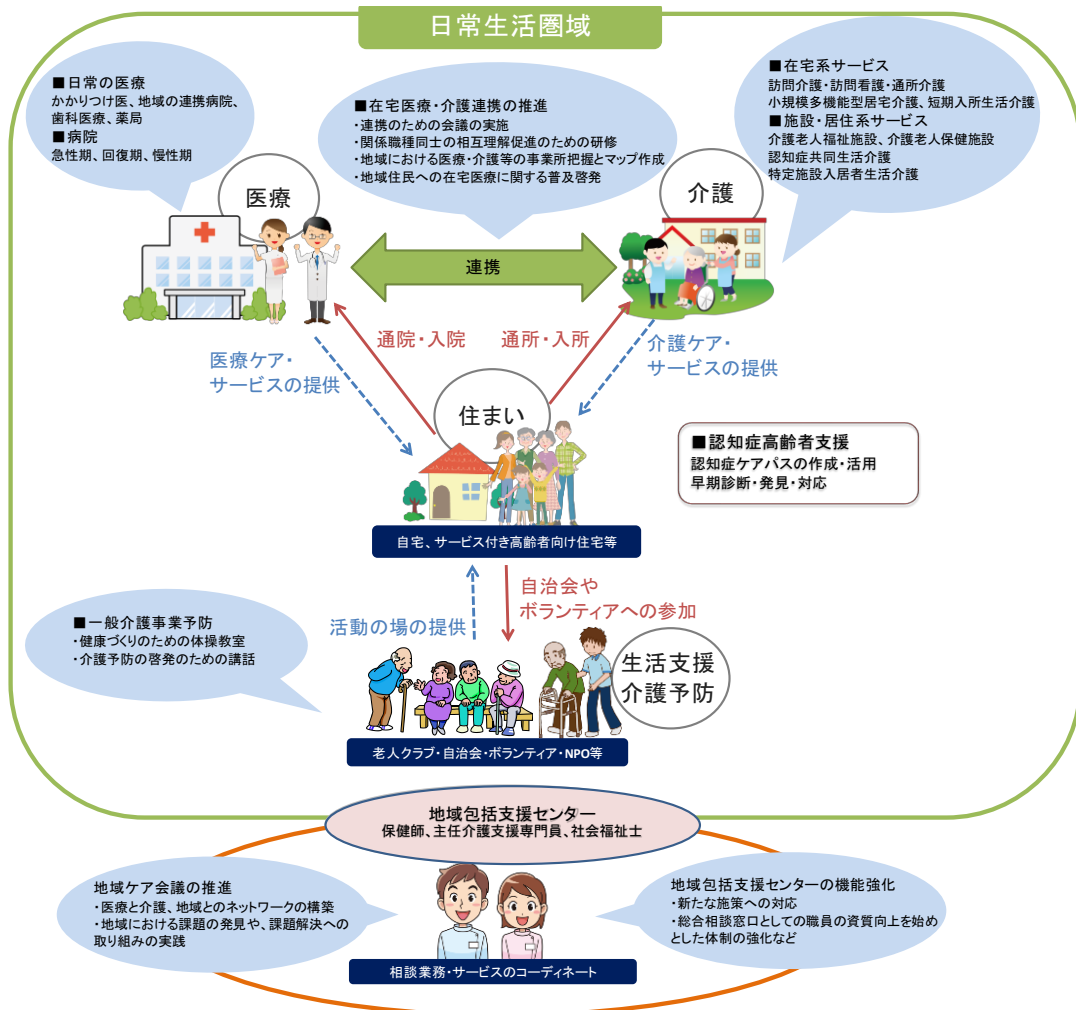
### (3) 自立生活を支えるために

#### 1) 包括的支援事業の推進

##### ① (新規) 地域包括支援センターの業務整備 【所管課：生きがい推進課】

自治会や中学校単位地域ごとの高齢者の生活課題等を把握し、地域特性をふまえた上で、運営方法や役割分担、業務内容について調査・研究します。

本市の日常生活圏域は1圏域となっており、地域の高齢者のニーズを把握した上で、新たな日常生活圏域の設定が必要か検討します。



#### 【日常生活圏域】

市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めるものとする（介護保険法第117条第2項第1号）。

## ②地域包括支援センターの運営充実

### ②-1 地域包括支援センターの周知徹底 【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

地域包括支援センターの周知を高めるために、センターの機能、役割等について広報に努めます。

周知には広報紙や市のホームページを活用するほか、ポスターやチラシ、パンフレットを作成し広報活動を行います。

民生委員・児童委員や介護支援専門員連絡会等と連携し、公民館、医療機関や薬局など、高齢者がよく利用する施設等をとおしての周知徹底を幅広く行っていきます。

### ②-2 地域包括支援センターの体制の強化 【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会長、民生委員・児童委員】

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、目的の共有及び地域連携を図るため、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

関係機関との連携を強化し、困難ケースに対しての継続支援も充実させるように推進します。

総合相談支援について、より一層の充実を図るため、職員の資質向上を図ります。

各職種と地域（自治会長・区長、民生委員・児童委員）との連携の強化、職員の相談対応の質の向上をはかります。

### ②-3 介護予防ケアマネジメント事業の充実 【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係団体：沖縄県介護支援専門員協会 南城市支部】

介護予防事業に関するケアマネジメント業務と介護保険の要支援者に対するケアマネジメントについて、適切なマネジメントが行えるよう資質向上に努めます。

介護保険サービスの活用だけでなく、地域、施設等で実施されているインフォーマルサービスの活用推進により、自立に向けた支援を図っていきます。

介護支援専門員に対する研修会、勉強会の開催、個別のプラン作成支援、助言を行い支援します。

### ②-4 相談と情報提供の充実

#### ②-4-1 相談体制の充実【所管課：生きがい推進課】

【関係課：社会福祉課、健康増進課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

地域の民生委員・児童委員やケアマネジャー、介護保険サービス事業所、市社協などとの連携を強化し、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を目指します。

気軽な相談から専門的な相談まで対応できるように、各専門職員の専門性の向上を図り、相談体制の充実を行います。

介護保険に関する相談については、介護保険窓口と地域包括支援センター窓口で対応するほか、介護保険広域連合と連携し、対応を行います。

一般市民への周知を図ります。

②-4-2 情報提供の充実 【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

市の窓口のほか、市の広報紙や社協だより、市のホームページを活用した高齢者福祉に関する情報の提供を行います。

区・自治会長や民生委員・児童委員は地域住民に身近であることから、地域の人材の協力により、各種情報パンフレットや介護予防事業、介護保険、各種サービスや制度に関する情報を伝えてもらうように図ります。

介護保険制度や各種サービス提供などの情報提供について、単発的に発信するのではなく、継続的に提供できるように努めます。

情報提供の際には、住民にわかりやすい内容となるように努めます。

市の広報紙やホームページを活用した高齢者福祉に関する情報発信を強化します。

②-5 権利擁護の推進

②-5-1 権利擁護の相談の充実【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係課：社会福祉課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

社会福祉士の増員により充実が図られた権利擁護の相談について、今後も更なる充実のため資質向上に努めます。

また、関係機関と連携し、権利擁護に関する相談と支援体制の構築を図ります。

社会福祉士が権利擁護に関する研修に参加し、資質向上に努めます。

②-5-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進

【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係課：社会福祉課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対しては、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための「日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)」について周知を図り、利用を支援します。

また、財産管理や契約などの法律行為を支援し、権利や利益を保護するため、ポスター掲示やチラシ配布による「成年後見制度」の周知を図り、また包括的支援事業で実施している「成年後見制度利用支援事業」の周知と利用を促します。

地域の民生委員・児童委員への勉強会等を開催し、事業・制度の周知と地域への普及を図ります。

成年後見制度活用について親族の方が申立てを躊躇することが多くみられるため、市が「成年後見制度」と「成年後見制度利用支援事業」については懇切丁寧に説明を行い、申立手続きが行えるように支援します。

また、一般市民に対して、「成年後見制度」の周知を促進します。

### ②-5-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進

#### 【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係課：社会福祉課、健康増進課 関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】  
地域包括支援センターを中心として、虐待に対する相談と支援を行います。

「南城市高齢者虐待防止ネットワーク」会議をとおり、高齢者虐待の相談支援や早期発見と予防の充実を進めます。

また、社会福祉士等の資質向上を図り、虐待についてより専門的な支援を行います。

虐待は主に家族の中で発生しており、早期発見は困難であります。相談及び通報があった場合、早期に訪問、関係職員・機関と連携し、早期解決に努めます。

高齢者虐待防止ネットワーク会議においては専門的な視野から助言いただき、情報共有に努めます。また、夜間でも相談できる窓口「夜間・休日相談業務」の周知を図ります。

### ②-6 ケアマネジメント支援事業【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係課：健康増進課、社会福祉課】【関係団体：沖縄県介護支援専門員協会 南城市支部、社会福祉協議会、その他】  
包括的、継続的ケアマネジメント構築のため、関係機関との連携を図ります。

地域包括ケア推進協議会や地域ケア会議、介護支援専門員の資質向上を目指した研修会の開催、地域の保健、医療、福祉、介護等との連携強化を図ります。

各種研修や相談支援を継続し保健、医療、福祉、介護の相互の連携を図ります。

地区ケア会議等を継続し、地域とのネットワークを構築していくことで、自立に向けた視点を持てるよう介護支援専門員の資質向上、連携強化を図ります。

### ②-7 地域ケア会議の充実 【所管課：生きがい推進課（地域包括支援センター）】

【関係課：健康増進課、社会福祉課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

地域ケア会議において個別ケースの検討や地域課題の解決策を検討するなど、地域ケア会議を中心とした地域包括ケアシステムの構築を図ります。

個別ケア会議を継続し、支援困難事例の具体的支援を通じた地域課題の抽出。自立支援に向けたケア会議の開催。

地区ケア会議を継続し、地域課題の抽出と、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりを図ります。

### ③在宅医療・介護連携の推進 【所管課：生きがい推進課】

【関係課：健康増進課、国保年金課】【関係団体：医師会、介護保険サービス提供機関】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を図ります。

南部地区医師会と連携を取りながら実施することで、市独自の課題の抽出と解決策の検討を図ります。

住み慣れた地域で医療、介護が受けられるようスムーズな連携と強化を図ります。

### ④認知症施策の推進 【所管課：生きがい推進課】【関係課：国保年金課、健康増進課】

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

認知症の初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」の設置やコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人や家族に関わり、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

できる限り住み慣れや地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」、を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。認知症地域支援推進員の増員も検討します。

### ⑤生活支援サービスの体制整備 【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：社会福祉協議会】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

生活支援サービス利用者と提供者(団体やNPO、ボランティア等)との利用調整を行うコーディネーターの配置、協議体の設置等により、生活支援サービスの体制整備を行います。

第2層協議体の開催を継続し、サービス利用者と提供者の利用調整を図ります。

## 2) 任意事業の充実

### ①家族介護用品支給事業 【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門員】

要介護4,5の高齢者を在宅介護している家族(非課税世帯)の支援として、介護用品が購入できる支給券の発行を継続して実施します。



事業の周知を図るとともにケアマネ等と連携を図り対象者の把握をおこない、継続して在宅の支援を行ないます。

**②家族介護慰労金支給事業 【所管課：生きがい推進課】**

**【関係団体：市社会福祉協議会、区・自治会長、民生委員・児童委員】**

要介護4,5の高齢者を在宅介護している家族（非課税世帯）への支援として、慰労金を支給します。

利用促進を図るため、窓口での事業の紹介やパンフレット配布、市の広報紙に事業内容を掲載するなど、情報発信するとともに、市社会福祉協議会や区長、民生委員・児童委員と連携し、本事業に該当する人の把握に努めます。

窓口や訪問時、ケアマネ等との説明会で事業について説明しているが、該当者の把握が難しい状況であるため、周知方法を工夫し対象者の把握に努めます。

**③食の自立支援サービス事業 【所管課：生きがい推進課】**

**【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】**

配食サービスによる栄養面の充実及び安否確認等による在宅福祉の推進を図るとともに、定期的に利用者の自立の状況、事業の必要性などを確認し、適正なサービス提供となるように進めます。

高齢者の自立を目的に支援していきます。

**④成年後見制度利用支援事業 【所管課：生きがい推進課】**

**【関係課：社会福祉課】 【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】**

配置されている専門職員の資質向上を図り、権利擁護や成年後見に関する相談の充実に努めます。

また、成年後見制度の周知を行い、必要な方が相談につながるように図ります。

支援が必要と思われる方に対しては、今後も関係者に対し積極的に制度の説明や相談支援を実施していきます。

**⑤夜間・休日の虐待等相談事業 【所管課：生きがい推進課】**

**【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】**

24時間体制で虐待等の相談に対応する本事業について、社会福祉法人へ委託により実施を継続するほか、委託先との連携を強化し、対応していきます。

また、地域住民や関係機関への周知広報に努めます。

本事業の周知徹底を図ります。

**⑥緊急通報システム事業 【所管課：生きがい推進課】**

**【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】**

日常生活の安全を図るため、緊急通報システム機器を利用した本事業を継続して実施するとともに、定期的に利用者の状況を確認し、適正なサービス提供となるように進めます。

本事業の周知徹底と対象者については継続して支援していきます。

**3) 市の単独事業の充実**

---

**①外出支援サービス事業 【所管課：生きがい推進課】**

医療機関への移動手段に困っている要援護者に対するサービス提供を、継続して実施します。対象者の把握をおこない、支援していきます。

**②ショートステイ事業 【所管課：生きがい推進課】**

利用者の体調不良や家族の病気等、そのほか台風などといった災害時の対応のために、事業を継続して実施します。また、利用促進のため周知広報に努めます。

養護者の生活課題の解決が難しくなっているため、関係機関と連携を図り問題解決に取り組んでいきます。

**4) 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援 【所管課：生きがい推進課】**

---

**【関係団体：社会福祉協議会、南城市介護支援専門員連絡協議会】**

市社協が行っている事業については、市への相談の中でサービスを紹介するほか、市の広報紙でも紹介するなど、必要な方が利用できるよう取り組みます。

南城市介護支援専門員連絡協議会と連携を図りながら、市民や関係者等へ広く周知するとともに、市広報誌など活用するよう取り組みます。

## 5) 地域密着型サービスの充実

現在整備されている「認知症対応型共同生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」を推進するとともに、今後の地域ニーズを見極めながら、サービス提供量や質の確保・整備を検討します。

サービスの周知、広報も積極的に行い、必要な方がサービスを利用できるように推進します。

### ① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 【所管課：生きがい推進課】

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）4施設で定員45名満床状態であるが、入所待機者については、他のサービスで対応可能が検討します。

### ② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【所管課：生きがい推進課】

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように支援します。

小規模多機能型居宅介護施設は、現在2施設あるが、内1施設が休止状態となっています。そのため、1施設ではニーズに対応できないため増設を検討します。

## (4) 認知症への対応を強化するために

---

### 1) 認知症予防対策の推進 【所管課：生きがい推進課】

---

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

認知症を引き起こす要因である脳血管性の障害に陥らないために、生活習慣病の予防及び健診の受診を呼びかけます。

また、市の認知症のデータを分析し、認知症を有する方の状況、介護の状況等を把握し、市民への周知・啓発や予防できる認知症の予防等、関係課や医療との連携を図っていきます。

地域ふれあいミニデイサービス事業等の介護予防事業の中で、認知症予防等についての講話や情報提供を実施します。

地域の介護に携わる事業所や職員の協力もいただき、内容の充実をはかります。

### 2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築 【所管課：生きがい推進課】

---

【関係課：健康増進課】【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

コーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」の配置や「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人や家族に関わり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

できる限り住み慣れや地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」、を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。

認知症地域支援推進員の増員も実施します。

認知症初期集中支援チームは、平成30年度より、八重瀬町、南風原町と合同で立ち上げます。

### 3) 認知症支援ネットワークづくり 【所管課：生きがい推進課】

---

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

地域包括支援センター職員、医師、民生委員等で構成される「地域ケア会議」を活用し、認知症高齢者に関する情報共有及び諸問題への早期対応を図りつつ、地域との連携にも努め、認知症の人と家族に対する生活支援や見守りを地域全体で行うネットワークの構築を目指します。

認知症サポーター養成講座を通して地域との連携を図ります。

認知症サポーター養成講座の開催について、広報誌等で呼びかけサポーター数を増やしていきます。また、地域で暮らす、認知症高齢者の見守りやネットワークの構築を行います。

平成30年度から認知症カフェを開催する予定であり、そこで、認知症の人や家族が抱える悩みを共有したり、情報交換できる場を作ります。

### 4) 認知症家族介護者への支援 【所管課：生きがい推進課】

---

認知症の人を家庭で介護する家族を支援するため、認知症介護者同士の悩み相談の機会を設けるなど、支援に努め、家族会ができるように支援します。

認知症の人と家族の会南部地区会「みなみの会」（南城市）への案内と同時に、認知症カフェの周知をします。また、認知症カフェについては、当事者が通いやすいところへ行けるよう、スケジュールや場所の確保等を行います。

※「みなみの会」：認知症があっても安心して暮らせる社会を目的に1980年京都で「公益社団法人認知症の人と家族の会」を結成。全国47都道府県に支部があり、沖縄県支部は2014年に設立し、北部、中部、南部、宮古島、八重山に地区がある。

### 5) 認知症の方とその家族の居場所づくり 【所管課：生きがい推進課】

---

【関係団体：社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員】

身近な地域で認知症の方とその家族の交流、悩み事の相談・共有、支援者等につながるきっかけづくりなどを支援するため、集いの場の確保について、検討を行います。

認知症の人と家族の会南部地区会「みなみの会」への案内と同時に、認知症カフェの周知をします。また、認知症カフェについては、当事者が通いやすいところへ行けるよう、スケジュールや場所の確保等を行います。

## 6) 認知症サポーターの養成 【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：社会福祉協議会、女性会、青年会、老人クラブ、区・自治会、民生委員・児童委員】

市社協と連携し、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域や職域において認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していきます。また、認知症サポーターについて、地域や職域(市内事業所)への周知を図るほか、女性会、青年会、老人クラブ等の各種団体との連携で学習する機会を増やすなど、積極的な対応を行います。

認知症サポーター養成講座の開催について、広報誌やライフライン事業所等へ周知徹底を行います。認知症サポーターを増やし、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けられるよう地域づくりを推進していきます。

## 7) 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実 【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：設置施設】

地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」について、希望者がサービス利用できるように利用状況を見極めながら提供体制を整備します。

施設が実施する運営推進会議にて施設運営・利用者状況を確認し、待機・申し込み相談状況を把握します。

## 2. 地域づくり・ネットワークの整備

### (1) 支え合いの地域づくり

#### 1) (新規) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進 【所管課：生きがい推進課】

地域包括ケアの理念を普遍し、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支え合える包括的な支援体制を構築し、切れ目ない支援を実現することを目指します。

※地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え合い」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものです。

#### 2) 地域支え合い支援事業の推進 【所管課：社会福祉協議会】

【関係課：生きがい推進課、社会福祉課】

【関係団体：区・自治会、民生委員・児童委員等】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

地域の福祉力を高めていくために、地域で実施されている「南城市地域支え合い支援事業」をさらに推進するとともに、未実施地域における活動組織の立ち上げ支援に取り組みます。

社協、自治会、民生委員・児童委員、関係機関と連携し、「地域支え合いマップ」の作成などをおして、要支援者を地域で見守っていく本事業の推進及び強化を図ります。このため、市ではマップの作成に関する情報提供や共有化に対する仕組みづくりを推進します。また、民生委員・児童委員連絡協議会と区長会、行政、社協による連絡会の定期開催を行い、情報共有に努めます。

地域支援員の担い手不足の解消：地域支援員に求められている事や役割についての明確化（訪問だけに限らず、電気や郵便物の目視確認などの負担感の減少）します。

地域支援員の発掘：見守りや訪問活動等ができる人材を発掘します。

認知症高齢者徘徊対策シュミレーション：大規模な捜索に備えて、与那原警察署や市役所総務課を含めた関係機関の連携の強化や、早期発見に繋がる模擬訓練の実施をします。



### 3) ボランティア活動の推進

#### ①ボランティアの育成支援 【所管課：生きがい推進課】

【実施主体：社会福祉協議会】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

市社協のボランティアセンターと連携しながら、傾聴ボランティア、リーダー等の養成や研修など、市民の福祉ニーズに即したボランティアの育成支援を推進します。

市民の声や受講者の声を取り入れた研修内容の実施に努めます。

また、既存のボランティアサークル等の育成支援を推進するとともに、ボランティア活動に興味や関心のある市民に対し、さまざまな活動をホームページや広報紙等を活用して紹介します。

地域指導者養成研修と音訳ボラ養成講座では、今後も隔年の実施を予定し、ボランティア養成講座内容も地域情勢を注視しながら決めていきます（ミニデイ研修以外）。

毎年ミニデイボランティア研修会を実施しています。地域ミニデイ活動の意義を理解し、長く地域福祉活動ができるように今後も支援していきます。

※隔年単位で養成講座の開催：6～8回コース

#### ②ボランティア活動の推進 【所管課：生きがい推進課】

【実施主体：社会福祉協議会】

社会福祉協議会へ事業を委託し実施しています。

ホームページ等を活用したボランティアセンターの周知、PRに努めるとともに、ボランティアの募集を積極的に行っていきます。

また、安心してボランティア活動をしていただけるよう、ボランティア保険への加入を促進します。

ボランティア活動保険 300円→350円（平成29年度～）

ボランティア活動につなげる需要と供給のバランスがうまくできていないです。登録しても活動の場所がないと、モチベーションも下がるため、求めている方、場所を検討していく必要があります。

今後もマッチング率が上がるように丁寧な説明を心がけます（平成30年度より年末・旧盆お掃除ボランティアのうち1回のみ実施）。

Facebook等での情報発信を行っており、今後も事業報告等情報発信を行っていきます。

ボランティア情報誌および配付箇所は、指定校以外に多くの人が集まる場所等にも掲示できるように調整していきます（見え易いように工夫する）。



### ③高齢者のボランティア活動参加促進 【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：社会福祉協議会】

ボランティアについて、できることから携わってもらえるような、気軽なボランティアの促進を図ります。

ボランティアポイント制度についても啓発・広報を行い、地域社会への貢献と支え合い、生きがいづくりの対策の一つとして推進します。

対象となるボランティアの内容充実を図ります。

### ④社会福祉関係機関・団体との連携 【所管課：生きがい推進課】

【事務局：社会福祉協議会 関係課：社会福祉課、児童家庭課、健康増進課】

市内にある社会福祉関係団体・団体等が相互に情報を交換し、業種の異なる施設間の連携を深めるとともに、市民の多様なニーズに対し効果的な支援を推進します。

また、所属機関や団体のみならず、地域福祉活動への積極的な取り組みを推進します。

課題としては、幹事会及び地域福祉担当者会議が計画通り開催ができておらず、保育園関係者の参加が少ないことがあげられます。そのため、内容や時間帯に工夫が必要だと考えられます。「なんじいのポッケ」のデータ化及び活用促進をします。また、本連絡会で取り組める地域貢献事業の開拓を検討します。

## 4) 福祉教育の推進

### ①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進 【所管課：教育指導課、社会福祉協議会】

本市の将来を担う児童・生徒に対し、発達段階に応じて「福祉の心」を育むために、お年寄りとのふれあい、福祉講話、及び障がい者疑似体験等の「福祉体験学習」等の福祉教育を今後も推進し、福祉に対する理解と関心を高め、自発的に地域へ貢献できるように図ります。実施にあたっては、年間を見通した日程調整を図るほか、事業事例の情報を収集し、学校や地域の実態にあった取組みを行います。

【教育指導課】

市内の全幼小中学校で取組を実施出来るよう教育指導課として各学校へ働きかけます。

【社会福祉協議会】

福祉講話等については、学校教育課程の一環で依頼があるので、その際に協力依頼調整を行っています。今後も全幼小中学校へも講師派遣の情報発信をしていきます。

園児等とミニデイ利用者・世代間交流の課題は、近所に施設がある地域では交流が行われているが、その他については、まだ積極的に実施されていないので、今後幼小中学校からも積極的に地域へアプローチするよう促していきます。

## ②ボランティア活動推進校の指定 【関係課：教育指導課】

【実施主体：社会福祉協議会】

市社協の事業で市内の保育所(園)、幼稚園、小・中学校を「ボランティア活動推進校」として指定し、一貫した福祉教育で思いやりの心を育み、「自分たちで考え行動する力を身につける」ことを目的に実施していきます。また、ボランティア活動をとおして学校と地域とのつながりを作れるように努めます。  
ボランティア体験について支援・協力を行います。

平成 27 年度までは、7 万円、5 万円、2 万円の 3 コースで、平成 28 年度より、5 万円、3 万円の 2 コースとなっています。選択コースを変更しながら、学校側が福祉教育に取り組みやすいように連絡会等を実施し、学校側に寄り添いながらボランティア体験等充実した計画実施ができるように支援していきます。

## (2) 生きがいのある生活のために

---

### 1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実

---

#### ①スポーツ活動の機会の充実 【所管課：生涯学習課】

【関係団体：市内各種団体、企業など】

総合型地域スポーツクラブの育成を図り、市民スポーツの振興を図ります。

「チャレンジデー」といったスポーツイベントを継続して実施し、高齢者も含めた市民が楽しく、あるいは目標を持って参加する機会をつくります。  
イベント参加のための日々の練習も健康づくりにつながるため、運動の継続についても呼びかけを行います。

引き続き市民への呼びかけを重視し、参加率の向上と、さまざまな種目の運動方法参加してくる市民およびその他の参加者がチャレンジデーを通して各位の健康づくりを行っていきます。

### ②高齢者の生きがい健康づくり事業 【所管課：生きがい推進課】

市老連で実施している「高齢者の生きがい健康まつり事業」「三世代交流グラウンドゴルフ事業」等について、今後も継続できるように支援します。

本事業は、県・市補助金によりで運営実施しています。  
今後も「高齢者の生きがい健康まつり事業」「三世代交流パークゴルフ大会事業」が、継続できるように支援します。

### ③文化活動、生涯学習機会の充実 【所管課：生涯学習課】

文化活動や学習機会の充実発展に向けて、中央公民館等で行われている教室や講座、高齢者学級等の充実を図るため、市民ニーズを把握し、講座内容の精査を行います。

高齢者をはじめとする市民が、「いつでもどこでも学べる」総合的な生涯学習の充実を図ります。

また、内容や開催等の周知広報について、ホームページやフェイスブックの積極的活用を行うなど、強化を図ります。

市民を対象とする、実生活につながる教育、学術及び文化に関する各種講座を行うとともに、本市や各種団体等に施設を提供し、サークル活動や地域活動を支援します。

また、公民館活動内容、開催等の周知を広報・ホームページ等で情報提供し集客に努めます。

### ④生きがい活動についての情報提供の充実 【所管課：生涯学習課】

【関係団体：施設利用団体】

市内で実施されているスポーツ、文化、生涯学習などの活動、サークル等についての情報提供を行い、生きがい活動の周知と参加促進を図ります。

このため、関係機関と連携し、市内で実施されている生きがい活動についての情報収集を行い、情報の集約に努めます。

## 2) ふれあい、交流等の推進

### ①地域の交流の機会の拡充 【所管課：生きがい推進課】

【実施主体：社会福祉協議会】

「地域ふれあいミニデイサービス事業」の開催回数の増加や参加の呼びかけを広く行い、高齢者同士の地域での交流の場の提供を図ります。また、支援者であるボランティア

の育成に努めるとともに、参加者のニーズに対応した実施内容、男性も参加しやすい内容など、工夫を行います。

地域ふれあいミニデイサービス事業」の開催回数の増加や参加の呼びかけを広く行い、高齢者同士の地域での交流の場の提供を図ります。また、支援者であるボランティアの育成に努めるとともに、参加者のニーズに対応した実施内容、男性も参加しやすい内容など、工夫を行います。

## ②世代間交流の機会の拡充【所管課：生きがい推進課、教育指導課、児童家庭課】

【関係団体：社会福祉協議会】

高齢者と乳幼児、児童がふれあう福祉体験学習の機会や学校等行事への高齢者の参加、地域行事での交流、及び芸能、工芸等の伝承機会をつくるなど、ふれあいによる児童生徒の福祉教育や高齢者の生きがいづくり機会の拡充に努めます。

このため、関係各課、関係機関との連携、情報共有を図ります。

### 【生きがい推進課】

今後も事業の充実を図ってまいります。

### 【教育指導課】

市内の全幼小中学校で取組を実施出来るよう教育指導課として各学校へ働きかけます。

### 【児童家庭課】

敬老会やおまねき会はほとんどの施設で実施しているが、自分の祖父母や孫との交流がメインとなっています。今後は、地域の高齢者との交流の機会を増やしていきます。

## ③老人クラブ活動支援の充実【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：南城市老人クラブ連合会】

様々な活動を通じての高齢者の生きがいづくり、社会参加、ゆうあい訪問などの地域社会への貢献等、様々な役割を担っている老人クラブの活動支援を図ります。

会員数の増加や、活動の活性化を図るため、老人クラブ連合会とともに支援方策等について検討を行います。

課題としては、単位クラブへの未加入や組織上の理由により、活動休止になったクラブ、何らかの理由により市連合会から脱退した単位クラブがあります。

今後も会員数の増加や、活動の活性化を図るため、老人クラブ連合会とともに支援方策等について検討を行います。

#### ④敬老会の実施 【所管課：生きがい推進課】

【関係団体：区長会、民生委員・児童委員、南城市老人クラブ連合】

多年にわたり郷土のため、社会のために活躍くださった大先輩方の長寿を祝い、今後のご健康、ご多幸をを祈念するとともに市内高齢者が一同に会し、交流を図るため敬老会を開催します。

多くの参加を募るために、広報誌・ホームページの活用、市内一斉放送、横断幕の設置による周知を行います。

また、区長会、民生委員・児童委員連絡協議会、地区老人クラブ役員会へ周知するとともに対象者の送迎も併せて依頼するなど参加率の向上に努めます。

### 3) 就労の支援推進 【所管課：観光商工課】

【関係団体：南城市シルバー人材センター、南城市雇用創出サポートセンター】

高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めるなど、会員数と就業機会の拡大を図ります。

団塊の世代への呼びかけを強化し、健康で働く意欲のある高齢者に、地域社会に密着した就業機会を提供すると共に、会員の生き甲斐と健康増進を図りながら、高齢化社会を支える担い手として対応していきます。

また、安全で適正なる就業(短期的、臨時的、軽微な就業)を実施し、会員の日々の健康保持を目指しながら、生きがいづくりの場となるよう努めます。

実施状況の概略に記載されている通り、今後も入会説明会やパンフレット、チラシ、広報誌での広報活動を行ってきます。また、今年度から市の雇用創造協議会と連携し、ユイinchホテル南城で「就業フェア」(年2回)を開催し、積極的に会員数増加を目指します。

### 4) その他の生きがいづくりの推進 【所管課：生きがい推進課】

高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図るため、トーカチ祝(88歳)、カジマヤー祝(97歳)、満100歳祝、101歳以上祝の方々へ祝い金支給を継続実施します。

### (3) 安心と安全の生活環境のために

---

#### 1) 防犯・防災対策の充実

---

##### ①連携による防犯対策の推進 【所管課：生活環境課】

【関係団体：与那原警察署、与那原地区防犯協会、民生委員・児童委員】

県の「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」を推進し、与那原警察署、地区防犯協会をはじめ、関係機関・団体等と連携を図り、地域や関係機関と連携した防犯対策を進めます。

自治会や各種団体、事業所への自主的な防犯ボランティアの設置を促していきます。

※「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」:

犯罪の防止に関し、県民や事業所などの連携及び協力の下に、犯罪防止に配慮した道路、公園、住宅等の普及、犯罪の被害者等の支援その他の安全なまちづくりに関する取組を推進するもの

引き続き、教育委員会と連携し、子ども達の通学路等危険箇所の防犯対策に取り組んでいきます。

##### ②自主防犯活動の推進 【所管課：生活環境課】

【関係団体：民生委員・児童委員】

地域の自主防犯ボランティア隊の活動の支援を図るとともに、自主ボランティア団体の定着と拡大を図ります。

引き続き、自治会の積極的な取り組みの推進を図ります。

##### ③防犯灯の設置促進 【所管課：生活環境課】

【関係団体：区・自治会】

行政区が設置する防犯灯の経費に対して補助金を交付し、市民の防犯及び事故等の未然防止に努めます。

引き続き、自治会の積極的な取り組みの推進を行うとともに、市直営の防犯灯の設置場所の再検討を行います。

④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化【所管課：生きがい推進課、総務課、社会福祉協議会】

【関係団体：区・自治会長、民生委員・児童委員】

「南城市地域支え合い支援事業」を推進し、市社協や民生委員・児童委員連絡協議会との連携、及び関係機関等の協力を得て、一人暮らし高齢者等の災害時要援護者の実態把握を進めます。

援助が必要な方のマップづくりとその活用により、緊急時の対応強化を図ります。

【生きがい推進課】

地域支え合い支援事業では施設入居、転居、死亡等による終了者数が多いため、登録者数が減少しています。

平成30年度より計画している防災システムについては、災害時、安否確認の連絡を要支援者の携帯電話や固定電話に一斉に送信します。救助が必要な世帯に対しては消防・民生委員・関係機関が対応できるよう取り組みます。

【総務課】

平成28～29年度にかけて防災システムの機能強化を実施。その中で要援護者システムも導入していきます。

⑤自主防災組織発足や活動の支援 【所管課：総務課】

【関係団体：区・自治会、民生委員・児童委員】

地域における防災活動について、自主防災組織の必要性について啓発を行うとともに、自主防災組織の発足や活動の支援を行います。

地区入り説明会を開催するなど、地域性に応じた災害対応について丁寧に実施していく必要があります。今後も未設置自治会に対し積極的に支援していきます。

⑥犯罪や災害に関する知識の普及 【所管課：生活環境課】

【関係団体：社会福祉協議会、沖縄県消費生活センター】

高齢者の安全面の確保のために、高齢者が被害に遭いやすい犯罪についての情報提供等知識の普及に努めます。

災害に関する知識の普及啓発や災害時における避難場所等の周知及び情報の提供に努めます。

ミニデイサービス担当部署へ高齢者に対する「消費者教育」の必要性を説明していくことで、ミニデイサービスの実施箇所数65団体すべての開催実現を目指し継続していきます。



## 2) 建物や道路、住宅等の環境整備の推進

---

### ①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進 【所管課：都市建設課】

ユニバーサルデザインの理念のもと、誰でも安全かつ快適に利用できる公共施設、各字公民館や、道路・公園等の公共空間の整備を推進します。

「沖縄県福祉のまちづくり条例」の普及等により、バリアフリーに配慮された生活関連施設等の増加を促進します。

※ユニバーサルデザイン： 障害の有無、性別、国籍にかかわらず、はじめからできるだけ多くの方が気持ち良く使えるよう、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は都市施設や製品等の目に見えるものから、教育、サービス、システムなど目に見えないものまで多岐にわたる。

また、ユニバーサルデザインは、バリア(障壁)の存在を前提としてその除去を行うバリアフリーを包含し、発展させた考え方といえる。

課題としては、公園利用者及び歩道歩行者からの評価が伝わってこないのが現状となっており、効果の検証が難しいのが現状となっています。歩道が設置されていない道路が多くあり、道路改良事業(補助事業導入)が必要で、短期間でバリアフリー化の実現は厳しいです。

ユニバーサルデザインの理念のもと、誰でも安全かつ快適に利用できる道路、公園等の公共空間の整備に推進します。

「沖縄県福祉のまちづくり条例」の普及等により、バリアフリーに配慮された生活関連施設等の増加を促進します。

### ②交通安全対策 【所管課：生活環境課】

【関係団体：区・自治会、民生委員・児童委員、与那原警察署等関係機関】

地域、各種団体、警察等となお一層の連携を図り、交通安全対策を推進します。カーブミラーをはじめとする交通安全施設等の道路環境の整備を促進し、事故のない安心して暮らせるまちづくりに努めます。このため、与那原警察署等関係機関との連携を図ります。

住宅の新築など住民の生活圏の変化に伴い、これまで指摘されなかった場所が危険と認識されることがある等、市民による通報が必要となっています。



## 第5章 各種連携の推進

### 1. 庁内の連携体制の強化

高齢者対策は在宅福祉サービスや介護保険事業といった、生きがい推進課の高齢者に関係する担当分野だけではなく、健康づくり、福祉教育、生涯学習、防犯・防災、まちづくりなど、行政の各種部署が関係しています。これは高齢者福祉だけではなく、児童福祉や障害者福祉についても同様のことが言えます。

このため、本計画のもとに庁内の連携を図り、高齢者の状況やニーズの情報交換、取り組みを行う際の調整を図るなど、横の連携による高齢者対策の推進を行います。

### 2. 地域の関係組織、団体との連携

高齢者福祉施策は、市と関係組織、地域の団体・人材との協力により円滑に実施される施策が多くを占めています。特に市社協と民生委員、高齢者施設、ケアマネジャーを中心とした地域との関わりは、高齢者施策を展開する上で不可欠なものとなっています。

今後は地域の支え合いと介護予防の推進が非常に重要となります。地域の状況把握や事業展開を円滑にきめ細かく行うためにも、地域の関係組織や団体、地域人材との連携を図り、計画の推進を図ります。

### 3. 沖縄県介護保険広域連合との連携

介護保険事業は、広域連合が保険者となっていますが、地域密着型サービスの整備や地域支援事行の取り組みは市が実施主体となっています。また、介護保険に関する相談窓口や情報提供も市が行っているため、広域連合との協働体制のもと、事業や相談・情報提供を進めるとともに、地域の実情に応じた、生活を支えるための総合的なサービスの提供を行っていきます。

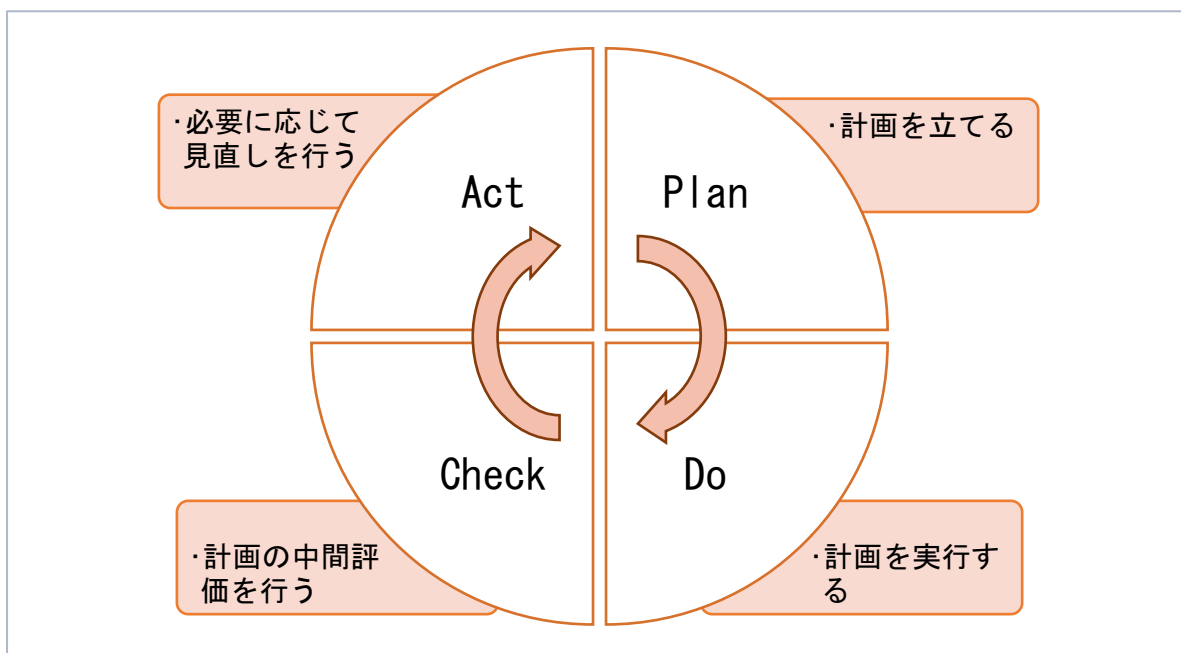


## 第6章 計画推進のために

### 1. PDCAサイクルによる計画の点検・評価の実施

本計画の推進にあたっては、地域ケア推進協議会等での各種事業等に関する調整を図りながら事業展開を行います。

PDCA(計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－見直し(Action))サイクルを通じ、個別の事業について、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて総合的に評価し、必要に応じて事業の内容の変更や追加などを行っていきます。また、施策についても、これまでの取組みを評価し、今後の展開につなげます。



### 2. 推進体制

本計画に位置づけた高齢者保健福祉施策を円滑に推進していくためには、高齢社会の到来がまちづくり全般に関わる課題であることを認識していく必要があります。

今後は、本計画の行政内での連携を図っていくとともに、高齢者福祉・介護の拠点である地域包括支援センターを中心に、関係課及び関係機関等の横断的な連携を強化していきます。

高齢者を支援するにあたっては、地域の人材の確保・育成に努めます。また、関係機関やボランティア、NPO等との協働が不可欠となることから区長会や民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、医療関連団体、社会福祉協議会等との連携体制の充実を図ります。



1. 施策・事業の一覧

基本目標	基本施策	事業名	生きがい推進課	生きがい推進課 (地域包括支援センター)	社会福祉課	健康増進課	国保年金課	教育指導課	児童家庭課	観光商工課	生活環境課	総務課	都市建設課	生涯学習課	社会福祉協議	その他				
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	(1) 健康な高齢期を迎えるために	1) 生活習慣病予防の取り組みとの連携					◎													
		2) 高齢者の健康保持・増進		◎																
	(2) 元気な毎日を送るために	1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	①訪問型サービスの推進		◎		○	○												
			②通所型サービスの推進		◎		○	○												
		2) 一般介護事業の推進	①介護予防把握事業		◎			○												
			②介護予防普及啓発事業	②-1 介護予防の知識の普及啓発		◎			○											
				②-2 高齢者筋力向上トレーニング事業 (がんじゅう教室)		◎													●	
				②-3 介護予防教室		◎													●	
			③地域介護予防活動支援事業	③-1 地域ふれあいミニデイサービス事業		◎													●	
				③-2 介護支援ボランティアポイント制度		◎													●	
	③-3 訪問リハビリ			◎													●			
	(3) 自立生活を支えるために	1) 包括的支援事業の推進	①(新規) 地域包括支援センターの業務整備		◎															
			②地域包括支援センターの運営充実	②-1 地域包括支援センターの周知徹底			◎													
				②-2 地域包括支援センターの体制の強化			◎													
				②-3 介護予防ケアマネジメント事業の充実			◎													●
				②-4 相談と情報提供の充実	②-4-1 相談体制の充実		◎		○	○										
					②-4-2 情報提供の充実			◎												
				②-5 権利擁護の推進	②-5-1 権利擁護の相談の充実			◎	○											
					②-5-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進		◎		○											
			②-5-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進			◎	○	○												
②-6 ケアマネジメント支援事業				◎	○	○														
②-7 地域ケア会議の充実				◎	○	○														
③在宅医療・介護連携の推進				◎			○	○									●			
④認知症施策の推進				◎			○	○									●			
⑤生活支援サービスの体制整備			◎													○				
2) 任意事業の充実	①家族介護用品支給事業		◎																	
	②家族介護慰労金支給事業		◎																	
	③食の自立支援サービス事業		◎														●			
	④成年後見制度利用支援事業		◎		○															
	⑤夜間・休日の虐待等相談事業		◎														●			

		⑥緊急通報システム事業	◎													●
--	--	-------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

◎所管課、○関係課、●実施主体又は委託先

	基本目標	基本施策	事業名	生きがい推進課	（地域包括支援センター） 生きがい推進課	社会福祉課	健康増進課	国保年金課	教育指導課	児童家庭課	観光商工課	生活環境課	総務課	都市建設課	生涯学習課	その他				
																社会福祉協議	その他			
1. 地域包括ケアシステムの深化・推	(3) 自立生活を支えるために	3) 市の単独事業の充実	①外出支援サービス事業	◎													●			
			②ショートステイ事業	◎														●		
		4) 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援	◎																●	
			5) 地域密着型サービスの充実	①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	◎															
				②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	◎															
	(4) 認知症への対応を強化するために	1) 認知症予防対策の推進	◎																	
			2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	◎				○												
			3) 認知症支援ネットワークづくり	◎																
			4) 認知症家族介護者への支援	◎																
			5) 認知症の方とその家族の居場所づくり	◎																
6) 認知症サポーターの養成			◎																	
7) 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実			◎																	
2. 地域づくり・ネットワークの整備	(1) 支え合いの地域づくり	1) (新規) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	◎																	
			2) 地域支え合い支援事業の推進	○		○												◎		
		3) ボランティア活動の推進	①ボランティアの育成支援	◎															●	
			②ボランティア活動の推進	◎															●	
			③高齢者のボランティア活動参加促進	◎																
	④社会福祉関係機関・団体との連携		◎		○	○					○							●		
	4) 福祉教育の推進	①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進								◎								◎		
		②ボランティア活動推進校の指定								○								●		
	(2) 生きがいのある生活のために	1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実	①スポーツ活動の機会の充実														◎			
			②高齢者の生きがい健康づくり事業	◎																
③文化活動、生涯学習機会の充実																◎				
④生きがい活動についての情報提供の充実																◎				
2) ふれあい、交流等の推進		①地域の交流の機会の拡充	◎															●		
		②世代間交流の機会の拡充	◎							◎	◎									
		③老人クラブ活動支援の充実	◎																	
		④敬老会の実施	◎																	
3) 就労の支援推進											◎									
4) その他の生きがいづくりの推進		◎																		
(3) 安心と安全の生活環境のために	1) 防犯・防災対策の充実	①連携による防犯対策の推進										◎								
		②自主防犯活動の推進										◎								
		③防犯灯の設置促進										◎								
		④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化	◎										◎				◎			
		⑤自主防災組織発足や活動の支援											◎							
		⑥犯罪や災害に関する知識の普及											◎							
	2) 建物や道路、住宅等の環境整備の推進	①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進													◎					
		②交通安全対策											◎							

◎所管課、○関係課、●実施主体又は委託先

## 2. 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則

平成18年3月31日

規則第127号

改正 平成25年10月1日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成18年南城市条例第22号）第3条の規定に基づき、南城市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) その他特に必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。



3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

- (1) 第2条の審議事項の調査に関すること。
  - (2) 委員会に提出する原案の作成に関すること。
- (意見の聴取等)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部生きがい推進課において処理する。

(平25規則38・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 3. 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

	氏名	機関・団体名	備考
1	湧上 民雄	南部地区医師会 常任理事	委員
2	徳盛 裕元	一般社団法人 沖縄県認知症介護指導者会 理事	委員長
3	大城 則子	南部地区医師会 南部在宅医療介護支援センター コーディネーター	副委員長
4	中本 安照	南城市老人クラブ連合会 会長	委員
5	具志堅 秀雄	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 委員	委員
6	仲里 秀子	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 委員	委員
7	安次富 和美	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 委員	委員
8	比嘉 久美	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 委員	委員
9	砂川 均	南城市区長会 会長	委員
10	新垣 節	南城市女性会 会長	委員
11	喜舎場 朝秀	特別養護老人ホーム小谷園 施設長	委員
12	津波 成美	南城市社会福祉協議会 地域福祉課長	委員
13	八幡 恭光	南城市健康増進課長	委員
14	中本 和正	南城市社会福祉課長	委員

#### 4. 南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況

	開催日	内 容
第1回	平成29年12月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱状交付</li><li>・委員会へ諮問</li><li>・計画の策定と制度の説明</li><li>・市高齢者に関するアンケート調査結果報告</li></ul>
第2回	平成30年1月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート調査結果（クロス集計）報告</li><li>・計画案の審議</li></ul>
第3回	平成30年3月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画案審議及び承認</li></ul>
—	平成30年3月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・市長に答申</li></ul>

## 南城市高齢者保健福祉計画

「福寿の郷 南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」

---

発行年月日	平成 30 年 3 月
発 行	南城市
企画・編集	南城市 福祉部 生きがい推進課 〒901-1292 沖縄県南城市大里字仲間 8 0 7 番地 TEL 098-946-8985 FAX 098-882-8114

---